

# 海陽町地域防災計画

---

## 資料編



# 海陽町地域防災計画 資料編 目次

<b>第1部 防災上注意すべき自然条件</b> .....	1
1. 町内の主要な山岳・河川.....	2
(1) 山岳.....	2
(2) 河川.....	2
2. 気象.....	3
(1) 震度計設置場所.....	3
(2) 雨量観測所一覧.....	3
(3) 降雨量.....	4
(4) 主な台風経路図.....	4
(5) 月別の台風主要経路傾向図.....	5
3. 急傾斜地崩壊危険区域一覧.....	6
4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧.....	7
(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ.....	7
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ.....	9
(3) 危険箇所番号なし.....	14
5. 地すべり防止区域一覧.....	15
6. 地すべり危険箇所一覧.....	15
7. 砂防指定地一覧.....	16
8. 山地に起因する災害危険箇所一覧.....	17
(1) 山地崩壊危険地区.....	17
(2) 崩壊土砂流出危険地区.....	20
9. 土石流危険渓流一覧.....	23
(1) 土石流危険渓流Ⅰ.....	23
(2) 土石流危険渓流Ⅱ.....	24
10. 重要水防区域・施設等一覧.....	25
(1) 重要水防区域.....	25
(2) 重要な水門・樋門等.....	27
(3) 排水機場.....	29
11. 保安林配備一覧.....	29
(1) 民有保安林配備現況.....	29

(2) 国有（林野庁所管）保安林配備現況 .....	29
12. 海岸保全区域一覧 .....	30
(1) 国土交通省水管理・国土保全局所管分 .....	30
(2) 国土交通省港湾局所管分 .....	30
(3) 水産庁所管分 .....	30

## 第2部 災害対策に関する資料 .....

13. 災害救助法 .....	32
(1) 災害救助法の適用基準 .....	32
(2) 災害救助の主な事務のあらまし .....	33
(3) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 .....	34
14. 無線局局名録 .....	38
(1) 消防関係 .....	38
(2) 国土交通省関係 .....	38
(3) 海岸局関係 .....	38
15. アマチュア無線関係 .....	39
16. 緊急地震・津波避難場所（地震・津波時の指定緊急避難場所）一覧 .....	40
17. 指定避難所 .....	43
(1) 指定避難所一覧 .....	43
(2) 拠点避難所への集約の流れ .....	45
18. 避難促進施設一覧 .....	66
19. 要配慮者利用施設一覧 .....	67
20. 保育・教育施設一覧 .....	68
21. 医療機関一覧 .....	69
22. 薬剤師会開局会員一覧 .....	70
23. 救急病院等一覧 .....	71
(1) 災害拠点病院 .....	71
(2) DMAT 指定医療機関 .....	71
(3) 救急告示医療機関 .....	72
24. AED設置箇所（町設置）一覧 .....	74
25. 危険物施設一覧 .....	76
26. 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧 .....	77
27. 町有自動車一覧 .....	78

28. 輸送業者（タクシー）一覧	83
29. 消防力	84
(1) 消防団関係	84
(2) 公設消防水利状況	85
(3) 水防倉庫・消防倉庫の備蓄資材状況	85
(4) 資機材購入先及び調達先	86
30. 自主防災組織	87
31. 備蓄状況	88
(1) 備蓄倉庫・防災倉庫等一覧	88
(2) 医療用資機材、医薬品等保管場所	89
(3) 食料・飲料水保管場所	89
32. 徳島県海上避難ガイドマップ【牟岐・海陽】	90
33. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）	91
(1) 応急仮設住宅 1K（6坪）	91
(2) 応急仮設住宅 2K（9坪）	92
(3) 応急仮設住宅 3K（12坪）	93
(4) 応急仮設住宅 集会所（21坪）	93
34. 海陽町内で作成されている地区防災計画一覧	94
35. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図	95
36. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	96

---

## 第3部 条例・規則・協定等

37. 海陽町介護保険条例	98
38. 海陽町国民保護協議会条例	108
39. 海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	109
40. 海陽町災害対策本部条例	111
41. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例	112
42. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	116
43. 海陽町消防団の設置等に関する条例	138
44. 海陽町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例	139
45. 海陽町消防団組織等に関する規則	142
46. 海陽町防災会議条例	147
47. 海陽町防災行政無線通信施設の管理に関する規則	149

48. 徳島県排出油等防除協議会会則.....	164
49. 徳島県排出油等防除協議会運営要領.....	168
50. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則.....	171
51. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画.....	172
52. 徳島県排出油等防除協議会情報伝達函（全域所属）.....	175
53. 油防除資機材等保有量及び供給計画表（全域所属）.....	176
54. 指定各機関.....	178
55. 海陽町災害見舞金等支給条例.....	180
56. 海陽町災害見舞金等支給条例施行規則.....	182
57. 海陽町水防協議会設置条例.....	184
58. 海陽町総合災害補償規程.....	186
59. 海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例.....	189
60. 海陽町防災対策施設の設置及び管理に関する条例.....	192
61. 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱.....	193
62. 公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱.....	199
63. 海陽町救助・捜索に関する要綱.....	201
64. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領.....	202
65. 防災に関する協定一覧.....	207

---

## 第4部 様式等.....209

66. 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書.....	210
67. 自衛隊派遣要請文書様式.....	212
68. 自衛隊撤収要請文書様式.....	213
69. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第1号様式（火災）.....	214
70. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第2号様式（特定の事故）.....	217
71. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第3号様式 （救急・救助事故・武力攻撃災害等）.....	220
72. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第4号様式.....	222
73. 災害中間報告・災害確定報告.....	227
74. 災害報告記入要領.....	228
75. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式.....	231
76. 消防防災ヘリコプター運行管理者への災害等状況報告書様式.....	232
77. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式.....	233

78. 通行の禁止または制限するときの標識（様式1） .....	234
79. 緊急通行車両の標章（様式2） .....	234
80. 緊急通行車両確認証明書（様式3） .....	235
81. 避難情報の放送依頼様式（放送に係る申し合わせ） .....	236
82. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙 .....	238
83. 徳島県管理河川水防情報発表受報用紙 .....	239
84. 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙 .....	240
85. 徳島県管理河川氾濫警戒情報等発表受報用紙 .....	241
86. 徳島県水位周知海岸氾濫警戒情報等発表受報用紙 .....	242
87. 避難行動個別計画書様式 .....	243
88. ボランティア活動様式集 .....	244



# 第1部

## 防災上注意すべき自然条件

## 1. 町内の主要な山岳・河川

### (1) 山岳

山岳名	標高(m)
銅切丸	883.6
鰻轟山	1,046.0
吉野丸	1,116.3
金瀬	1,147.3
貧田丸	1,017.5
湯桶丸	1,372.0

### (2) 河川

河川名	水系	区 間		延長(m)
		上流端	下流端	
海部川	海部川	左岸 海部郡海陽町平井字大木屋100 右岸 同上	海	36,327
善蔵川		左岸 海部郡海陽町熱田字計石30番の85地先 左岸 海部郡海陽町熱田字計石28番の7地先	海部川への合流点	7,500
母川		左岸 海部郡海陽町櫛川字馬場17番地先 右岸 海部郡海陽町櫛川字箕川19番地先	海部川への合流点	7,200
相川		左岸 海部郡海陽町相川字上皆津15番地先 右岸 海部郡海陽町櫛川字箕川19番地先	海部川への合流点	13,041
穴喰川		左岸 海部郡海陽町大字小谷字中谷 右岸 同上	海	11,127
広岡川	穴喰川	左岸 海部郡海陽町大字小谷字北河内119番地先 右岸 左岸に対応する区域	穴喰川への合流点	7,100
伊勢田川		伊勢田川	左岸 海部郡海陽町浅川字荒瀬15番の445地先 右岸 海部郡海陽町浅川字新川3番地先	海
野根川	野根川	左岸 海部郡海陽町大字久尾字石 右岸 同上	海 (高知県東洋町)	12,455 (海陽町内)

その他、延長2,000m未満の二級河川として、鯖瀬川、浦上川、粟の浦川等が流れている。  
準用河川は、大木屋川、上小谷川、桑原谷川、猪ノ谷川、七川、大谷川、原谷川、中野川、岡本川、笹草川、忠瀬谷川、西川、福良川、小鯖瀬川、久保川、山後川、九艘谷川、くれき川、猪ノ鼻川、那佐川、正梶川、古目谷川、板取西川、板取東川、安養寺谷川、馳馬西谷川、中角川、角坂寺谷川、際谷川、正梶南谷川、船津谷川、日比字谷川、茅尾谷川、西谷川等

## 2. 気象

### (1) 震度計設置場所

所 管	設 置 場 所	
徳島県計測震度計	海陽町役場	海陽町大里字上中須128
徳島県計測震度計	海陽町海部庁舎	海陽町奥浦字新町44
徳島県計測震度計	海陽町穴喰庁舎	海陽町久保字久保49

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

### (2) 雨量観測所一覧

所 有 者	観測所名	所 在 地	観測施設の明細		
			型 式	管 理 者	データ取得
海陽町	大里	海陽町大里	転倒ます型雨量計	海陽町	海南庁舎
〃	榎木屋集会所	海陽町小川字下榎木屋57	〃	〃	海陽町役場
〃	消防団川上 第4消防屯所	海陽町小川字小川15-4	〃	〃	〃
〃	大内生活 改善センター	海陽町相川字上大内31	〃	〃	〃
〃	消防団川上 第3消防屯所	海陽町相川字岡本192-2	〃	〃	〃
〃	小谷西集会所	海陽町小谷字小野39-1	〃	〃	〃
徳島地方 気象台	海陽	海陽町四方原字杉谷	転倒ます型雨量計	徳島地方 気象台	徳島地方 気象台
国土交通省四 国地方整備局 徳島河川国道 事務所	海南	海陽町浅川字小鯖 瀬口24-3	テレメーター	徳島河川国道 事務所（道路）	徳島河川国道 事務所
〃	穴喰	海陽町久保字板取224-1	〃	〃	〃
徳島県 県土整備部	久尾	海陽町久尾字久尾148-1	〃	南部総合県民局 （美波）	砂防・気候 防災課
〃	大井	海陽町大井字宮ノ前 84-2地先	〃	〃	〃
〃	浅川	海陽町浅川川ヨリ東 26-4	〃	〃	〃
〃	寒ヶ瀬	海陽町平井字寒ヶ瀬115	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	〃	河川整備課
〃	神野	海陽町神野字七川1-1	〃	〃	〃
〃	奥浦	海陽町字鹿ヶ谷3-1	〃	〃	〃
〃	穴喰	海陽町穴喰浦字中角1-1	〃	〃	〃
〃	小谷	海陽町小谷字落合106	1mm転倒ます型自記雨量計	〃	〃
阿佐海岸鉄道 株式会社	阿佐海岸鉄道 穴喰駅（雨）	海陽町穴喰浦字正棍22-1	警報機付風速・雨量監視装置	施設課	運転指令

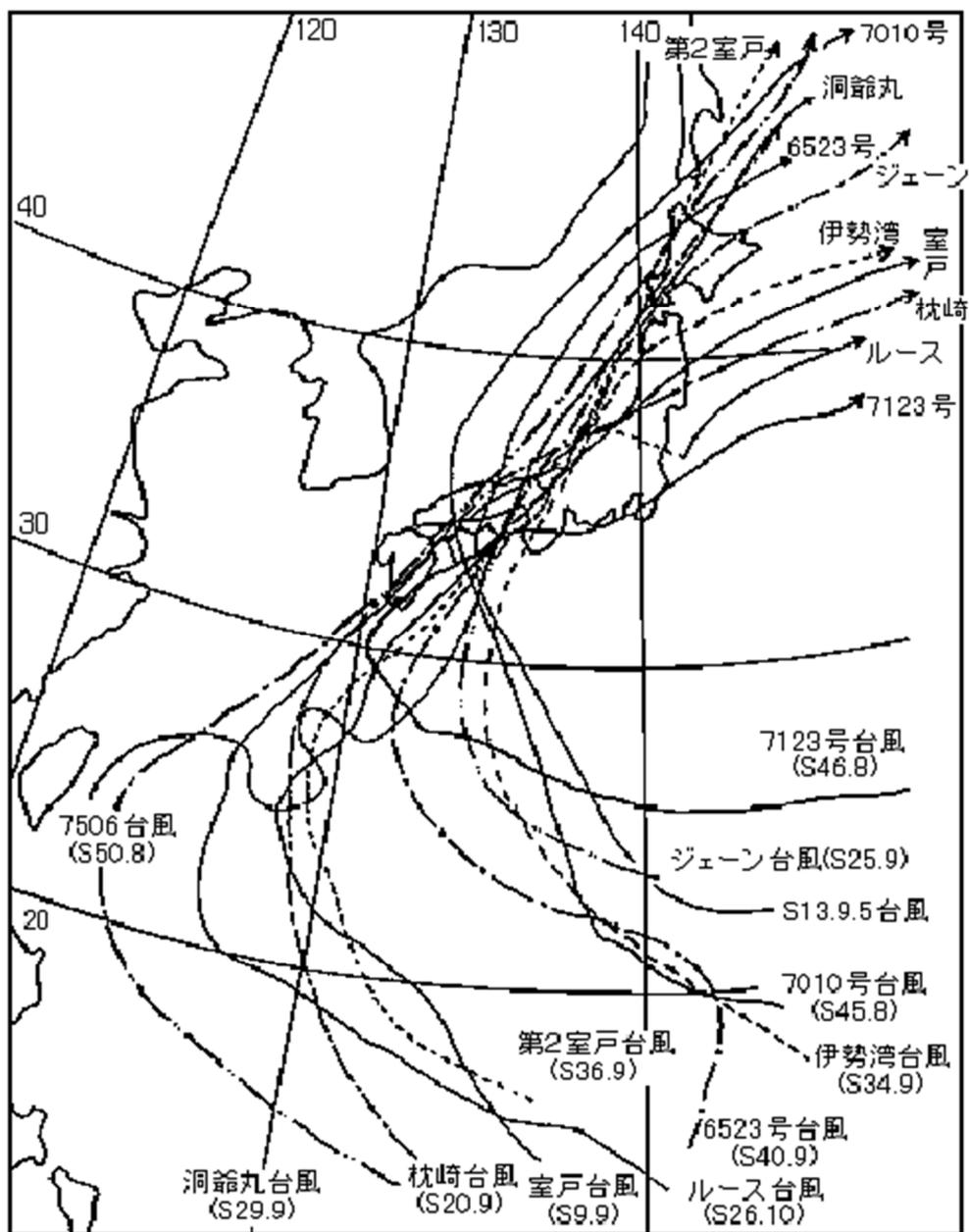
参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

(3) 降雨量

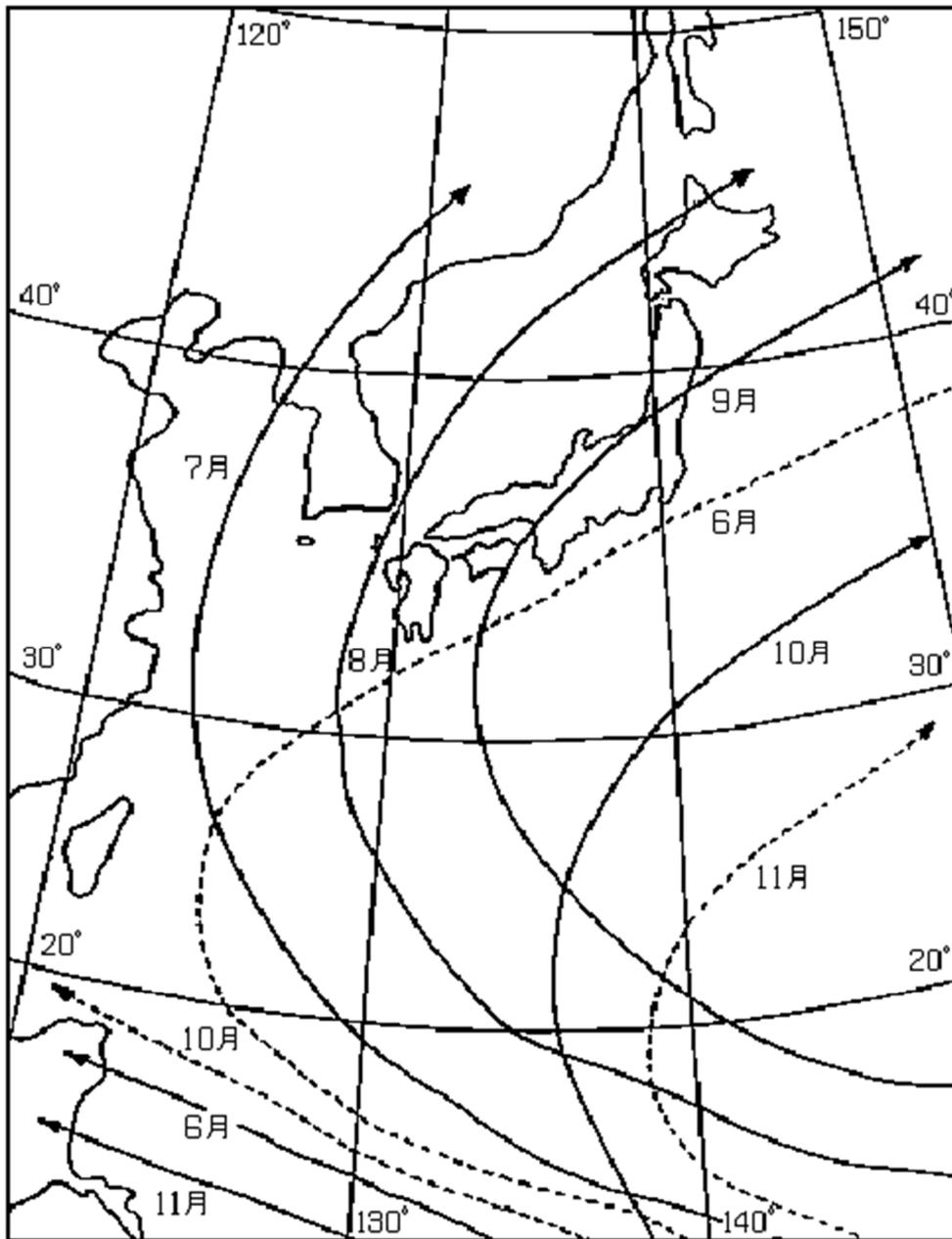
年	降水量 (mm)			
	最大			合計
	日	1時間	10分間	
2018	181.0	56.0	21.0	3051.5
2019	238.5	60.5	22.5	3043.0
2020	123.0	38.0	14.5	2792.5
2021	483.5	120.0	22.5	3789.0
2022	177.0	47.0	21.0	2416.5

参照：徳島地方気象台（観測地点「海陽」）

(4) 主な台風経路図



(5) 月別の台風主要経路傾向図



### 3. 急傾斜地崩壊危険区域一覧

指定番号	区域名	告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面面積 (ha)
46	三浦	S48.03.09	155	4.16	5.93
46	三浦 (追加)	S62.01.23	50	0.23	0.27
142	多良	S52.03.04	151	2.28	2.56
143	四方原	S52.03.04	151	1.68	1.92
144	相川	S52.03.04	151	2.13	2.41
189	多良 (2)	S53.05.26	450	1.95	2.33
193	若松	S53.11.10	1000	1.00	1.51
218	相川中野	S56.02.13	119	0.45	0.57
261	神野	S60.10.04	796	0.73	0.92
275	築ノ本	S62.01.23	50	0.40	0.48
309	大比	H02.02.06	98	2.00	2.40
328	神野前	H04.03.31	235	2.78	3.13
352	皆ノ瀬	H07.03.27	232	1.31	1.50
353	中野 (2)	H07.03.27	232	2.22	2.80
371	小川	H10.02.24	150	2.73	2.99
428	柱野	H17.08.16	722	1.12	1.25
460	川ヨリ西	H26.06.09	430	1.50	1.95
9	鞆浦	S46.09.10	692	2.01	2.37
15	鞆浦東	S46.12.17	953	2.19	2.40
25	脇ノ宮	S47.02.04	116	0.96	1.32
26	町内	S47.02.04	116	0.81	1.30
132	松木谷	S50.04.11	249	0.45	0.49
139	大井	S52.03.04	151	1.10	1.25
140	櫛川	S52.03.04	151	2.86	3.36
141	富田	S52.03.04	151	1.12	1.29
284	南町	S62.08.21	678	1.10	1.22
285	山下	S63.11.08	755	0.60	0.75
285	山下 (追加)	H30.11.26	755	0.28	0.29
365	富田 (2)	H09.03.11	143	1.30	1.60
385	鹿ヶ谷	H13.03.27	1238	0.49	0.57
401	櫛川 (2)	H14.10.15	867	0.80	0.92
434	兼ヶ渚	H18.02.28	197	3.65	4.28
435	中屋敷	H18.02.28	197	2.63	3.11
454	堤ノ外	H23.12.20	851	0.79	0.89
459	新町	H26.06.09	430	0.74	0.83
16	竹ヶ島	S46.12.17	953	1.51	1.82
16	竹ヶ島 (追加)	H08.06.25	395	0.32	0.36
16	竹ヶ島 (追加)	H20.03.04	116	0.16	0.18
135	大野	S52.03.04	151	0.75	0.88
136	正梶	S52.03.04	151	0.53	0.64
137	八山	S52.03.04	151	1.45	1.73
138	馳馬	S52.03.04	151	0.45	0.50
208	那佐	S55.04.30	349	2.00	2.64
209	船津	S55.04.30	349	0.98	1.22
210	久尾	S55.04.30	349	2.33	2.50
210	久尾 (追加)	H10.02.24	150	2.37	2.54
260	馳馬西	S60.10.04	796	1.13	1.33
327	八山 (2)	H04.03.31	235	0.80	1.20
337	日比原 (1)	H05.01.19	28	1.31	1.52
338	日比原 (2)	H05.01.19	28	0.48	0.55
376	角坂	H11.12.17	829	0.95	1.02
457	久保	H26.02.04	84	1.15	1.43
462	那佐	H27.08.21	650	0.33	0.43

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

#### 4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

- 定義 -

＜急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ＞

傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある箇所。

＜急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ＞

傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

##### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

(1/3)

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
1920	自然斜面	皆ノ瀬	小川	皆ノ瀬	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1921	自然斜面	小川口	小川	小川	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1922	自然斜面	大比	小川	大比	H25.3.29	164	H25.3.29	165
1923	自然斜面	上小谷(1)	小川	上小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1924	自然斜面	神ノ前	神野	神ノ前	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1925	自然斜面	神野	神野	神野	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1926	自然斜面	高尾	神野	高尾	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1927	自然斜面	若松	若松	若松	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1928	自然斜面	築ノ本	若松	築ノ本	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1929	自然斜面	村山	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1930	自然斜面	室津	相川	室津	H23.8.25	563	H23.8.25	565
1931	自然斜面	桂野	相川	桂野	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1932	自然斜面	相川	相川	相川	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1933	自然斜面	相川中野	相川	中野	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1934	自然斜面	中野(1)	相川	中野	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1935	自然斜面	中野(2)	相川	中野	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1936	自然斜面	横岡	浅川	横岡	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1937	自然斜面	中相	浅川	中相	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1938	自然斜面	鯖瀬口	浅川	鯖瀬口	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1939	自然斜面	小鯖瀬口(1)	浅川	小鯖瀬口	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1940	自然斜面	大砂(1)	浅川	大砂	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1941	自然斜面	加島(1)	浅川	加島	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1942	自然斜面	西	浅川	西	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1943	自然斜面	三浦	浅川	三浦	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1944	自然斜面	中川	浅川	中川	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1945	自然斜面	川ヨリ西	浅川	川ヨリ西	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1946	自然斜面	栗浦口(1)	浅川	栗浦口	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1947	自然斜面	ノドロ(1)	浅川	ノドロ	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1948	自然斜面	ノドロ(2)	浅川	ノドロ	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1949	自然斜面	村山(2)	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1950	自然斜面	羽坂(1)	浅川	羽坂	H29.5.23	294	H29.5.23	295
1951	自然斜面	四方原	四方原	四方原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1952	自然斜面	コカロト	吉野	コカロト	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1953	自然斜面	多良(1)	多良	多良	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1954	自然斜面	多良(2)	多良	多良	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1955	自然斜面	田尻	大井	田尻	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1956	自然斜面	家の元	大井	家の元	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1957	自然斜面	大井	大井	大井	H30.11.19	732	H30.11.19	733

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
1958	自然斜面	富田(1)	富田	富田	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1959	自然斜面	富田(2)	富田	富田	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1960	自然斜面	五反田(1)	富田	五反田	H26.3.28	202	H26.3.28	203
1961	自然斜面	前田	吉田	前田	H26.3.28	202	H26.3.28	203
1962	自然斜面	吉田	吉田	吉田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1963	自然斜面	丸山	中山	丸山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1964	自然斜面	兼ヶ淵	中山	兼ヶ淵	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1965	自然斜面	狭間	中山	狭間	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1966	自然斜面	中屋敷	中山	中屋敷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1967	自然斜面	岡	櫛川	岡	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1968	自然斜面	櫛川	櫛川	櫛川	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1969	自然斜面	片山	櫛川	片山	H26.3.28	202	H26.3.28	203
1970	自然斜面	高園	高園	高園	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1971	自然斜面	中ケイ(1)	高園	中ケイ	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1972	自然斜面	松木谷	奥浦	松木谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1973	自然斜面	脇ノ宮	奥浦	脇ノ宮	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1974	自然斜面	新町	奥浦	新町	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1975	自然斜面	町内	奥浦	町内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1976	自然斜面	堤の外	奥浦	堤の外	H23.8.25	563	H23.8.25	565
1977	自然斜面	鹿ヶ谷(1)	奥浦	鹿ヶ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1978	自然斜面	橋の本	奥浦	橋の本	H26.3.28	202	H26.3.28	203
1979	自然斜面	山下	鞆浦	山下	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1980	自然斜面	鞆浦	鞆浦	鞆浦	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1981	自然斜面	南町	鞆浦	南町	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1982	自然斜面	鞆浦東	鞆浦	鞆浦	H30.11.19	732	H30.11.19	733
1983	自然斜面	久尾	久尾	久尾	R1.12.20	595	R1.12.20	597
1984	自然斜面	船津(1)	船津	船津	R1.12.20	595	R1.12.20	597
1985	自然斜面	船津(2)	船津	船津	R1.12.20	595	R1.12.20	597
1986	自然斜面	角坂(1)	角坂	角坂	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1987	自然斜面	角坂(2)	角坂	角坂	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1988	自然斜面	芥附	芥附	芥附	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1989	自然斜面	安井	安井	安井	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1990	自然斜面	尾崎	尾崎	尾崎	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1991	自然斜面	八山(1)	尾崎	八山	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1992	自然斜面	八山(2)	尾崎	八山	H23.3.24	168	H23.3.24	170
1993	自然斜面	大野	日比原	大野	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1994	自然斜面	馳馬西1	日比原	馳馬西	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1995	自然斜面	馳馬	日比原	馳馬	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1996	自然斜面	日比原(1)	日比原	日比原	H28.11.1	672	H28.11.1	673
1997	自然斜面	日比原(2)	日比原	日比原	R1.9.24	396	R1.9.24	398
1998	自然斜面	安養寺(1)	久保	安養寺	R1.9.24	396	R1.9.24	398
1999	自然斜面	北田(1)	久保	北田	H23.8.25	589	H23.8.25	590
2000	自然斜面	北田(2)	久保	北田	H26.3.28	202	H26.3.28	203
2001	自然斜面	久保	久保	久保	H23.8.25	589	H23.8.25	590
2002	自然斜面	安養寺(2)	久保	安養寺	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2003	自然斜面	板取(1)	久保	板取	H23.3.24	168	H23.3.24	170
2004	自然斜面	板取(2)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2005	自然斜面	正梶(1)	穴喰浦	正梶	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2006	自然斜面	正梶(2)	穴喰浦	正梶	H23.3.24	168	H23.3.24	170
2007	自然斜面	古目(1)	穴喰浦	古目	H26.3.28	202	H26.3.28	203
2008	自然斜面	古目(2)	穴喰浦	古目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2009	自然斜面	水床	穴喰浦	角井	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2010	自然斜面	那佐(1)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2011	自然斜面	那佐(2)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2012	自然斜面	角井	穴喰浦	角井	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2013	自然斜面	竹ヶ島(1)	穴喰浦	竹ヶ島	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
2014	自然斜面	穴喰(1)	穴喰	穴喰	H26.3.28	202	H26.3.28	203
2015	自然斜面	落合(1)	小谷	落合	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2016	自然斜面	北河内(1)	小谷	北河内	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2095	自然斜面	那佐(3)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2096	自然斜面	竹ヶ島(2)	穴喰浦	竹ヶ島	R1.9.24	396	R1.9.24	398
2097	自然斜面	板取	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## (2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7460	自然斜面	田ノ谷(1)	浅川	田ノ谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7461	自然斜面	柳内(1)	浅川	柳内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7462	自然斜面	柳内(2)	浅川	柳内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7463	自然斜面	柳内(3)	浅川	柳内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7464	自然斜面	柳内(4)	浅川	柳内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7465	自然斜面	柳内(5)	浅川	柳内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7466	自然斜面	西(2)	浅川	西	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7467	自然斜面	西(3)	浅川	西	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7468	自然斜面	高畠(1)	浅川	高畠	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7469	自然斜面	高畠(2)	浅川	高畠	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7470	自然斜面	松田屋敷(1)	浅川	松田屋敷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7471	自然斜面	松田屋敷(2)	浅川	松田屋敷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7472	自然斜面	桶谷(1)	浅川	桶谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7473	自然斜面	桶谷(2)	浅川	桶谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7474	自然斜面	桶谷(3)	浅川	桶谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7475	自然斜面	焼尾(1)	浅川	焼尾	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7476	自然斜面	焼尾(2)	浅川	焼尾	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7477	自然斜面	竹ノ内(1)	浅川	竹ノ内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7478	自然斜面	竹ノ内(2)	浅川	竹ノ内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7479	自然斜面	竹ノ内(3)	浅川	竹ノ内	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7480	自然斜面	新川(1)	浅川	新川	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7481	自然斜面	新川(2)	浅川	新川	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7482	自然斜面	新川(3)	浅川	新川	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7483	自然斜面	粟浦奥(1)	浅川	粟浦奥	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7484	自然斜面	粟浦奥(2)	浅川	粟浦奥	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7485	自然斜面	粟浦奥(3)	浅川	粟浦奥	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7486	自然斜面	別当(1)	浅川	別当	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7487	自然斜面	別当(2)	浅川	別当	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7488	自然斜面	天神前(1)	浅川	天神前	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7489	自然斜面	天神前(2)	浅川	天神前	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7490	自然斜面	天神前(3)	浅川	天神前	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7491	自然斜面	片山(1)	浅川	片山	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7492	自然斜面	片山(2)	浅川	片山	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7493	自然斜面	片山(3)	浅川	片山	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7494	自然斜面	大畑(1)	浅川	大畑	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7495	自然斜面	大畑(2)	浅川	大畑	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7496	自然斜面	大畑(3)	浅川	大畑	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7497	自然斜面	イナ(1)	浅川	イナ	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7498	自然斜面	イナ(2)	浅川	イナ	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7499	自然斜面	イナ(3)	浅川	イナ	H29.5.23	294	H29.5.23	295

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7500	自然斜面	大山(1)	浅川	大山(1)	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7501	自然斜面	荒瀬(1)	浅川	荒瀬	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7502	自然斜面	中谷(1)	浅川	中谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7503	自然斜面	忠瀬(1)	浅川	忠瀬	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7504	自然斜面	北シンサイ谷(1)	浅川北	シンサイ谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7505	自然斜面	船ヶ谷(1)	浅川	船ヶ谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7506	自然斜面	広畠(1)	浅川	広畠	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7507	自然斜面	一宇谷(1)	浅川	一宇谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7508	自然斜面	市谷(1)	浅川	市谷	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7509	自然斜面	ノドロ(3)	浅川	ノドロ	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7510	自然斜面	ノドロ(4)	浅川	ノドロ	—	—	—	—
7511	自然斜面	鍛冶屋(1)	浅川	鍛冶屋	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7512	自然斜面	鍛冶屋(2)	浅川	鍛冶屋	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7513	自然斜面	粟浦口(2)	浅川	粟浦口	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7514	自然斜面	浅川(1)	浅川	浅川	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7515	自然斜面	加島(2)	浅川	加島	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7516	自然斜面	大砂(2)	浅川	大砂	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7517	自然斜面	山戸(1)	浅川	山戸	H29.5.23	294	H29.5.23	295
7518	自然斜面	大道東(1)	四方原	大道東	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7519	自然斜面	杉谷(1)	四方原	杉谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7520	自然斜面	杉谷(2)	四方原	杉谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7521	自然斜面	四郎ヶ鼻(1)	大里	四郎ヶ鼻	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7522	自然斜面	杉谷(1)	大里	杉谷	R1.12.20	595	R1.12.20	597
7523	自然斜面	片山(1)	大里	片山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7524	自然斜面	片山(2)	大里	片山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7525	自然斜面	五反田(1)	大里	五反田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7526	自然斜面	白水(1)	大里	白水	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7527	自然斜面	白水(2)	大里	白水	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7528	自然斜面	吉尾(1)	大里	吉尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7529	自然斜面	松原(1)	大里	松原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7530	自然斜面	宮ノ後(1)	大里	宮ノ後	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7531	自然斜面	宮ノ後(2)	大里	宮ノ後	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7532	自然斜面	片山(1)	吉野	片山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7533	自然斜面	片山(2)	吉野	片山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7534	自然斜面	片山(3)	吉野	片山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7535	自然斜面	下川原(1)	吉野	下川原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7536	自然斜面	下川原(2)	吉野	下川原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7537	自然斜面	小松(1)	吉野	小松	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7538	自然斜面	柿谷(1)	神野	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7539	自然斜面	柿谷(2)	神野	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7540	自然斜面	高尾(2)	神野	高尾	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7541	自然斜面	後丸谷(1)	神野	後丸谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7542	自然斜面	大谷(1)	神野	大谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7543	自然斜面	大谷(2)	神野	大谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7544	自然斜面	三筒(1)	神野	三筒	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7545	自然斜面	イツリハ(1)	若松	イツリハ	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7546	自然斜面	堂ノ鼻(1)	若松	堂ノ鼻	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7547	自然斜面	上江原(1)	若松	上江原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7548	自然斜面	上江原(2)	若松	上江原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7549	自然斜面	江原(1)	若松	江原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7550	自然斜面	江原(2)	若松	江原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7551	自然斜面	江原(3)	若松	江原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7552	自然斜面	小谷(1)	若松	小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7553	自然斜面	小谷(2)	若松	小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7554	自然斜面	大森(1)	若松	大森	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7555	自然斜面	東ノ前(1)	若松	東ノ前	H30.11.19	732	H30.11.19	733

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7556	自然斜面	奥ノ谷 (1)	若松	奥ノ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7557	自然斜面	上小谷 (2)	小川	上小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7558	自然斜面	下小谷 (1)	小川	下小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7559	自然斜面	下小谷 (2)	小川	下小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7560	自然斜面	下小谷 (3)	小川	下小谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7561	自然斜面	上檜木屋 (1)	小川	上檜木屋	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7562	自然斜面	上檜木屋 (2)	小川	上檜木屋	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7563	自然斜面	上檜木屋 (3)	小川	上檜木屋	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7564	自然斜面	上檜木屋 (4)	小川	上檜木屋	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7565	自然斜面	下檜木屋 (1)	小川	下檜木屋	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7566	自然斜面	下檜木屋 (2)	小川	下檜木屋	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7567	自然斜面	下檜木屋 (3)	小川	下檜木屋	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7568	自然斜面	平嵐 (1)	小川	平嵐	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7569	自然斜面	檜ノ瀬 (2)	小川	檜ノ瀬	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7570	自然斜面	東桑原 (1)	小川	東桑原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7571	自然斜面	西桑原 (1)	小川	西桑原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7572	自然斜面	西桑原 (2)	小川	西桑原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7573	自然斜面	三ヶ尻 (1)	小川	三ヶ尻	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7574	自然斜面	玉笠 (1)	小川	玉笠	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7575	自然斜面	玉笠 (2)	小川	玉笠	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7576	自然斜面	玉笠 (3)	小川	玉笠	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7577	自然斜面	玉笠 (4)	小川	玉笠	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7578	自然斜面	山鳥 (1)	小川	山鳥	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7579	自然斜面	山鳥 (2)	小川	山鳥	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7580	自然斜面	大向 (1)	小川	大向	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7581	自然斜面	大向 (2)	小川	大向	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7582	自然斜面	笹草 (1)	相川	笹草	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7583	自然斜面	笹草 (2)	相川	笹草	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7584	自然斜面	笹無谷 (1)	相川	笹草谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7585	自然斜面	笹無谷 (2)	相川	笹草谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7586	自然斜面	笹無谷 (3)	相川	笹草谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7587	自然斜面	笹無谷 (4)	相川	笹草谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7588	自然斜面	笹無谷 (5)	相川	笹草谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7589	自然斜面	岡本 (1)	相川	岡本	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7590	自然斜面	室津 (2)	相川	室津	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7591	自然斜面	上皆津 (1)	相川	室津	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7592	自然斜面	大又 (1)	相川	大又	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7593	自然斜面	大又 (2)	相川	大又	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7594	自然斜面	大又 (3)	相川	大又	—	—	—	—
7595	自然斜面	上大内 (1)	相川	上大内	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7596	自然斜面	中大内 (1)	相川	中大内	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7597	自然斜面	中大内 (2)	相川	中大内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7598	自然斜面	下大内 (1)	相川	下大内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7599	自然斜面	下大内 (2)	相川	下大内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7600	自然斜面	下大内 (3)	相川	下大内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7601	自然斜面	下大内 (4)	相川	下大内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7602	自然斜面	村山 (3)	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7603	自然斜面	村山 (4)	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7604	自然斜面	村山 (5)	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7605	自然斜面	村山 (6)	相川	村山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7606	自然斜面	上穴瀬谷 (1)	相川	上穴瀬谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7607	自然斜面	上穴瀬谷 (2)	相川	上穴瀬谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7608	自然斜面	坂越 (1)	相川	坂越	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7609	自然斜面	井口 (1)	多良	井口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7610	自然斜面	井口 (2)	多良	井口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7611	自然斜面	坂口 (1)	熟田	坂口	H30.11.19	732	H30.11.19	733

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7612	自然斜面	坂口(2)	熟田	坂口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7613	自然斜面	彦助(1)	熟田	彦助	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7614	自然斜面	彦助(2)	熟田	彦助	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7615	自然斜面	中田(1)	熟田	中田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7616	自然斜面	中田(2)	熟田	中田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7617	自然斜面	中沢(1)	熟田	中沢	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7618	自然斜面	中沢(2)	熟田	中沢	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7619	自然斜面	水坂(1)	熟田	水坂	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7620	自然斜面	水坂(2)	熟田	水坂	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7621	自然斜面	水坂(3)	熟田	水坂	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7622	自然斜面	計石(1)	熟田	計石	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7623	自然斜面	下谷(1)	平井	下谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7624	自然斜面	下谷(2)	平井	下谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7625	自然斜面	檜谷(1)	平井	檜谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7626	自然斜面	保勢(1)	平井	保勢	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7627	自然斜面	杉宇(1)	平井	杉宇	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7628	自然斜面	クグルミ(1)	平井	クグルミ	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7629	自然斜面	川又(1)	平井	川又	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7630	自然斜面	大木屋(2)	平井	大木屋	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7631	自然斜面	寒ヶ瀬(1)	平井	寒ヶ瀬	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7632	自然斜面	寒ヶ瀬(2)	平井	寒ヶ瀬	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7633	自然斜面	王余魚谷(1)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7634	自然斜面	王余魚谷(2)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7635	自然斜面	王余魚谷(3)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7636	自然斜面	平井(1)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7637	自然斜面	平井(2)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7638	自然斜面	平井(3)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7639	自然斜面	平井(4)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134
7640	自然斜面	鹿ノ谷(2)	奥裏	鹿ヶ谷	—	—	—	—
7641	自然斜面	鹿ノ谷(3)	奥裏	鹿ヶ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7642	自然斜面	鹿ノ谷(4)	奥裏	鹿ヶ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7643	自然斜面	鹿ノ谷(5)	奥裏	鹿ヶ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7644	自然斜面	鹿ノ谷(6)	奥裏	鹿ヶ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7645	自然斜面	西分(1)	奥裏	西分	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7646	自然斜面	小谷口(1)	櫛川	小谷口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7647	自然斜面	小谷口(2)	櫛川	小谷口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7648	自然斜面	二本松(1)	櫛川	二本松	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7649	自然斜面	岡(2)	櫛川	岡	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7650	自然斜面	クレ石(1)	櫛川	クレ石	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7651	自然斜面	クレ石(2)	櫛川	クレ石	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7652	自然斜面	クレ石(3)	櫛川	クレ石	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7653	自然斜面	カヤノ内(1)	中山	カヤノ内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7654	自然斜面	五敷田(1)	中山	五敷田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7655	自然斜面	五敷田(2)	中山	五敷田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7656	自然斜面	北地(1)	中山	北地	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7657	自然斜面	居敷(1)	中山	居敷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7658	自然斜面	山ノ神(1)	中山	山ノ神	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7659	自然斜面	イヤ谷(1)	中山	イヤ谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7660	自然斜面	西ノ内(1)	中山	西ノ内	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7661	自然斜面	禊山(1)	中山	禊山	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7662	自然斜面	柿谷(1)	中山	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7663	自然斜面	柿谷(2)	中山	柿谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7664	自然斜面	石堤(1)	中山	石堤	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7665	自然斜面	東町(1)	鞆浦	東町	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7666	自然斜面	山下(2)	鞆浦	山下	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7667	自然斜面	田尻(2)	大井	田尻	H30.11.19	732	H30.11.19	733

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7668	自然斜面	池ノ上(1)	大井	池ノ上	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7669	自然斜面	大谷(1)	大井	大谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7670	自然斜面	上川原(1)	大井	上川原	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7671	自然斜面	山下(1)	大井	山下	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7672	自然斜面	北の谷(1)	富田	北の谷	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7673	自然斜面	南沢(1)	富田	南沢	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7674	自然斜面	出口(1)	富田	出口	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7675	自然斜面	出口(2)	富田	出口	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7676	自然斜面	ホキ口(1)	富田	ホキ口	H28.11.1	672	H28.11.1	673
7677	自然斜面	中澤(1)	野江	中澤	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7678	自然斜面	高車(1)	野江	高車	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7679	自然斜面	中村(1)	吉田	中村	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7680	自然斜面	中村(2)	吉田	中村	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7681	自然斜面	長田(1)	吉田	長田	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7682	自然斜面	出口(1)	吉田	出口	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7683	自然斜面	中ケイ(2)	高園	中ケイ	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7684	自然斜面	中ケイ(3)	高園	中ケイ	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7685	自然斜面	松木谷(1)	高園	松木谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7686	自然斜面	松木谷(2)	高園	松木谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7687	自然斜面	山下(1)	芝	山下	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7688	自然斜面	山下(2)	芝	山下	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7689	自然斜面	西谷(1)	芝	西谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7690	自然斜面	古目(3)	穴喰浦	古目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7691	自然斜面	古目(4)	穴喰浦	古目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7692	自然斜面	金目(1)	穴喰浦	金目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7693	自然斜面	金目(2)	穴喰浦	金目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7694	自然斜面	金目(3)	穴喰浦	金目	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7695	自然斜面	竹ヶ島(3)	穴喰浦	竹ヶ島	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7696	自然斜面	正梶(3)	穴喰浦	正梶	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7697	自然斜面	正梶(4)	穴喰浦	正梶	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7698	自然斜面	正梶(5)	穴喰浦	正梶	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7699	自然斜面	正梶(6)	穴喰浦	正梶	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7700	自然斜面	正梶(7)	穴喰浦	正梶	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7701	自然斜面	那佐(4)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7702	自然斜面	那佐(5)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7703	自然斜面	那佐(6)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7704	自然斜面	那佐(7)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7705	自然斜面	那佐(8)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7706	自然斜面	那佐(9)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7707	自然斜面	那佐(10)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7708	自然斜面	那佐(11)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7709	自然斜面	那佐(12)	穴喰浦	那佐	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7710	自然斜面	板取(4)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7711	自然斜面	板取(5)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7712	自然斜面	板取(6)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7713	自然斜面	板取(7)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7714	自然斜面	板取(8)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7715	自然斜面	板取(9)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7716	自然斜面	安井(1)	芥附	安井	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7717	自然斜面	匠田(1)	芥附	匠田	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7718	自然斜面	南ノ内(1)	角坂	南ノ内	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7719	自然斜面	南ノ内(2)	角坂	南ノ内	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7720	自然斜面	広岡(1)	広岡	広岡	H23.8.25	563	H23.8.25	565
7721	自然斜面	日比宇(1)	小谷	日比宇	H23.8.25	563	H23.8.25	565
7722	自然斜面	日比宇(2)	小谷	日比宇	H23.8.25	563	H23.8.25	565
7723	自然斜面	北河内(2)	小谷	北河内	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
7724	自然斜面	北河内(3)	小谷	北河内	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7725	自然斜面	北河内(4)	小谷	北河内	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7726	自然斜面	北河内(5)	小谷	北河内	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7727	自然斜面	落合(2)	小谷	落合	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7728	自然斜面	落合(3)	小谷	落合	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7729	自然斜面	落合(4)	小谷	落合	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7730	自然斜面	猪ノ鼻(1)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7731	自然斜面	猪ノ鼻(2)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7732	自然斜面	猪ノ鼻(3)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7733	自然斜面	小野(1)	小谷	小野	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7734	自然斜面	松木原(1)	塩深	松木原	H26.3.28	202	H26.3.28	203
7735	自然斜面	神子屋敷(1)	塩深	神子屋敷	H23.3.24	168	H23.3.24	170
7736	自然斜面	蔭(1)	久尾	蔭	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7737	自然斜面	蔭(2)	久尾	蔭	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7738	自然斜面	北路(1)	船津	北路	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7739	自然斜面	北路(2)	船津	北路	R1.12.20	595	R1.12.20	597
7740	自然斜面	北路(3)	船津	北路	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7741	自然斜面	船津(3)	船津	船津	R1.12.20	595	R1.12.20	597
7742	自然斜面	宮前(1)	船津	船津	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7743	自然斜面	宮前(2)	船津	船津	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7744	自然斜面	中越(1)	船津	中越	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7745	自然斜面	僧都谷(1)	船津	僧都谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7746	自然斜面	僧都谷(2)	船津	僧都谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7747	自然斜面	僧都谷(3)	船津	僧都谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7748	自然斜面	僧都谷(4)	船津	僧都谷	R1.9.24	396	R1.9.24	398
7845	自然斜面	杉谷(3)	四方原	杉谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7846	自然斜面	馬谷(1)	四方原	馬谷	H30.11.19	732	H30.11.19	733
7847	自然斜面	板取(10)	久保	板取	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## (3) 危険箇所番号なし

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	番号	指定年月日	番号
番号なし	—	まぜのおか	浅川	西福良	H29.5.23	294	H29.5.23	295

## &lt;急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準&gt;

	前日までの連続雨量が 100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が 40mm~100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを 越えたとき	当日の日雨量が80mmを 越えたとき	当日の日雨量が100mmを 越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪・融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

## 5. 地すべり防止区域一覧

指定番号	区域名	町名	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
279	小川	海陽町	小川	S37.10.17	2655	44.40
280	大井	海陽町	大井	S37.10.17	2655	9.60
281	日比原	海陽町	日比原	S37.10.17	2655	15.40
282	船津	海陽町	船津	S37.10.17	2655	77.30
283	那佐	海陽町	穴喰浦	S37.10.17	2655	92.10
350	吉田	海陽町	吉田	S38.02.26	276	30.10

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

（農林水産省農村振興局所管）

指定番号	区域名	町名	字	告示年月日	指定地面積 (ha)
126	塩深	海陽町	塩深	H3.10.24	29.43

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## 6. 地すべり危険箇所一覧

整理 番号	箇所名	町・字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
			警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	番号	指定年月日	番号
582	小川	小川	H26.3.28	202	—	—
586	船津	船津	—	—	—	—
587	那佐	穴喰浦	—	—	—	—
588	船津（2）	船津	—	—	—	—
589	日比原	日比原	H28.11.1	672	—	—
590	大井	大井	—	—	—	—
591	吉田	吉田	—	—	—	—

参照：「徳島県水防・砂防情報マップ」

（国土交通省所管分）

整理 番号	箇所名	町・字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
			警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	番号	指定年月日	番号
157	船津（2）	船津	—	—	—	—

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## 7. 砂防指定地一覽

番号	町名	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
1	海陽町	海部川	海部川	海部川	S26.2.12	64	27.4100
2	海陽町	海部川	海部川	笹無谷	S26.2.12	64	134.8500
3	海陽町	海部川	嵐瀬谷	嵐瀬谷	S47.4.17	815	2.3400
4	海陽町	伊勢田川	伊勢田川	大山谷	S49.4.22	613	5.0000
5	海陽町	海部川	若松谷	若松谷	S51.2.18	155	3.4000
6	海陽町	海部川	七川	七川	H4.3.25	831	1.6600
7	海陽町	海部川	柿谷川	柿谷川	H5.11.19	2192	2.7000
8	海陽町	海部川	猪谷川	猪谷	H12.1.27	158	1.6700
9	海陽町	海部川	相川	中野谷	H16.3.10	244	1.4595
10	海陽町	海部川	海部川	笹草谷	H17.4.15	463	1.7952
11	海陽町	海部川	相川	大谷	H22.11.2	1283	1.0941
12	海陽町	母川	海部川	折王谷 及び 同支川	S59.3.29	758	1.1500
13	海陽町	穴喰川	穴喰川	穴喰川	S22.12.29	398	1.7800
14	海陽町	穴喰川	広岡川	広岡川	S53.1.23	50	4.2000
15	海陽町	穴喰川	日比原谷	日比原谷	S56.4.30	959	1.0200

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## 8. 山地に起因する災害危険箇所一覧

### (1) 山地崩壊危険地区

(1/3)

番号	箇所名	字	面積 (ha)	備考
1	皆ノ瀬(1)	皆ノ瀬	1.00	
2	皆ノ瀬	皆ノ瀬山	2.00	
3	皆ノ瀬	皆ノ瀬山	1.00	
4	榎木屋谷		14.00	
5	川又1	川又	11.00	
6	川又2	川又	2.00	
7	海部川		4.00	
8	川又3	川又	1.00	
9	大木屋	大木屋	5.00	
10	大比	大比	7.00	
11	杉宇	杉宇	6.00	
12	平井	寒ヶ瀬	1.00	
13	寒ヶ瀬	寒ヶ瀬	11.00	
14	王余魚谷	王余魚谷	10.00	
15	櫛谷	櫛谷	5.00	
16	青木の下	皆ノ瀬	5.00	
17	櫛木屋1	櫛木屋	15.00	
18	櫛木屋2	櫛木屋	6.00	
19	櫛木屋3	下櫛木屋	14.00	
20	患屋	患屋	1.00	
21	北峯1	北峯	2.00	
22	上小谷1	上小谷	2.00	
23	上小谷2	上小谷	29.00	
24	下小谷	下小谷	2.00	
25	北峯2	椋野々	12.00	
26	平嵐	平嵐	11.00	
27	西桑原	西桑原	1.00	
28	櫛ノ瀬	桑原谷	3.00	
29	玉笠1	玉笠	4.00	
30	玉笠2	玉笠	7.00	
31	神野1	神野前	15.00	
32	柿谷	柿谷	9.00	
33	神野2	三筒	6.00	
34	三筒	三筒	2.00	
35	上若松	原谷	17.00	
36	若松1	原谷	9.00	
37	若松2	原谷	6.00	
38	若松3	イツリハ	10.00	
39	下若松	東ノ前	13.00	
40	上皆津	上皆津	4.00	
41	上大内1	大又	13.00	
42	上大内2	上大内	10.00	
43	穴瀬谷	上穴瀬谷	20.00	
44	穴瀬	穴瀬	3.00	
45	桂野1	桂野	2.00	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

(2/3)

番号	箇所名	字	面積 (ha)	備考
46	桂野2	桂野	1.00	
47	足谷	日浦	2.00	
48	岡本1	岡本	8.00	
49	岡本2	岡本	3.00	
50	岡木	笹草	2.00	
51	笹草	笹草	11.00	
52	熟田1	水坂	15.00	
53	熟田2	計石	4.00	
54	吉野	片山	3.00	
55	多良1	井口	1.00	
56	多良2	片山	5.00	
57	多良3	片山	2.00	
58	日浦	樽見	3.00	
59	馬谷	杉谷	2.00	
60	松原	吉尾	3.00	
61	五反田	五反田	1.00	
62	浅川小南	川ヨリ西	1.00	
63	南阿波ビクニック公園	入口	1.00	
64	新川	新川	4.00	
65	伊勢田	西川	3.00	
66	焼尾	タジマ	5.00	
67	樋谷	樋谷	4.00	
68	伊勢田下	西	10.00	
69	加島	加島	1.00	
70	浅川	大砂	3.00	
71	大木屋2	大木屋	13.00	
72	小川	小川	9.00	
73	大井	上川原	5.00	
74	富田2	五反田	7.00	
75	富田1	南沢	7.00	
76	吉田1	前田	3.00	
77	中吉野	出口	7.00	
78	櫛川	岡	2.00	
79	中山2	中谷	4.00	
80	吉田2	山ノ神	1.00	
81	中山3	中屋敷	3.00	
82	中山4	北地	9.00	
83	中山5	柿谷	14.00	
84	中山6	柿谷	12.00	
85	中山1	五敷田	7.00	
86	母川	中沢	10.00	
87	野江	南前	4.00	
88	脇ノ宮	中ケイ	5.00	
89	奥浦	堤ノ外	2.00	
90	鞆浦1	大宮	2.00	
91	鞆浦2	大宮	2.00	
92	鹿ヶ谷2	鹿ヶ谷	1.00	
93	鹿ヶ谷1	鹿ヶ谷	4.00	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
94	那佐	那佐	5.00	
95	石西	東谷	1.00	
96	東谷川	東谷	7.00	
97	池ヶ谷1	池ヶ谷	5.00	
98	池ヶ谷2	池ヶ谷	10.00	
99	久尾1	久尾	10.00	
100	久尾2	久尾	9.00	
101	久尾3	北路	14.00	
102	北路	北路	3.00	
103	船津1	船津	3.00	
104	船津谷	船津	6.00	
105	船津2	船津谷	2.00	
106	牛ヶ石馬ヶ石	船津	5.00	
107	小谷	小谷	8.00	
108	中谷	中谷	11.00	
109	穴喰川	猪ノ鼻	18.00	
110	猪鼻	猪鼻	17.00	
111	角坂1	田古	3.00	
112	日比宇	日比宇	23.00	
113	北河内	北河内	5.00	
114	落合	落合	2.00	
115	広岡1	車ノ口	20.00	
116	広岡2	車ノ口	1.00	
117	広岡3	広岡	2.00	
118	角坂2	天神後	6.00	
119	芥附1	田中	2.00	
120	芥附2	芥付	2.00	
121	安井	安井	3.00	
122	日比原	馳馬	13.00	
123	穴喰浦	正田	3.00	
124	久保1	北田	2.00	
125	久保2	松本	1.00	
126	古目	古目	4.00	
127	金目	金目	3.00	
128	古目2	古目	2.40	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## (2) 崩壊土砂流出危険地区

(1/3)

番号	箇所名	字	面積 (ha)	備考
1	槇木屋谷1	川又	1.04	
2	槇木屋谷2	槇木屋谷	0.06	
3	槇木屋谷3	槇木屋谷	2.40	
4	槇木屋谷4	川又	0.60	
5	後谷	後谷	17.10	
6	川又1	川又A	1.08	
7	川又2	川又	1.20	
8	川又3	川又	1.80	
9	大木屋1	大木屋	11.10	
10	大木屋2	大木屋	3.00	
11	大木屋3	大木屋	2.64	
12	大木屋4	大木屋	0.12	
13	杉宇	杉宇	1.08	
14	王余魚谷1	王余魚谷	3.00	
15	王余魚谷2	王余魚谷	1.80	
16	王余魚谷3	王余魚谷	0.06	
17	請1	請	1.20	
18	請2	請	1.47	
19	皆ノ瀬東又	皆ノ瀬	3.06	
20	皆ノ瀬	皆ノ瀬	0.24	
21	荒瀬	荒瀬	0.18	
22	檜木屋1	檜木屋	0.78	
23	檜木屋2	檜木屋	4.20	
24	檜木屋向	檜木屋向	0.06	
25	檜木屋3	檜木屋	2.10	
26	上小谷1	上小谷	0.45	
27	上小谷2	上小谷	0.72	
28	北峯	北峯	0.54	
29	小川	オオムカエ	0.30	
30	玉笠	玉笠	0.15	
31	山鳥	山鳥	2.25	
32	神野	大谷	0.27	
33	三筒	三筒	0.03	
34	ヲボラ	ヲボラ	3.80	
35	皆津1	オボラ	0.03	
36	皆津2	大又	1.08	
37	上大内1	上大内	0.03	
38	上大内2	上大内	0.03	
39	上大内3	大又	0.50	
40	中大内	中大内	0.03	
41	ヲボラ1	オボラ	0.06	
42	ヲボラ2	オボラ	0.27	
43	穴瀬谷	上穴瀬谷	1.20	
44	足谷	岡本	0.90	
45	笹草	笹草	0.78	
46	笹無谷1	笹無谷	3.90	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

(2/3)

番号	箇所名	字	面積 (ha)	備考
47	笹無谷2	笹無谷	0.80	
48	笹無谷3	笹無谷	0.03	
49	笹無谷4	笹無谷	0.30	
50	熟田	坂田	0.40	
51	大山	荒瀬	3.00	
52	竹ノ内1	竹ノ内	1.08	
53	竹ノ内2	竹ノ内	0.45	
54	広谷	広谷	0.09	
55	保勢	保勢	2.00	
56	大木屋5	大木屋	4.20	
57	東桑原	東桑原	0.10	
58	玉笠2	玉笠	0.72	
59	下皆津	大又	2.76	
60	木戸ヶ谷	室津	1.80	
61	恵屋	小川	0.12	
62	田尻	田尻	0.12	
63	大谷	大谷	2.10	
64	富田	南沢	0.27	
65	馬場1	馬場	0.99	
66	馬場2	箕川	1.20	
67	片山	片山	0.05	
68	西敷	西敷	8.70	
69	東谷	東谷	0.09	
70	槇山川	槇山	0.36	
71	中山	カネガクチ	0.06	
72	居敷	居敷	0.18	
73	轟	轟	1.08	
74	中沢	轟	0.24	
75	中ケイ	中ケイ	0.24	
76	一宇谷	一宇谷	1.20	
77	鹿ヶ谷	鹿ヶ谷	0.15	
78	小那佐	那佐	0.90	
79	西谷1	石	2.25	
80	西谷2	石	3.00	
81	カケ橋谷	石	6.00	
82	東谷	東谷	6.48	
83	阿瀬川	権田	5.58	
84	逆竹	逆竹	0.54	
85	池ヶ谷	池ヶ谷	3.60	
86	美濃ヶ谷	坂本	4.68	
87	蔭	蔭	0.12	
88	大久保	蔭	0.03	
89	藤谷	北路	3.24	
90	寺谷	久尾	3.00	
91	久尾1	久尾	0.27	
92	久尾2	久尾	1.44	
93	船津谷1	船津谷	3.90	
94	船津谷2	船津谷	0.90	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

番号	箇所名	字	面積 (ha)	備考
95	船津	船津谷	0.72	
96	僧都谷1	僧都谷	0.57	
97	僧都谷2	僧都谷	0.36	
98	僧都谷3	僧都谷	0.03	
99	北路	北路	0.12	
100	船津1	船津谷	1.35	
101	船津2	猪ノ鼻	0.15	
102	ナカゴシ	船津	0.18	
103	中谷1	西谷	1.32	
104	中谷2	中谷	0.72	
105	中谷3	中谷	0.36	
106	猪の鼻	猪の鼻	1.32	
107	神子屋敷	オバナ	1.08	
108	茅尾	茅尾	3.96	
109	地の内	地の内	1.92	
110	九ソウ谷	九ソウ	0.90	
111	天神後	九ソウ	0.42	
112	北河内1	北河内	1.95	
113	北河内2	北河内	1.50	
114	北河内3	北河内	3.00	
115	北河内4	北河内	1.17	
116	北河内5	北河内	0.84	
117	日比宇	日比宇	0.30	
118	落合1	落合	1.20	
119	落合2	落合	0.12	
120	安井	田光地	1.92	
121	安養寺	安養寺	0.81	
122	板取1	板取	0.36	
123	板取2	板取	0.41	
124	正梶	正梶	0.24	
125	古目	古目	0.18	
126	猪の鼻2	猪鼻	0.41	
127	新屋前	芥付	0.27	
128	那佐	那佐	0.14	

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## 9. 土石流危険渓流一覧

- 定義 -

<土石流危険渓流Ⅰ>

土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または人家5戸未満であっても官公署、学校、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流。

<土石流危険渓流Ⅱ>

土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流。

### (1) 土石流危険渓流Ⅰ

番号	水系名	河川名	渓流名	字	渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
20-1	海部川	小川谷川	ゆんだ谷	小川	1.30	0.57	H30.11.19	732	H30.11.19	733
20-2	海部川	海部川	猪の谷	神野	0.55	0.22	H30.11.19	732	H30.11.19	733
20-4	海部川	若松川	奥の谷	若松	0.40	0.17	H30.11.19	732	H30.11.19	733
20-5	海部川	相川	大谷	相川	0.40	0.14	H23.8.25	563	H23.8.25	565
20-6	海部川	相川	中野谷	相川	0.43	0.14	H23.8.25	563	—	—
20-7	海部川	海部川	笹草川谷	相川	0.70	0.23	H23.8.25	563	—	—
20-8	海部川	善蔵川	坂口	熟田	0.18	0.04	H30.11.19	732	H30.11.19	733
20-9	粟ノ浦川	粟ノ浦川	追谷	浅川	0.17	0.02	H29.5.23	294	H29.5.23	295
20-10	伊勢田川	伊勢田川	高畠	浅川	0.25	0.06	H23.3.24	168	H23.3.24	170
20-11	伊勢田川	伊勢田川	西谷	浅川	0.45	0.12	H23.3.24	168	H23.3.24	170
20-12	伊勢田川	伊勢田川	正福寺の谷	浅川	0.20	0.03	H29.5.23	294	H29.5.23	295
20-13	浦上川	浦上川	東の奥	浅川	0.43	0.03	H29.5.23	294	H29.5.23	295
20-15	鯖瀬川	鯖瀬川	馬路谷	浅川	0.10	0.02	H29.5.23	294	—	—
20-16			中屋敷谷	浅川	0.06	0.01	H29.5.23	294	—	—
20-20	海部川	王余魚谷川	王余魚谷	平井	2.70	4.40	—	—	—	—
20-28	海部川	海部川	七川	神野	0.95	0.17	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-1	海部川	吉田川	奥ノ谷	富田	0.42	0.19	H28.11.1	672	H28.11.1	673
21-2	海部川	折王谷川	折王谷	櫛川	0.68	0.31	H26.3.28	202	H26.3.28	203
21-3	海部川	槇山川	兼ヶ淵谷	中山	0.18	0.03	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-4	江川	江川	一宇谷	奥浦	0.43	0.07	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-6			東光寺谷	鞆浦	0.29	0.03	H28.11.1	672	H28.11.1	673
21-7			小那佐谷	鞆浦	0.33	0.03	H28.11.1	672	H28.11.1	673
21-8			那佐公園谷	鞆浦	0.30	0.04	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22-1	穴喰川	日比宇川	芝谷	日比宇	0.25	0.03	H26.8.25	589	H26.8.25	590
22-2	穴喰川	穴喰川	八山谷	尾崎	0.15	0.02	H23.3.24	168	H23.3.24	170
22-3	穴喰川	日比原川	日比原谷	日比原	1.85	0.33	H23.3.24	168	—	—
22-4	穴喰川	穴喰川	安養寺谷	久保	0.55	0.13	H23.3.24	168	H23.3.24	170
22-5	穴喰川	穴喰川	北田谷	久保	0.35	0.04	H23.3.24	168	H23.3.24	170
22-6	穴喰川	穴喰川	正梶谷	穴喰浦	0.19	0.04	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22-7	野根川	船津川	船津谷	船津	0.75	0.04	R1.12.20	595	R1.12.20	597
22-8			吉原谷	穴喰浦	0.13	0.35	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22-9			西の谷	穴喰浦	0.12	0.02	R1.12.20	595	R1.12.20	597
22-14			那佐東谷	穴喰浦	0.40	0.10	R1.9.24	396	R1.9.24	398
22-16	穴喰川	穴喰川	馳馬谷	日比原	0.13	0.05	H28.11.1	672	H28.11.1	673
22-17			那佐西谷	穴喰浦	0.21	0.11	R1.9.24	396	R1.9.24	398
22-19	穴喰川	広岡川	鍛冶屋谷	北河内	1.47	1.10	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

番号	水系名	河川名	渓流名	字	渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定			
					渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	警戒区域		特別警戒区域	
							指定年月日	番号	指定年月日	番号
20-14	鯖瀬川	鯖瀬川	不動谷	浅川	0.08	0.02	H29.5.23	294	H29.5.23	295
20-18	伊勢田川	伊勢田川	柳内谷	浅川	0.15	0.04	H29.5.23	294	—	—
20-19	伊勢田川	伊勢田川	楠谷	浅川	0.05	0.02	H29.5.23	294	H29.5.23	295
20-21	海部川	海部川	寒ヶ瀬谷	平井	0.80	0.29	H21.3.2	131	H21.3.2	134
20-22	海部川	小川谷川	志尾谷	小川	0.58	0.23	H23.3.24	168	H23.3.24	170
20-23	海部川	海部川	平嵐谷	小川	0.65	0.44	H23.3.24	168	H23.3.24	170
20-25	海部川	海部川	岸谷	神野	0.55	0.11	H30.11.19	732	H30.11.19	733
20-27	海部川	善蔵川	水坂谷	熟田	0.25	0.05	H26.3.28	202	H26.3.28	203
21-9	海部川	海部川	田尻谷	大井	0.50	0.06	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-10	海部川	吉田川	南谷	富田	0.35	0.07	H28.11.1	672	H28.11.1	673
21-13	海部川	母川	柿谷	中山	0.40	0.07	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-14	海部川	母川	ノースイ谷	芝	0.25	0.06	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-15	海部川	母川	小々谷	櫛川	0.21	0.06	H30.11.19	732	H30.11.19	733
21-16	海部川	母川	東谷	櫛川	0.15	0.05	H23.8.25	563	H23.8.25	565
21-18	海部川	母川	狭間谷	居敷	0.29	0.04	H30.11.19	732	H30.11.19	733
22-10	穴喰川	日比宇川	村尾谷	日比宇	0.65	0.16	R1.9.24	396	R1.9.24	398
22-11	穴喰川	坂瀬川	たつみ谷	芥附	0.15	0.05	H23.3.24	168	H23.3.24	170
22-12	穴喰川	穴喰川	寺谷川谷	角坂	0.70	0.15	H23.8.25	563	H23.8.25	565
22-13	野根川	寺谷川	寺谷	久尾	1.40	0.90	R1.9.24	396	R1.9.24	398
22-15			大西谷	穴喰浦	0.25	0.07	R1.9.24	396	R1.9.24	398
22-18	野根川	僧都谷川	ねんが谷	船津	1.28	0.92	R1.9.24	396	R1.9.24	398

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

<土石流対策雨量基準>

区分	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日 量	150 //	200 //
6時間量	120 //	180 //
4時間量	100 //	150 //
2時間量	70 //	100 //
1時間量	50 //	60 //

# 10. 重要水防区域・施設等一覧

## (1) 重要水防区域

(1/2)

河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						関係区域				危険な場合の措置			備考
	重要箇所名	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
善蔵川 左岸 (県)	大字 浜崎	1箇所			樋門	工作物 (陸間)	積土のう工	浜崎	5	8	川東第1分団 19	浜崎地区集会所兼避難所	23	
海部川 右岸 (県)	相字 中野	250		250		洪水痕跡	〃	中野	22	42	川上第3分団 26	相川健康管理センター	65	
〃	小字 川ヶ	550	550			越水	〃	三ヶ尻	1	3	川上第1分団 14	旧川上小学校	160	
〃	小字 樋ノ	350		350		〃	〃	樋ノ瀬	9	21	川上第4分団 21	〃	(160)	
相川 右岸 (県)	相字 惣ヶ	150		150		洪水痕跡	〃	惣ヶ瀬	0	0	川上第3分団 (26)	相川健康管理センター	(65)	
〃	相字 日川	800		750 50		堤防高 法崩れ	〃	日川浦	4	7	〃 (26)	〃	(65)	
相川 左岸 (県)	相字 柱野	1,100		1,100		堤防高	〃	柱野	9	21	〃 (26)	〃	(65)	
〃	相字 室川	550		550		〃	〃	室津	10	20	〃 (26)	〃	(65)	
〃	相字 大又	200		200		〃	〃	大又	4	5	〃 (26)	〃	(65)	
善蔵川 左岸 (県)	大字 尾ノ鼻 字 竹ノ鼻	300		300		洪水痕跡	〃	尾ノ鼻 ～ 竹ノ鼻	87	170	川東第2分団 25	海陽町役場海南庁舎2階	300	大里字松ノ本、 尾野鼻、片山、 多良字片山、高橋
海部川 右岸 (県)	相字 山浦 字 奥ノ宮	750		750		堤体漏水	シート張り工	山浦 ～ 奥ノ宮	502	696	海部 第1、2分団 43	海部小学校2階以上 海陽町役場海部庁舎2階 (海部公民館2階以上)	170 170	
〃	吉上 田川	1箇所			樋門	工作物 (陸間)	積土のう工	吉田	25	42	海部第5分団 11	〃	(170) (170)	

※収容能力の( )は重複人数

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

河川名 (左右岸別) 海岸名 海岸別	重要水防区域等						関係区域				危険な場合の措置			備考
	重要箇所名	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
海部川 左岸 (県)	大井ノ元 土井ノ元	250		250		堤体漏水	ネット張り工	大井	41	72	海部第5分団 (11)	海部小学校2階以上 海陽町役場海部庁舎2階 (海部公民館2階以上)	(170) (170)	
"	大井字薬師前 ～井口	350		350		"	"	姫能山	8	14	" (11)	"	(170) (170)	
穴喰川 左岸 (県)	穴喰浦 字穴喰	1箇所			樋門	工作物(陸間)	積土のう工	穴喰浦 字穴喰	62	179	穴喰 第1、4分団 56	穴喰中学校3階以上 海陽町役場穴喰庁舎3階	220 280	
"	日比大 字	7箇所			"	"	"	大野	22	49	穴喰第3分団 27	"	(220) (280)	
"	尾崎 字	200			200	洪水痕跡	"	尾崎	9	17	" (27)	"	(220) (280)	
"	穴喰浦字正梶 久保字中角	800			800	堤体漏水	"	字正梶 字中角	15	36	穴喰第2分団 27	"	(220) (280)	
穴喰川 右岸 (県)	穴喰浦 字正梶	80			80	基盤漏水	"	字正梶	22	56	海部第4分団 (24)	"	(220) (280)	
広岡川 左岸 (県)	尾崎字尾崎 ～ 芥附安井	500				堤防高	"	尾崎	(9)	(17)	穴喰第3分団 (27)	"	(220) (280)	
広岡川 左右岸 (県)	芥附安井 附 字(字安井)	450				"	"	芥附	8	15	穴喰第5分団 24	"	(220) (280)	
広岡川 右岸 (県)	広岡字 岡～岡	300				"	"	広岡芥附	22	47	" (24)	広岡集会所	20	
野根川 左岸 (県)	船津字船津 ～宇宮前 (船津橋)	50				工作物	落下物 除去作業	船津	4	6	" (24)	穴喰中学校3階以上 海陽町役場穴喰庁舎3階	(220) (280)	

※収容能力の( )は重複人数

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

## (2) 重要な水門・樋門等

(1/2)

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地 字	門扉形状		機能		管理者	代表連絡先 (TEL)
			寸法 縦×横 (m)	連数	何製扉	何 式		
伊勢田川	柳ノ内 水門	浅川	2.15×1.51	1	鋼製	手動、エンジンラック式	徳島県 (河川整備課)	海陽町消防団浅川第3分団 (0884) 73-4159
浦上川	浦上第1	〃	1.45×1.10	1	木製	手動スピンドル式	〃	海陽町消防団浅川第1分団 (0884) 73-4159
〃	浦上第2	〃	1.85×2.50	1	鋼製	手動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	1.85×2.50	1	アルミ合金製	手動ワイヤロープ巻取式	〃	〃
〃	浦上第11	〃	2.00×2.00	1	鋼製	手動ラック式	〃	〃
〃	稲	〃	1.56×3.65	1	〃	〃	〃	〃
長泉寺川	長泉寺川	多良	2.68×5.15	3	〃	電動ワイヤロープ巻取式	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
善蔵川	大里	大里	3.2×6.50	3	〃	〃	徳島県 (河川整備課) (海陽町へ委託)	海陽町建設防災課 (0884) 73-4159
〃	〃	〃	3.38×1.65	1	〃	電動ラック式	〃	〃
浅川港	港浅-36	浅川	2.00×7.60	1	ステンレス製	電動ローラーゲート	徳島県 (運輸政策課)	海陽町消防団浅川第2分団 (0884) 73-4159
〃	港浅-33	〃	2.50×3.00	1	〃	手動式ローラーゲート	〃	〃
〃	港浅-32	〃	3.10×3.00	1	〃	電動ローラーゲート	〃	〃
〃	港浅-29 樋門	〃	1.60×1.00	1	アルミ合金製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	港浅-01	〃	4.00×4.00	1	ステンレス製	電動ローラーゲート	〃	海陽町建設防災課 (0884) 73-4159
母川	母川第1	高園	2.05×2.13	1	鋼製	手動エンジンラック式	徳島県 (河川整備課)	海陽町消防団海部第3分団1班 (0884) 73-4159
〃	母川第2	〃	2.05×1.43	1	〃	油圧エンジンラック式	〃	〃
〃	母川第3	〃	2.06×2.16	1	〃	〃	〃	〃
〃	母川第4	〃	1.55×1.65	1	〃	手動エンジンラック式	〃	〃
〃	母川第5 樋門	〃	1.57×1.65	1	〃	〃	〃	海陽町消防団海部第3分団2班 (0884) 73-4159

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

(2/2)

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地 字	門扉形状		機能		管理者	代表連絡先 (TEL)
			寸法 縦×横(m)	連数	何製扉	何 式		
母川	母川第6 樋門	馬路	1.88×1.97	1	鋼製	手動エンジンラック式	徳島県 (河川整備課)	海陽町消防団海部第3分団2班 (0884) 73-4159
〃	母川第7 〃	野江	1.37×2.65	1	〃	手動ラック式	〃	海陽町消防団海部第4分団1班 (0884) 73-4159
〃	母川第8 〃	〃	1.10×1.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	母川第11 〃	〃	1.57×3.14	1	〃	手動エンジンラック式	〃	〃
〃	母川第13 〃	高園	2.60×2.75	2	〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
〃	母川第14 〃	中山	1.20×1.00	1	〃	手動ラック式	〃	海陽町消防団海部第6分団1班 (0884) 73-4159
〃	母川第15 〃	中山	1.40×2.50	1	〃	〃	〃	〃
〃	母川第16 〃	高園	2.50×2.50	1	〃	電動ラック式	〃	海陽町消防団海部第3分団2班 (0884) 73-4159
居敷川	居敷 〃	中山	2.90×5.20	2	〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
海部川	富田 〃	富田	1.10×0.95	1	〃	手動スピンドル式	〃	海陽町消防団海部第5分団1班 (0884) 73-4159
〃	大井 〃	大井	2.90×3.90	1	ステンレス製	電動ラック式	〃	海陽町消防団海部第5分団2班 (0884) 73-4159
〃	姫 〃	〃	2.75×1.28	1	木製	手動スピンドル式	〃	〃
宍喰川	中角 〃	宍喰浦	3.50×1.80	2	鋼製	電動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
宍喰海岸	宍喰 〃	〃	2.20×3.34	1	ステンレス製	電動スピンドル式	〃	海陽町建設防災課 (0884) 73-4159
金目海岸	金目 水門	〃	2.00×3.00	1	鋼製	電動ラック式	〃	〃
那佐港	港那-04 樋門	〃	2.00×1.80	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	〃
〃	港那-01 〃	〃	1.50×2.00	1	アルミ合金製	〃	〃	〃

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

(3) 排水機場

河川名 海岸名 港灣名	排水機場名	所在地 字	異常水位又は 運転開始水位 (m)	機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
				口径φ (mm)	出力 台数		
	善蔵川排水機場	大里	1.85	1,000	185PS 2.5m <sup>3</sup> /S	徳島県(河川整備課) (海陽町に管理委託)	海陽町建設防災課 (0884) 73-4159
	穴喰川排水機場	穴喰浦字中角	2.00	700	1,0m <sup>3</sup> /S	//	//
海部川	海部川排水機場	奥浦	2.40	500	45KW 0.5m <sup>3</sup> /S	//	//

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

11. 保安林配備

(1) 民有保安林配備現況

町名	保安林の種類				計	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	その他の防災保安林	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
海陽町	箇所数 102	面積 (ha) 11,894	箇所数 115	面積 (ha) 937	6	223
						12,861

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

(2) 国有(林野庁所管)保安林配備現況

町名	保安林の種類				計	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)
海陽町	国有 (ha) 557	官有 (ha) 605	国有 (ha) 557	官有 (ha) 605	557	1,162

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

## 1 2. 海岸保全区域一覧

### (1) 国土交通省水管理・国土保全局所管分

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号	
				(m)	指定年月日		
海部灘	海南	海老ヶ池		3,008	S41.12.27	812	
		大里	松原	2,470	//	84	
	穴喰		(那佐)		1,975	//	//
			(穴喰浦)		1,810	//	//
		穴喰浦	金目		360	S36.11.15	540
		//	竹ヶ島		45	S34.11.19	548

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

### (2) 国土交通省港湾局所管分

沿岸名	海岸名	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
海部灘	浅川港	鯖瀬	273.0	S33.8.19	380
		海老ヶ池	402.0	H12.3.24	222
		五反田	98.0	S33.8.19	380
		浅川浦南	1,578.8	R3.2.19	108
		栗の浦	492.0	H12.3.24	222
		大砂	1,032.0	S51.3.31	241
		天神前	223.6	R3.2.19	108
	那佐港	那佐	3,317.0	S33.8.19	380

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

### (3) 水産庁所管分

沿岸名	漁港海岸名	保全区域指定済延長		告示番号
		(m)	指定年月日	
海部灘	鞆奥	943	S61.2.7	360
	穴喰	334	H6.1.21	44

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

### (4) 農林水産省農村振興局所管分

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
海部灘	穴喰	竹ヶ島	-	212	S42.4.18	281

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

## 第2部

### 災害対策に関する資料

### 13. 災害救助法

#### (1) 災害救助法の適用基準

区分	県、市町村名	令第1条 第1項 第1号	令第1条 第1項 第2号	令第1条 第1項 第3号前段
都道府県の区域内の人口		(住家滅失世帯数)		
1,000,000 人未満	徳島県		1,000世帯	5,000世帯
市町村の区域内の人口(令和2年度国勢調査より)				
5,000 人未満	勝浦町、上勝町、佐那河内村、 神山町、牟岐町	30世帯	15世帯	
5,000 人以上 15,000 人未満	那賀町、美波町、 <b>海陽町</b> 、板野町、 上板町、つるぎ町、東みよし町	40世帯	20世帯	
15,000 人以上 30,000 人未満	美馬市、三好市、石井町、松茂町、 北島町	50世帯	25世帯	
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市、吉野川市、阿波市、藍住町	60世帯	30世帯	
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市、阿南市	80世帯	40世帯	
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100世帯	50世帯	

※1) 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

※2) 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

(2) 災害救助の主なあらまし

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告  〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供  〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供  〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供  〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

(3)「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和3年6月18日

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり、5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供給終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 規模 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくは毀損等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）						
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 （検案） 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理・配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賞金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10              ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9              ハ 6千万円を超え1億円以下の部分については100分の8              ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7              ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6              ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5              ト 5億円を超える部分の金額については100分の4           </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 14. 無線局局名録

### (1) 消防関係

	所在地	免許人	無線局名
消防関係	海部郡海陽町	海部消防組合	海部消防海南基地局
			海南消防小山谷基地局

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

### (2) 国土交通省関係

	所在地	免許人	無線局名	備考
国交省関係	海部郡海陽町	国土交通省	建設那佐固定局	対内妻
			建設那佐第2固定局	対日和佐第2
			建設那佐基地局	

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

### (3) 海岸局関係

	所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海岸局関係	海部郡海陽町 穴喰浦	徳島県 無線漁業 協同組合	穴喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
	海部郡海陽町 鞆浦		鞆浦海岸局	1	A3E 27524 27884 27956	山頂局
					1	
	海部郡海陽町 浅川		浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	

参照：「令和5年度 徳島県水防計画」

## 15. アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部

徳島県支部長 吉田 稔 (ヨシダ ミノル)  
(JA5NC 板野町)

防災担当

滝口 豊 (タキグチ ユタカ)  
(JA5ENN 徳島市)

アマチュア無線局数

海陽町 133局数

# 16. 緊急地震・津波避難場所（地震・津波時の指定緊急避難場所）一覧

令和6年3月現在（1/3）

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	FAX番号 (0884)	地盤高 (T.P.m)		収容可能 人数(人)	指定(二次) 避難所 との重複	備考
						測量地点				
浅川地区	1	鱈瀬	浅川字中相21-25			15.9	墓地坂路頂上	86		
	2	加島城趾	浅川字鞆治屋44-2			17.6	頂上広場	720		
	3	加島(森田宅裏山)	浅川字別当7-10			18.9	階段登詰	26		
	4	粟ノ浦神社	浅川字粟浦口53-2			20.5	階段登詰	82		
	5	天神前	浅川字天神前7-3			16.2	避難路舗装終り	30		
	6	鱈床	浅川字天神前14-1			24.0	頂上付近	320		
	7	柳ノ内	浅川字柳ノ内109			13.1	避難場所高台	16		
	8	高島地区高台	浅川字高島			13.7	造成高台	22		
	9	大田地区高台	浅川字大田38-2			25.0	階段登詰	200		
	10	大田(県道浅川港線)	浅川字大田71-2			33.0	階段登詰	130		
	11	取池避難所	浅川字イナ4-4			8.3	避難場所広場	25		
	12	イナ地区高台	浅川字イナ19-1付近			21.4	階段登詰	200		
	13	鞆音庵	浅川字イナ47-1			14.6	施設前広場	740		
	14	弁天神社(浅川)	浅川字新町30-3			29.1	中腹広場	600		
	15	東泉寺(～裏山高台)	浅川字新町30-3			29.1	中腹広場			
	16	愛宕山(浅川)	浅川字川ヨリ西169-4			54.6	頂上広場			
	17	江菩寺(～愛宕山)	浅川字川ヨリ西169-4			54.6	頂上広場	630		
	18	浅川東(裏山)	浅川字ノドロ6-3			9.6	階段登詰			
	19	スベリ坂	浅川字ノドロ42-10			11.4	トイレ付近階段	2,010		
川東地区	20	ませのおか	浅川字西福良43			28.8	体育館付近	72,000	○	
	21	五反田(ごんげんさん高台)	大里字五反田			15.0		700		
	22	五反田地区高台(さつき台前)	大里字五反田91-1			27.0	避難路登詰	300		
	23	大里台高台	大里字五反田92-5			14.2	避難場所広場	7,750		
	24	久米山高台	大里字奥馬谷33			20.0		500		
	25	海南保育所横避難所	四方原字広谷19			11.3	避難路舗装終り	38		
	26	海南文化村(～高台)	四方原字広谷20			6.5	地盤高	9,000		
	27	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	73-2500	19.4	3階床高	1,560	○	
	28	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	73-3656	14.8	3階床高	4,060	○	
	29	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	73-3431	13.2	3階床高	1,440	○	
	30	海陽町役場海南庁舎	大里字上中須128	73-1234	73-3097	12.7	3階床高	890	○	
	31	愛宕山(大里)	大里字片山21-1			25.8	避難場所広場	320		
	32	西法寺	多良字片山90-1			14.0	階段登詰付近	400		

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	FAX番号 (0884)	地盤高 (T.P.m)		収容可能 人数(人)	指定(二次) 避難所 との重複	備考
						測量地点				
海部地区	33	(株)丸本	大井字谷口4			23.5		6,700		
	34	西山墓地敷築道	奥浦字脇ノ宮108-1			23.3	上り口付近	330		
	35	六地藏前広場(～散策道)	奥浦字西分38-1			6.7	六地藏前道路上	2,040		
	36	妙見山公園(新町側)	奥浦字町内192-1			26.4	明現神社境内			
	37	明現神社(町内側)	奥浦字町内192-1			26.4	境内	850		
	38	薬師寺(～明現神社)	奥浦字町内192-1			7.1	境内			
	39	国道鹿ヶ谷高台	奥浦字鹿ヶ谷12-2			4.9	高速バス停前	9,000		
	40	遊遊NASA	奥浦字鹿ヶ谷58-3	73-0300	73-1307	58.0	玄関前広場	5,800		
	41	城山堤ノ外避難所	鞆浦字山下9-1			16.9	階段登詰	210		
	42	城山山下避難所(若宮神社上)	鞆浦字山下			20.0	階段登詰	100		
	43	城山山下避難所	鞆浦字山下9-1			25.0	階段登詰	460		
	44	住吉神社	鞆浦字立岩9			13.3	階段登詰	130		
	45	善称寺(～観音堂)	鞆浦字高倉3-2			24.6	観音堂前広場		330	
	46	多善寺(～観音堂)	鞆浦字高倉3-2			24.6	観音堂前広場			
	47	トワニー海部工場跡	鞆浦字高倉31-1			8.9	駐車場入口付近	890		
	48	鞆浦仲町避難場所	鞆浦字仲町			18.0		200		
	49	万照寺(愛宕山)	鞆浦字大宮29-1			18.6	防災倉庫前	140		
	50	東上町	鞆浦字東町147			11.7	階段登詰付近	18		
	51	法華寺(～高台)	鞆浦字東町115			21.5	避難路登詰	320		
	52	東浜	鞆浦字東町155-3			14.3	階段登詰付近	74		
	53	那佐神社	穴喰浦字那佐335			14.8	階段登詰	70		
	54	那佐高台1	穴喰浦字那佐329			9.4	避難路登詰	91		
	55	那佐高台2	穴喰浦字那佐329			15.1	階段登詰	230		
	56	国道沿高台(那佐高台)	穴喰浦字那佐329-1			25.0	避難路中腹	210		
	57	国道沿高台(豚堂裏高台)	穴喰浦字那佐328-14			16.8	高台道路上	230		
	58	ジャンボ緑風会前広場	久保字板取243-310			29.0	施設前駐車場	2,870		
	59	板取地区高台	久保字板取243-58			43.0	階段登詰	250		
60	ホテルリビエラしぐい(3階以上)	穴喰浦字松原226-1	76-3300	76-3910	17.1	3階床高	640			
61	八幡神社(穴喰)	久保字久保1-3			20.0	階段登詰	80			
62	浄福寺裏山	久保字久保1-1			37.6	階段登詰	360			
63	穴喰津波避難タワー	穴喰浦字穴喰228-1			18.2		480			
64	愛宕神社(穴喰)	穴喰浦字三反田98			23.7	境内中央付近	400			

(3/3)

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	FAX番号 (0884)	避難高 (T.P.m)		指定(二次) 避難所 との重複	備考
						測量地点	収容可能 人数(人)		
穴喰地区	65	穴喰県民グラウンド駐車場(～高台)	久保字北田57-2			6.7	2,500		
	66	安養寺高台	久保字安養寺55-1			36.7	51		
	67	日比原東避難所	日比原字日比原149-1			22.9	67		
	68	日比原氏神社	日比原字日比原142			30.0	160		
	69	日比原西避難所	日比原字日比原128			15.6	600		
	70	大野地区高台	日比原字大野			16.0	74		
	71	駒馬避難所	日比原字駒馬			20.0	226		
	72	弁天山(穴喰)	穴喰浦字正権186			34.8	340		
	73	正権避難所	穴喰浦字正権191-1			28.7	100		
	74	正権地区高台	穴喰浦字古目61-3			31.0	680		
	75	県道沿高台(旧水床旅館前から高台)	穴喰浦字古目84-22			11.0	220		
	76	県道沿高台(金目地区裏山)	穴喰浦字金目9-9			28.4	4,700		
	77	金目高台	穴喰浦字金目51-3			27.1	100		
	78	町道沿高台(金目高台)	穴喰浦字金目51-3			19.5	630		
	79	竹ヶ島高台(民宿竹ヶ島裏山)	穴喰浦字竹ヶ島28-3			19.1	180		
	80	竹ヶ島高台(萩田宅裏山)	穴喰浦字竹ヶ島			18.0	56		
	81	竹ヶ島高台(川野若上高台から遊歩道)	穴喰浦字竹ヶ島32-1			16.2	59		
	82	竹ヶ島神社	穴喰浦字竹ヶ島34			27.2	150		

# 17. 指定避難所一覽

## (1) 指定避難所一覽

令和6年3月現在 (1/2)

地区名	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	指定避難所 (災害区分別) ※1				基準 水位高※3 (m)	収容可能 人数※4 (人)	建物構造	階数	備 考			
				洪水	地震	土砂 災害	津波						高潮	大規模 な火事	内水 氾濫
浅川	浅川漁村センター	浅川字川ヨリ西26-4	73-1001	○	○	○	○	○	○	3.4	8.3	150	鉄筋コンクリート	2	
	旧浅川小学校 (浅川町民体育館)	浅川字カミノ41-3	—	×	○	○	×	★	○	2.6	8.8	170	鉄筋コンクリート	2	
	ませのおか体育館	浅川字西福良43	74-3737	★	★	★	★	★	★	28.9	-	200	鉄筋コンクリート	2	
川 東	海南文化村	四方原字杉谷73	73-3100	○	○	○	○	○	○	4.8	-	550	鉄筋コンクリート	3	
	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	○	○	○	○	○	○	11.3	-	370	鉄筋コンクリート	3	
	松原公民館	大里字松原14-83	73-2385	○	○	○	○	○	○	9.4	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	★	★	★	★	★	★	7.3	-	380	鉄筋コンクリート	4	
	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	×	○	○	○	○	×	5.1	-	170	鉄筋コンクリート	3	
	海南こども館	大里字飯持56-1	74-3121	×	×	○	×	○	×	4.6	0.6	100	鉄骨	1	
	浜崎地区集会所兼避難所	大里字浜崎18-1	55-9042	○	○	○	○	○	○	10.1	-	23	鉄骨	2	
川 上	海陽町役場 海南庁舎 2階	大里字上中須128	73-1234	○	○	○	○	○	○	5.5	-	300	鉄筋コンクリート	3	
	川上集会所	神野字高尾56-3	-	○	○	○	-	-	○	42.5	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	旧川上小学校 (神野町民体育館)	神野字高尾54	55-6020	★	○	×	-	-	★	43.7	-	160	鉄筋コンクリート	3	
	小川集落センター	小川字小川45	55-9030	○	×	×	-	-	○	86.2	-	70	鉄筋コンクリート	2	
	平井集落センター	平井字壹ヶ瀬140-2	55-9029	-	×	×	-	-	○	163.2	-	65	鉄筋コンクリート	2	
	相川健康管理センター	相川字空津12	55-9031	○	○	○	-	-	○	46.4	-	65	鉄筋コンクリート	2	
	大内生活改善センター	相川字上大内31	55-9028	-	×	×	-	-	○	123.8	-	15	鉄筋コンクリート	1	
	野江町民体育館	野江字西ノ内19-1	-	×	○	○	★	○	×	8.3	-	160	鉄筋コンクリート	2	
	野江老人憩いの家 2階以上	野江字小路75-1	73-3563	○	○	○	○	○	○	7.3	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	海陽文化センター 2階	高園字松木谷54-2	73-3472	○	○	○	○	○	○	6.2	-	45	鉄筋コンクリート	2	
	海陽町役場 海部庁舎 (海部公民館2階以上)	奥清字新町44	73-1311	○	★	×	×	○	★	4.4	2.2	170	鉄骨	4	
海 部	海部小学校 2階以上	奥清字堤ノ外44	73-0201	○	△	×	×	○	○	3.0	2.4	170	鉄筋コンクリート	3	
	鞆浦福祉会館	鞆浦字仲町1-2	55-9046	×	×	○	×	×	○	2.9	4.3	60	鉄筋コンクリート	2	
	那佐集会所 2階	兵喰浦字那佐240	55-9065	○	×	○	×	○	○	4.3	6.2	25	鉄筋コンクリート	2	
兵 喰	海陽町役場 兵喰庁舎 (町民センター) 3階	兵喰浦字栄364-1	76-3111	★	○	○	×	★	★	14.0	8.4	280	鉄筋コンクリート	3	
	兵喰小学校	久保字松本88	76-2009	×	○	×	×	×	○	2.6	11.1	220	鉄筋コンクリート	3	
	兵喰中学校 3階以上	久保字北田5	76-2048	○	○	△	○	○	○	4.6	6.8	220	鉄筋コンクリート	3	
	日比原センター	日比原字日比原93	55-9066	○	×	×	×	-	○	7.8	4.9	30	鉄筋コンクリート	1	
	日山会館	日比原字大野94-2	55-9067	×	○	○	×	-	○	7.2	4.5	40	鉄筋コンクリート	1	

※1 各避難所表記の○は避難所指定、△は利用不可、×は利用不可、-は利用不可、★は拠点避難所 (案) とする。また、土砂災害の△は崩壊対策工事済。なお、洪水・土砂災害・高潮・大規模な火事・内水氾濫に対応する避難所は、緊急避難場所としても利用できる。

※2 地盤高 (T.P.) は、9ハて1階の高さを表記。

※3 本計画で表記する基準水位高の数値は、福岡県が平成25年に発表した南海トラフ地震の津波想定高を表す。

※4 人数は「避難所の延床面積の70%/3」。

(2/2)

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	指定避難所(災害区分別)*1						地震高*2 (T.P.m)	基準 水位高*3 (m)	収容可能 人数*4 (人)	建物構造	階数	備考
					洪水	地震	土砂 災害	津波	高潮	大規模 な火事 氾濫						
	30	駒馬集会所	日比原字駒馬67-1	55-9068	×	×	○	×	-	○	8.8	20	鉄骨	1		
	31	八山集会所	尾崎字八山112	55-9069	×	×	×	×	-	○	9.9	30	木造	1		
	32	中里農業構造改善センター	芥附字芥附22	55-9071	○	○	×	-	-	○	17.0	45	鉄骨	2		
	33	広岡集会所	芥附字広岡58	55-9070	○	×	○	-	-	○	29.9	20	木造	1		
	34	小谷集会所	小谷字塔合106-1	55-9074	○	×	×	-	-	○	96.6	25	鉄筋コンクリート	1		
	35	角城集会所	角坂字天神後33-1	55-9072	○	○	○	-	-	○	27.8	35	木造	1		
	36	搦深集会所	搦深字長通5	55-9073	○	○	○	-	-	○	56.7	35	木造	1		
	37	小谷西集会所	小谷字小野39-1	55-9075	○	○	○	-	-	○	77.5	20	木造	1		
	38	船津公民館	船津字船津55	55-9076	○	○	×	-	-	○	1400	30	木造	1		
	39	久尾公民館	久尾字久尾77-3	55-9077	×	○	○	-	-	○	1700	40	木造	1		
	40	正権集会所	穴喰浦字正権188	55-9061	○	×	×	×	×	○	2.9	40	木造	1		
	41	竹ヶ島生活改善センター 2階	穴喰浦字竹ヶ島12	55-9063	○	×	×	×	○	○	2.1	45	鉄筋コンクリート	2		

\*1 各避難所表記の○は避難所指定、×は利用不可、-は利用不可、☆は拠点避難所(案)となる。また、土砂災害の△は崩壊対策工事済。なお、洪水・土砂災害・高潮・大規模な火事・内水氾濫に対応する避難所は、緊急避難場所としても利用できる。

\*2 地震高(T.P.)は、すべて1階の高さを表記。

\*3 本計画で表記する基準水位高の数値は徳島県が平成25年に発表した南海トラフ地震の津波想定高を表す。

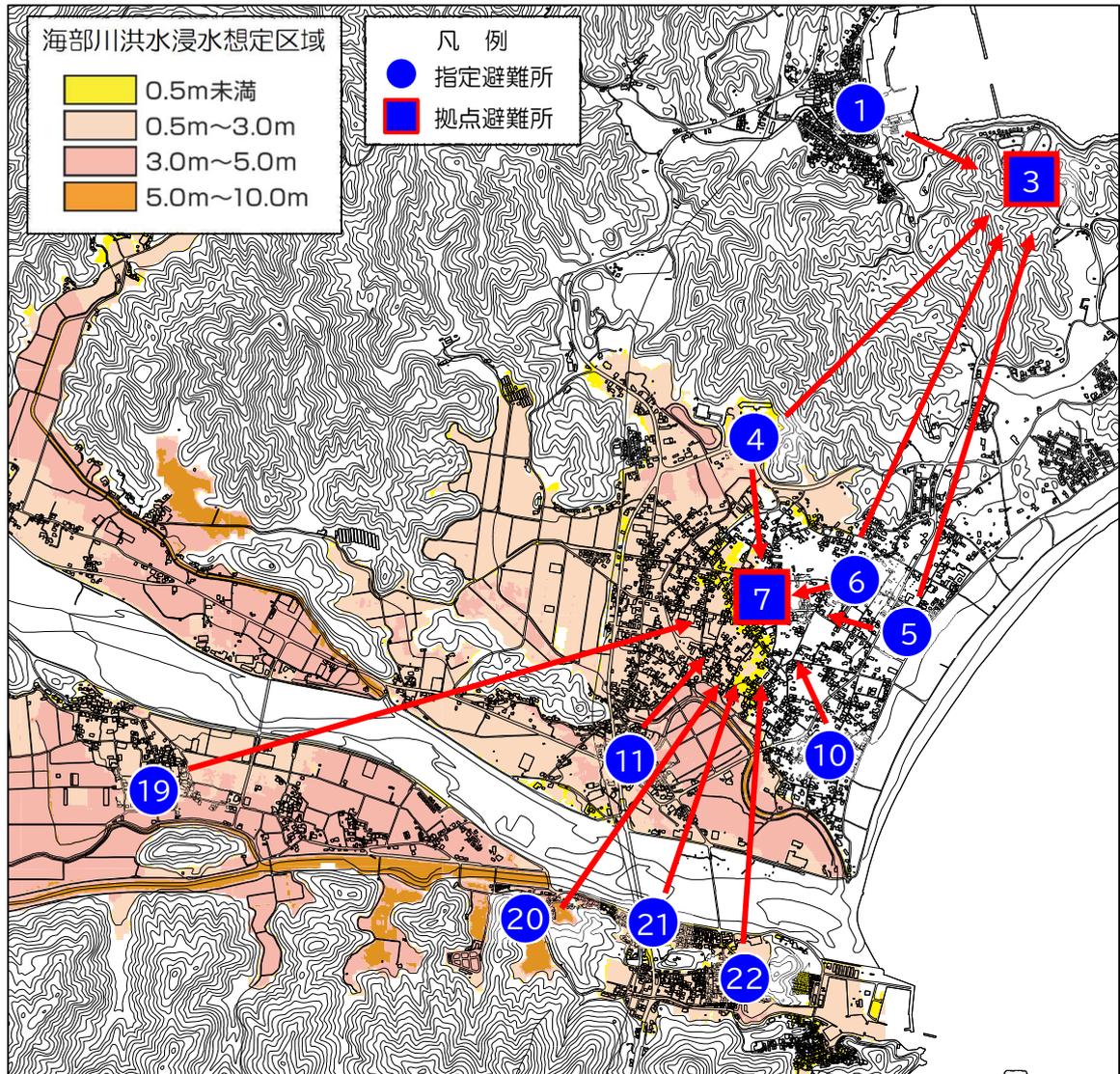
\*4 人数は「避難所の延床面積の70%/31」。

(2) 拠点避難所への集約の流れ

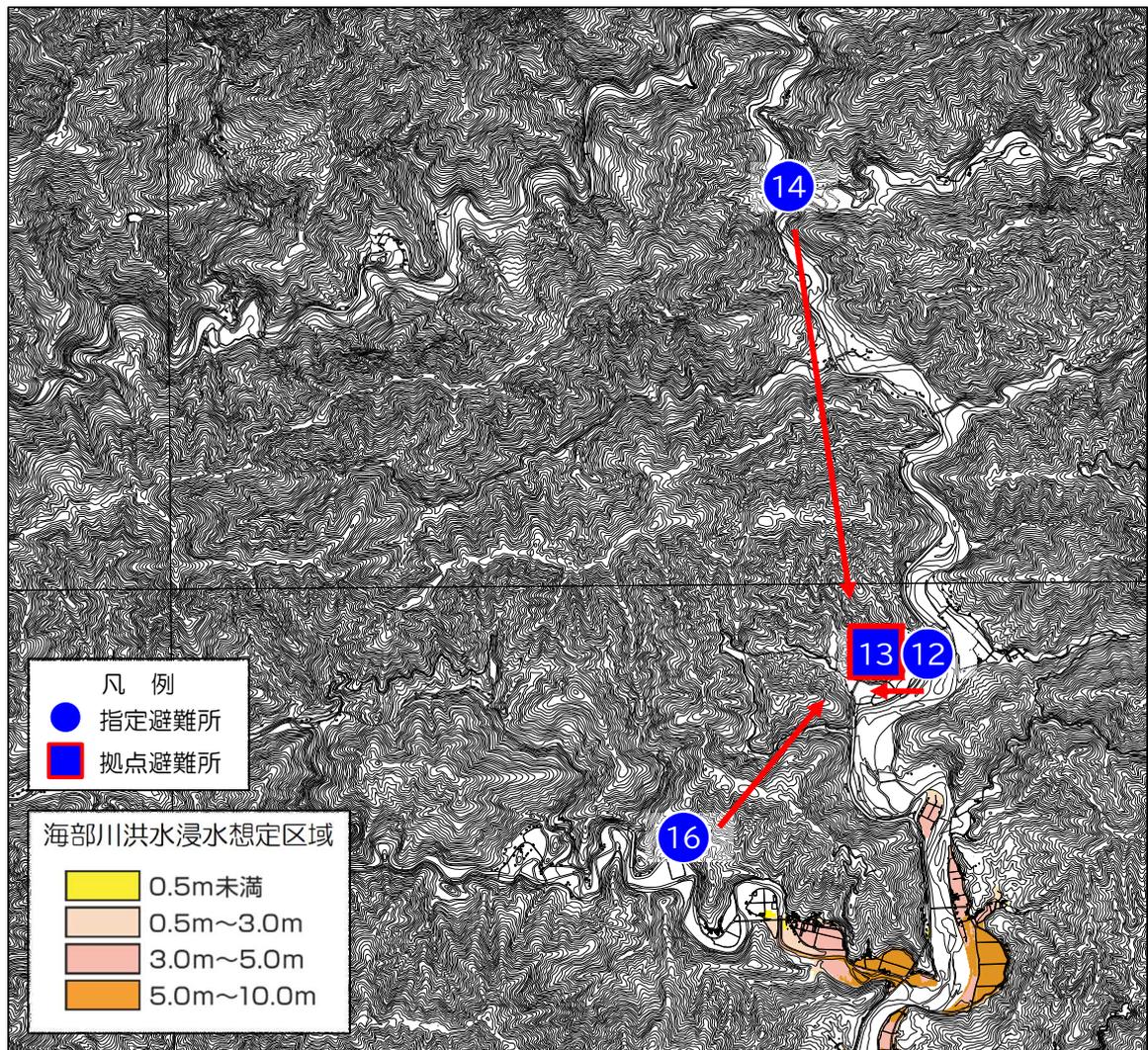
各指定避難所から拠点避難所の集約を行う際のイメージを次に示す。なお、各数字に該当する避難所についての名称等は、P.43～P.44 の(1) 指定避難所一覧を参照する。

① 洪水災害

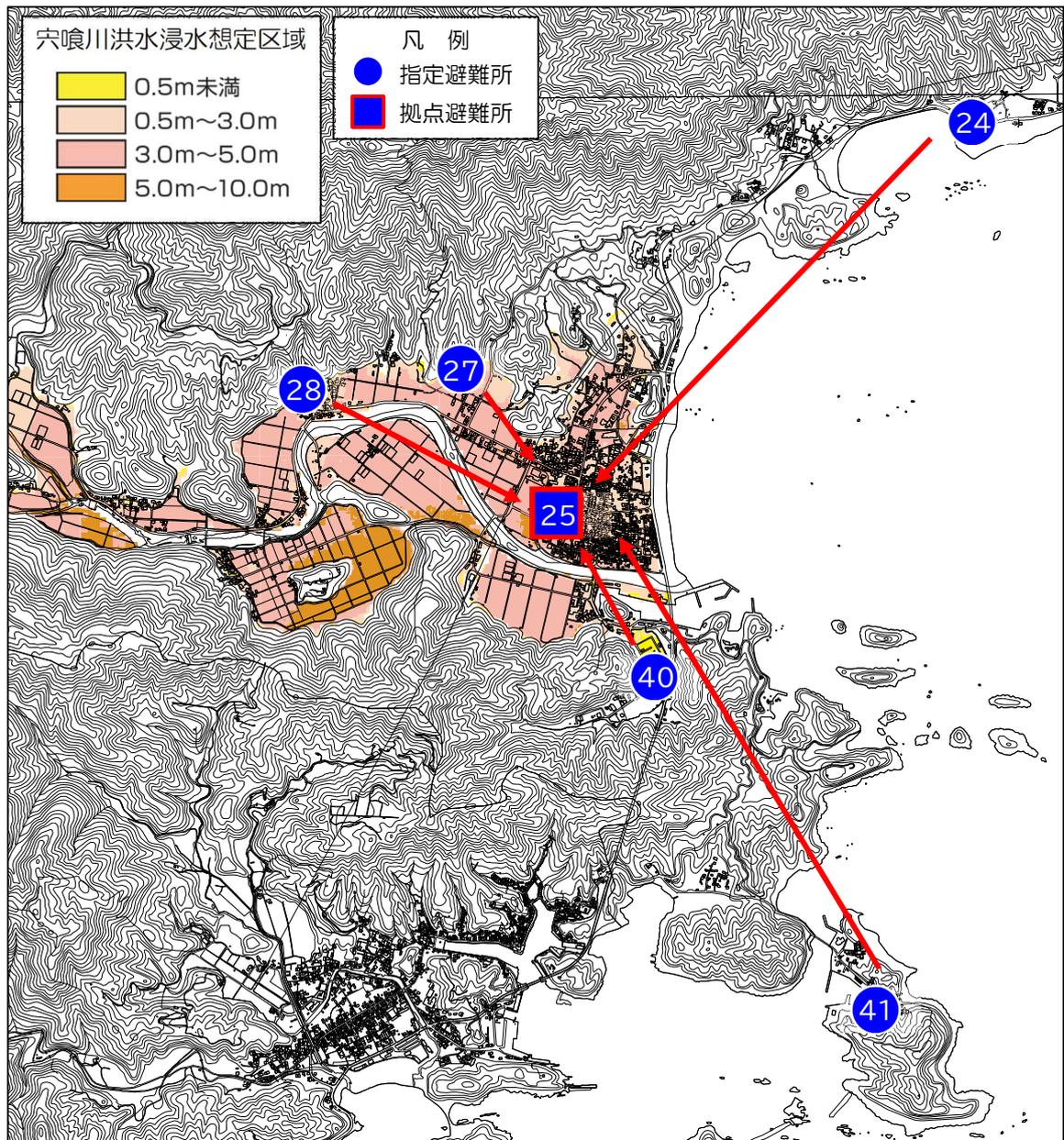
・浅川、川東、海部地区



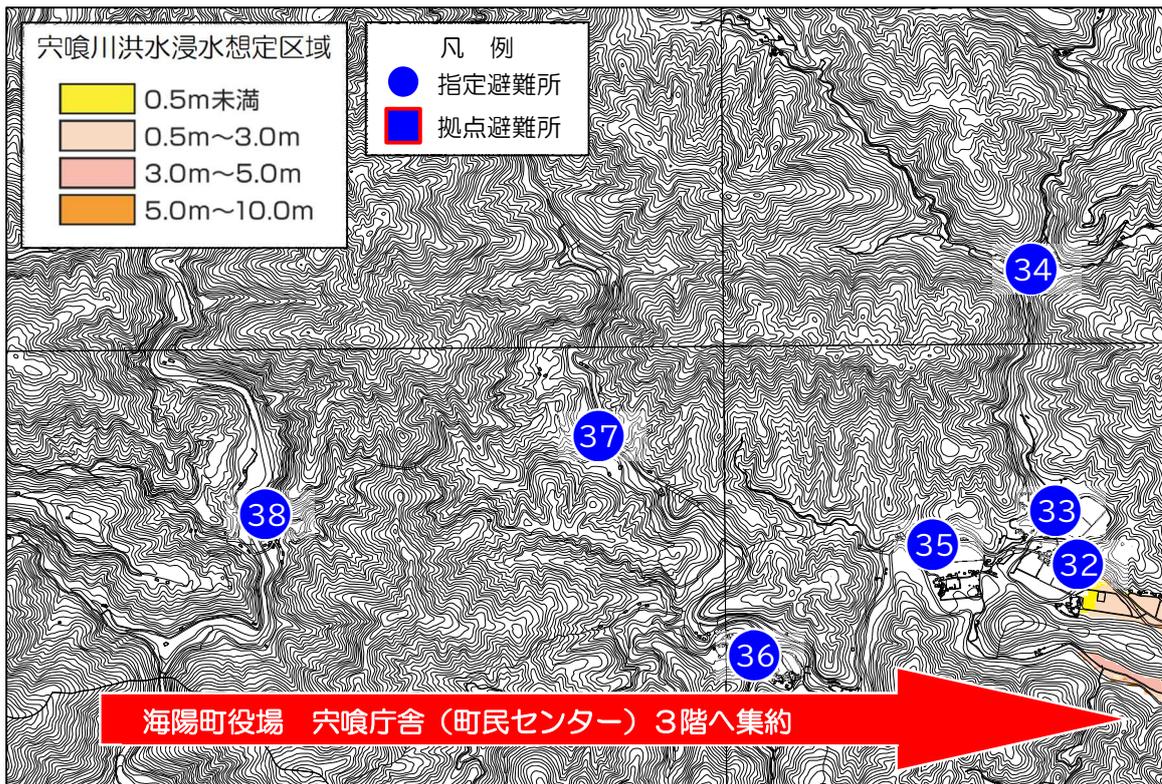
• 川上地区



• 穴喰地区（沿岸部）

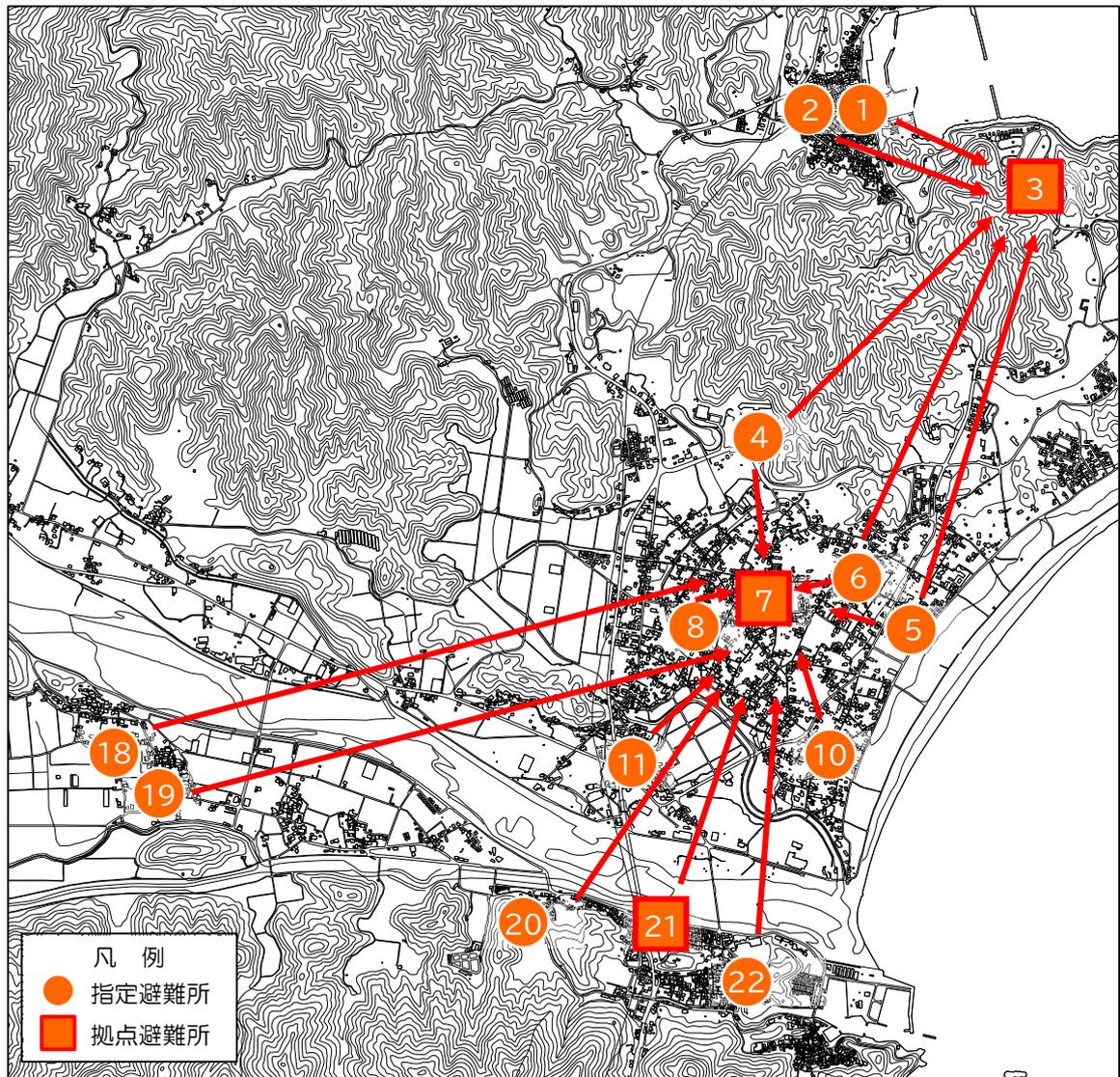


• 穴喰地区（山間部）

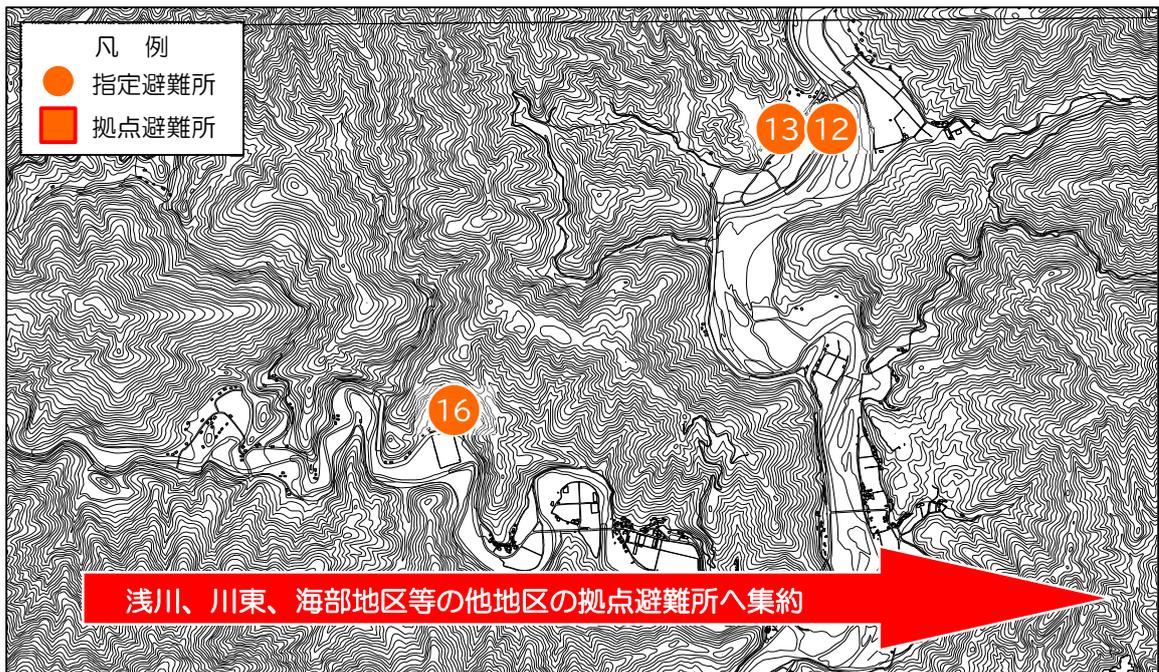


② 地震災害

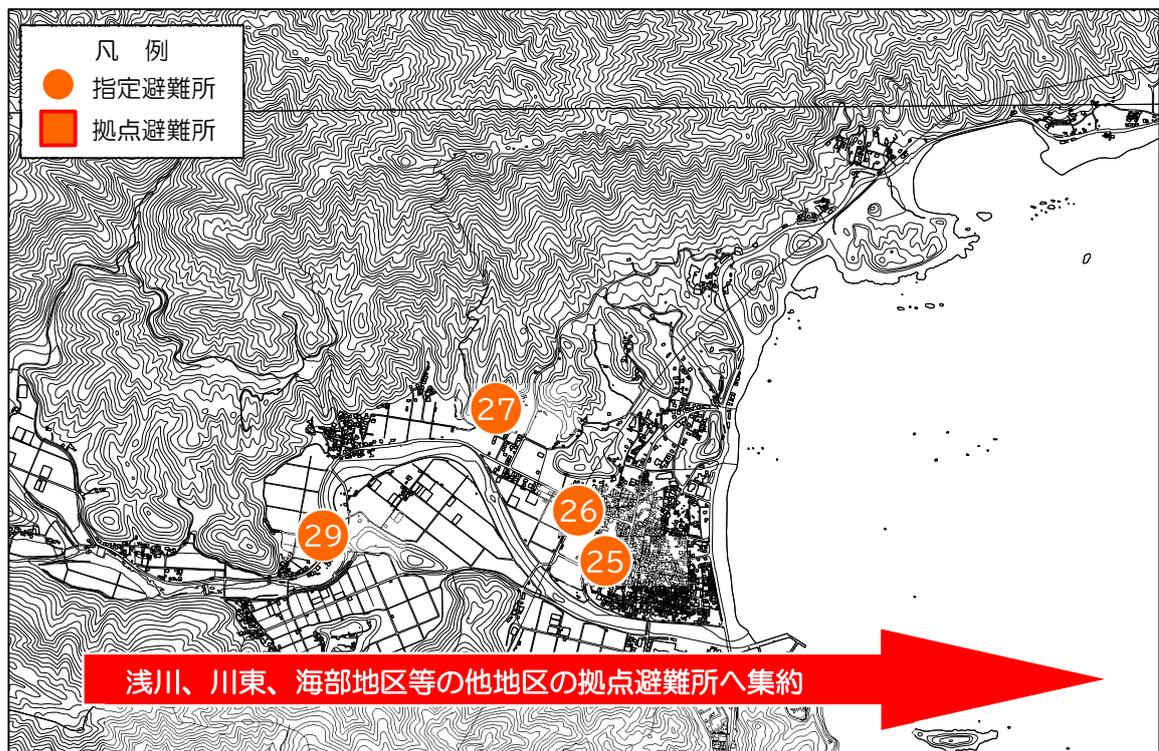
・浅川、川東、海部地区



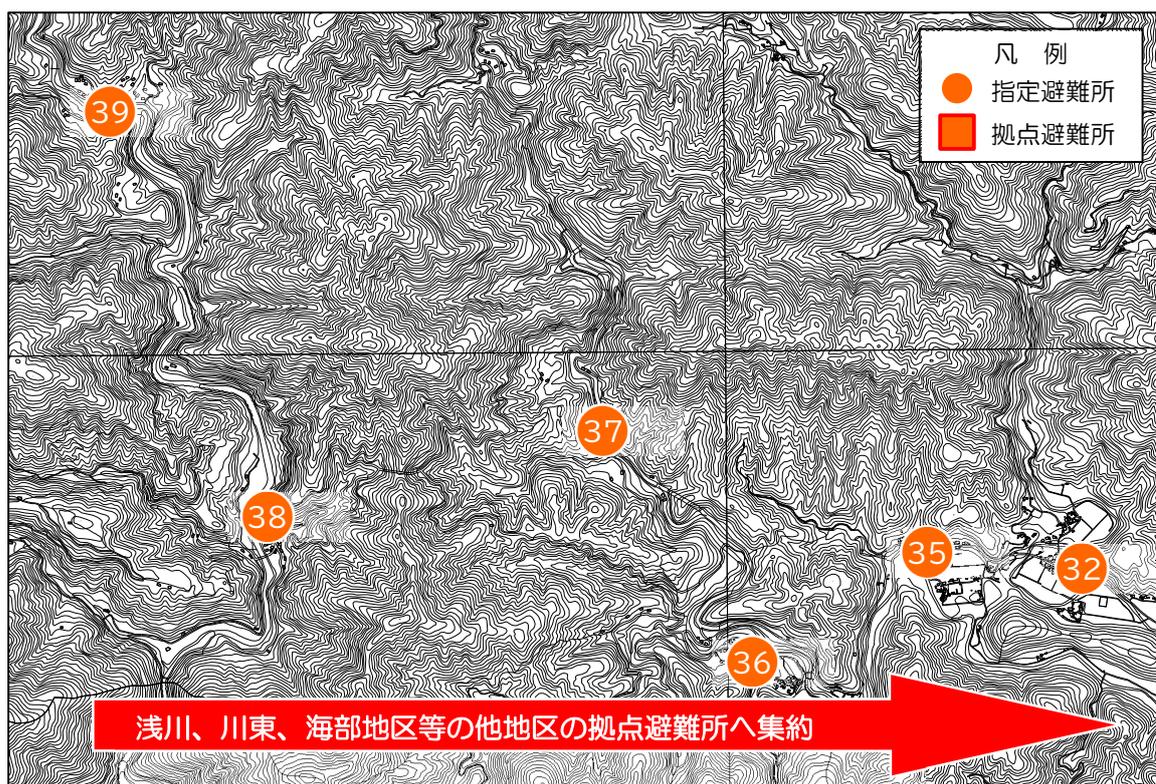
・川上地区



・穴喰地区（沿岸部）

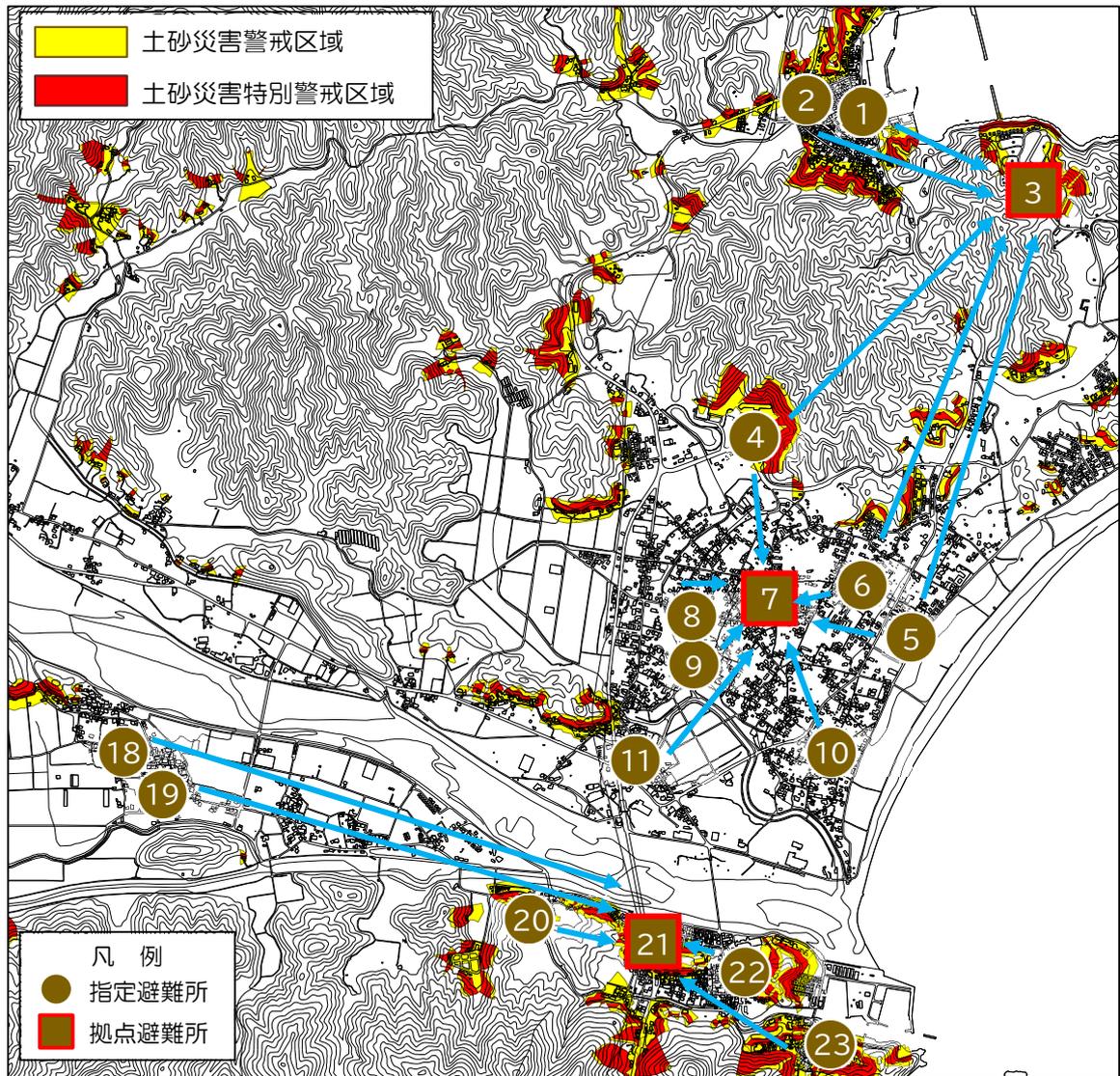


・穴喰地区（山間部）

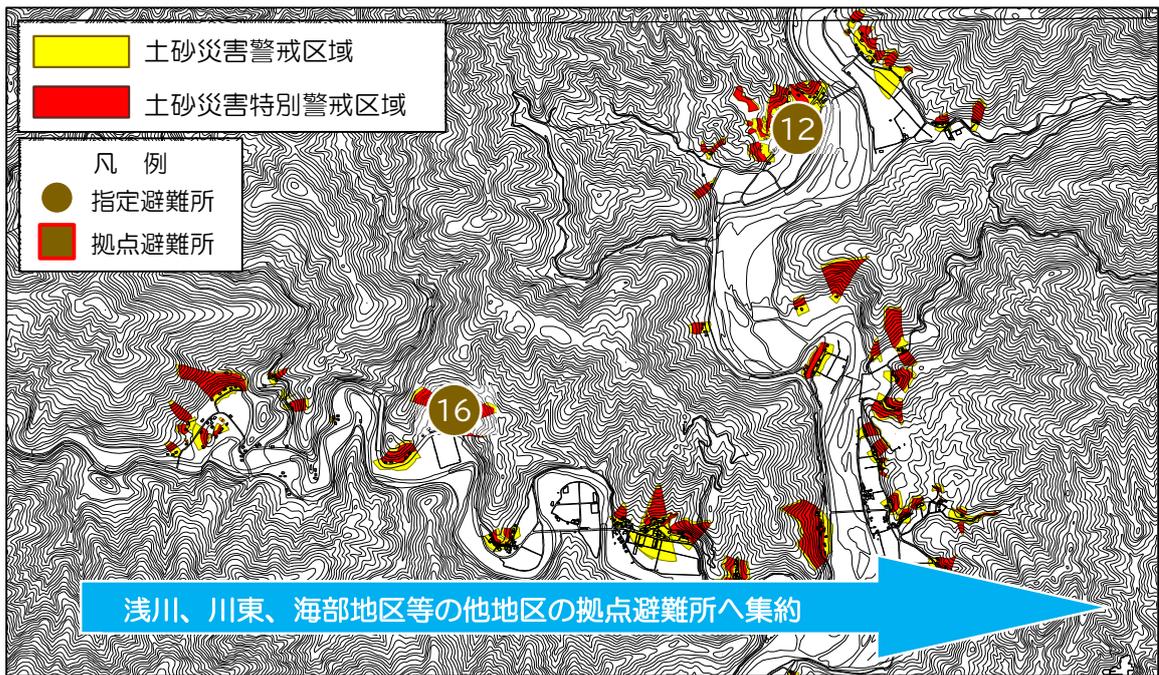


③ 土砂災害（土砂災害）

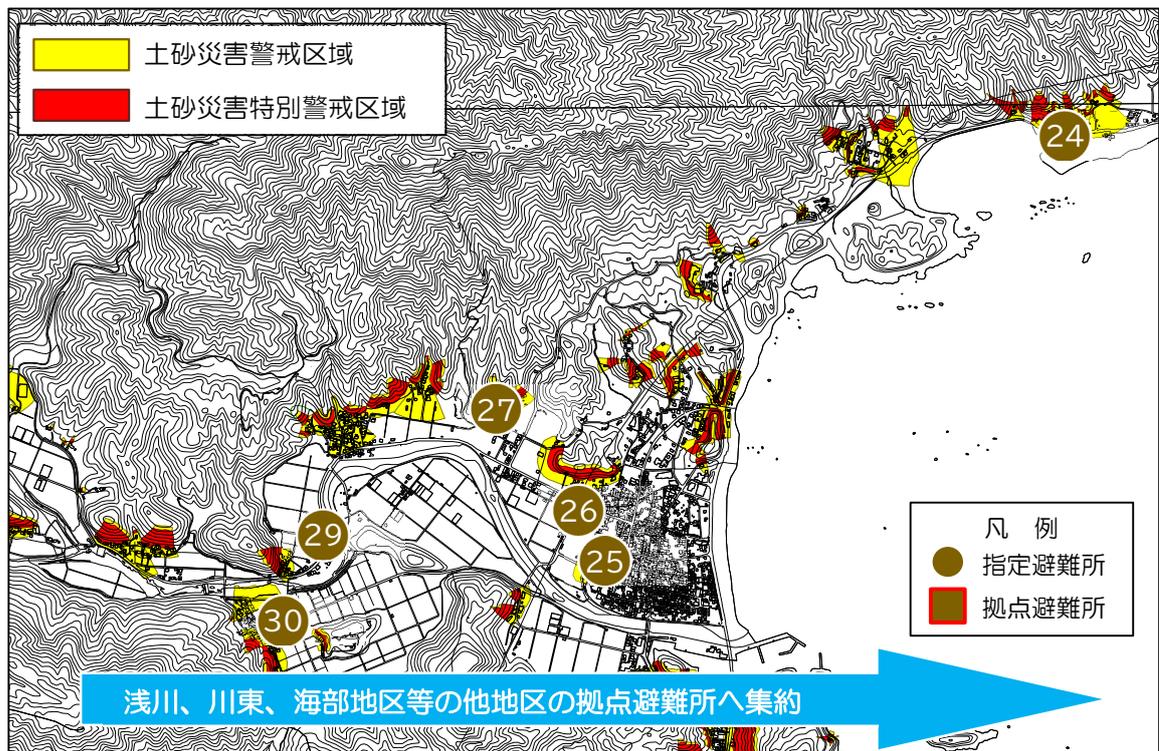
・浅川、川東、海部地区



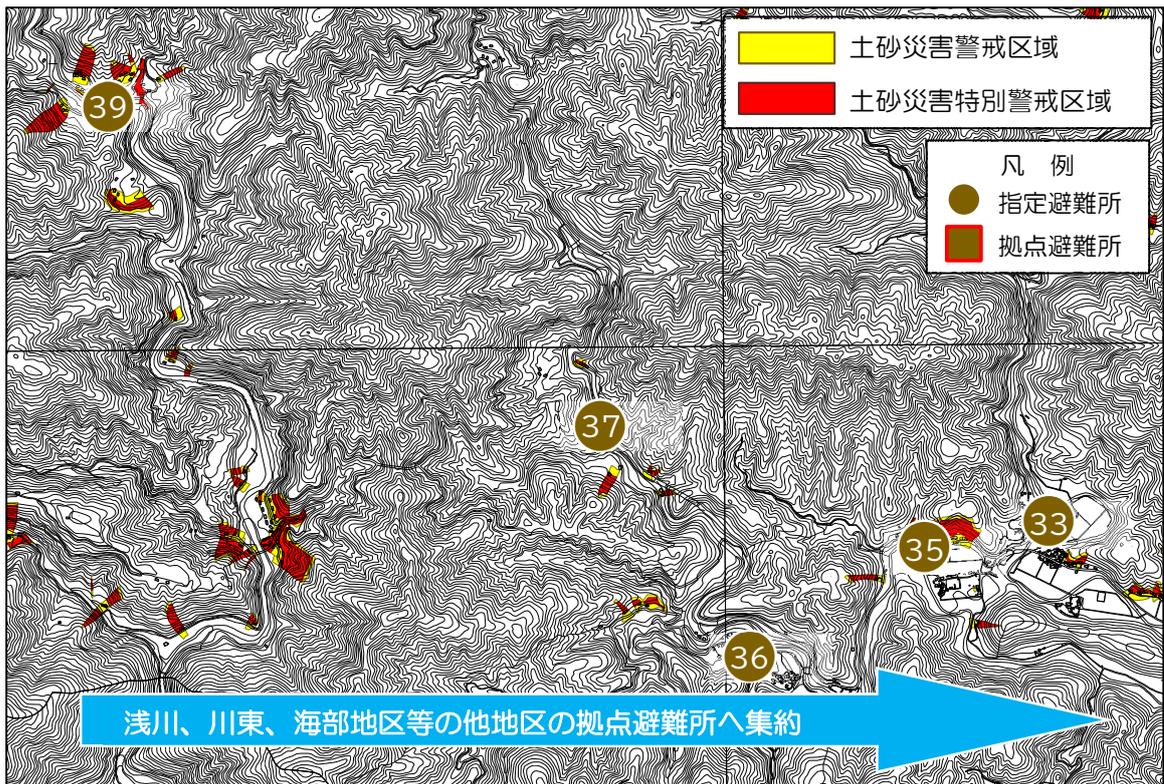
・川上地区



・穴喰地区（沿岸部）

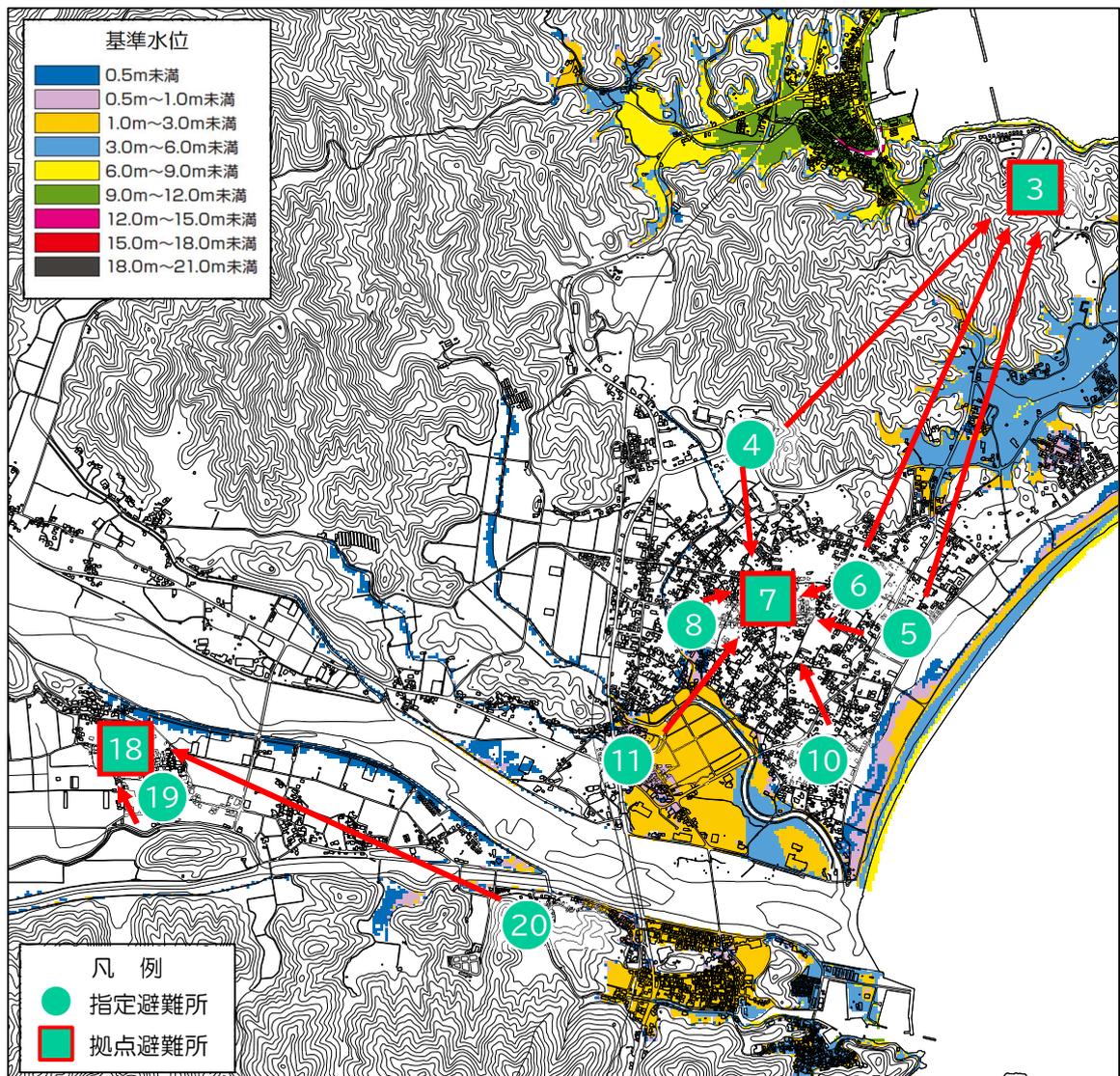


・宍喰地区（山間部）

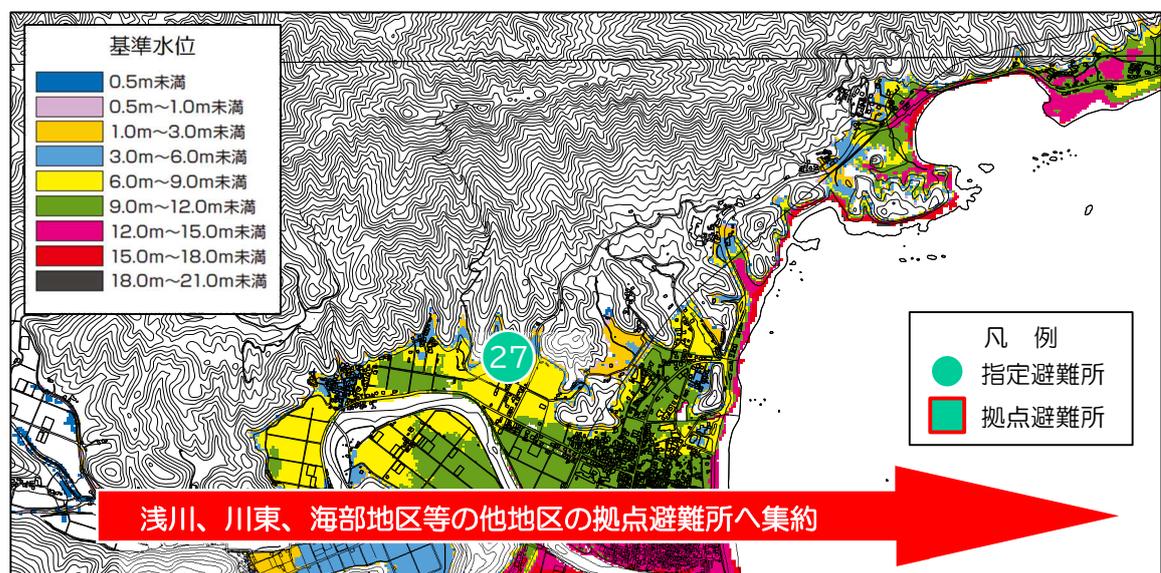


④ 津波災害

・浅川、川東、海部地区

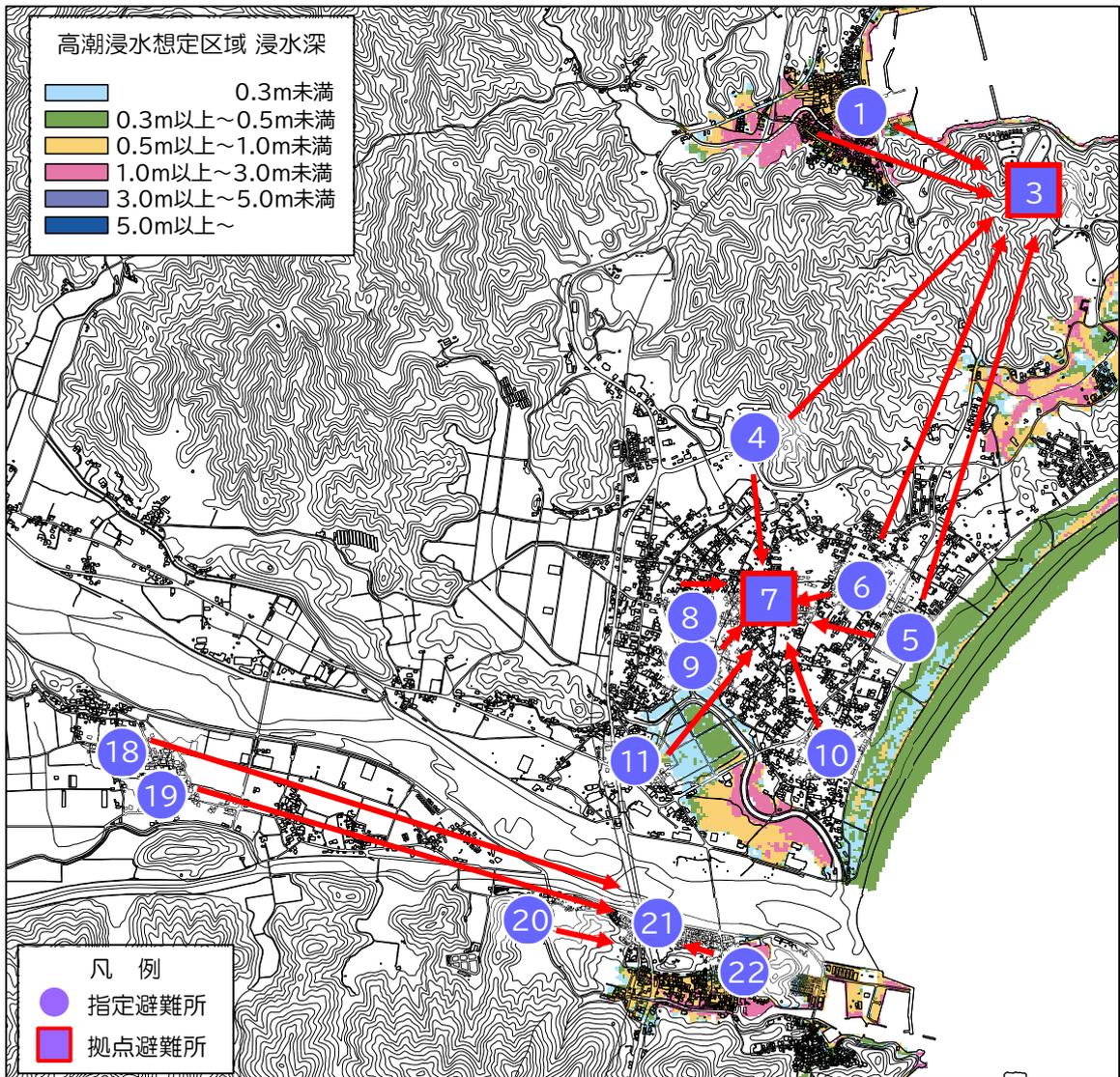


・穴喰地区（沿岸部）

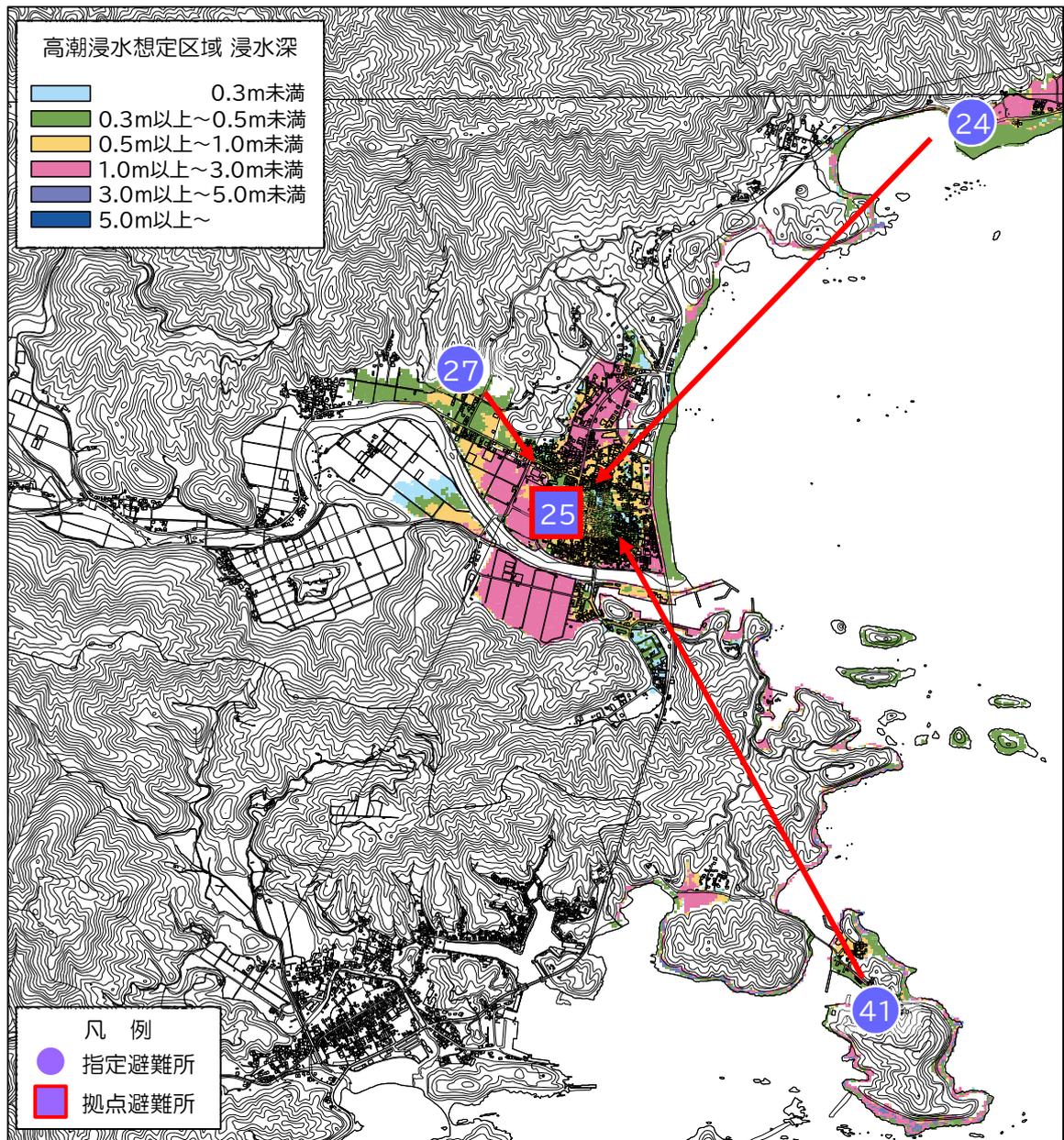


⑤ 高潮災害

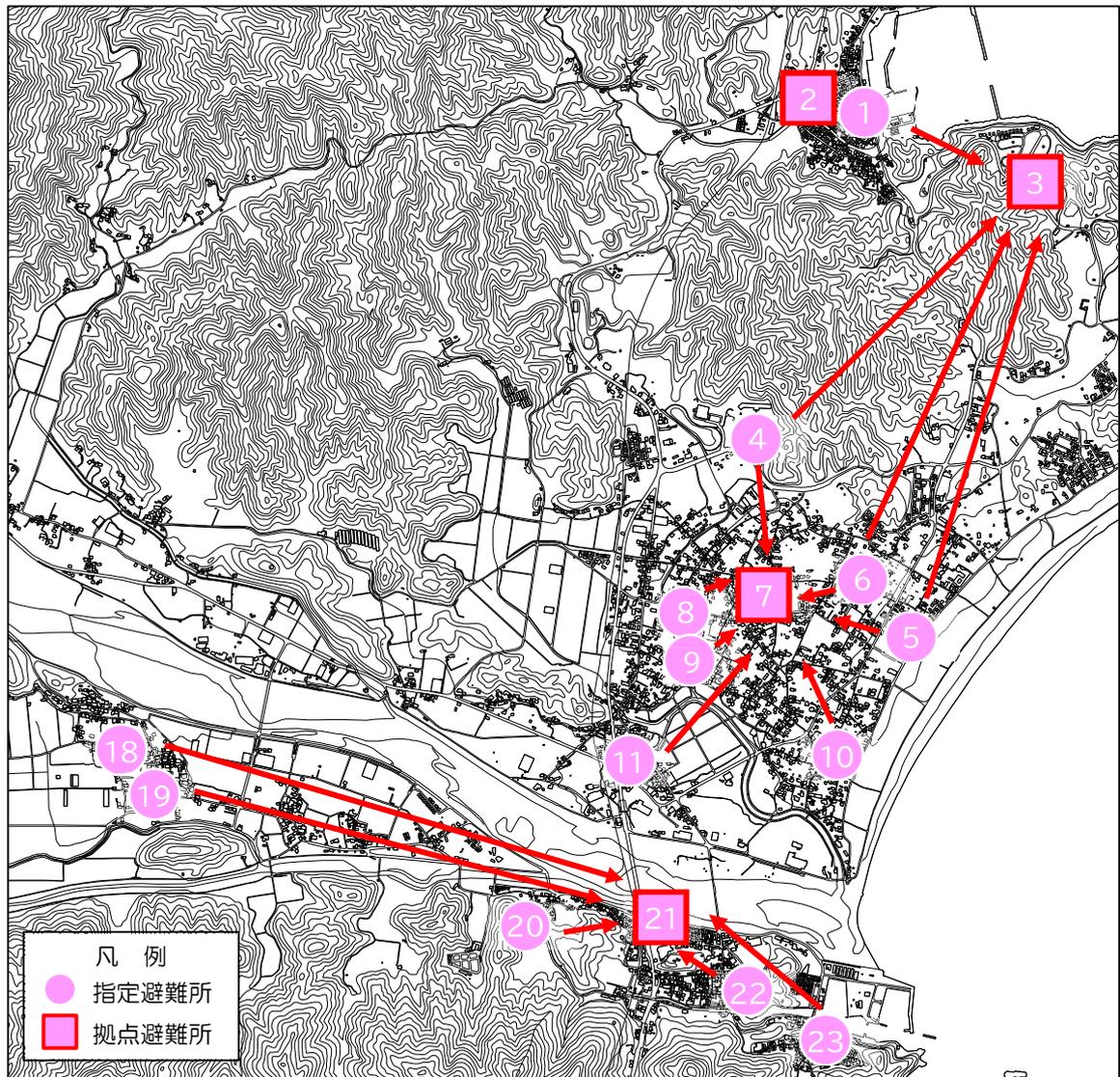
・浅川、川東、海部地区



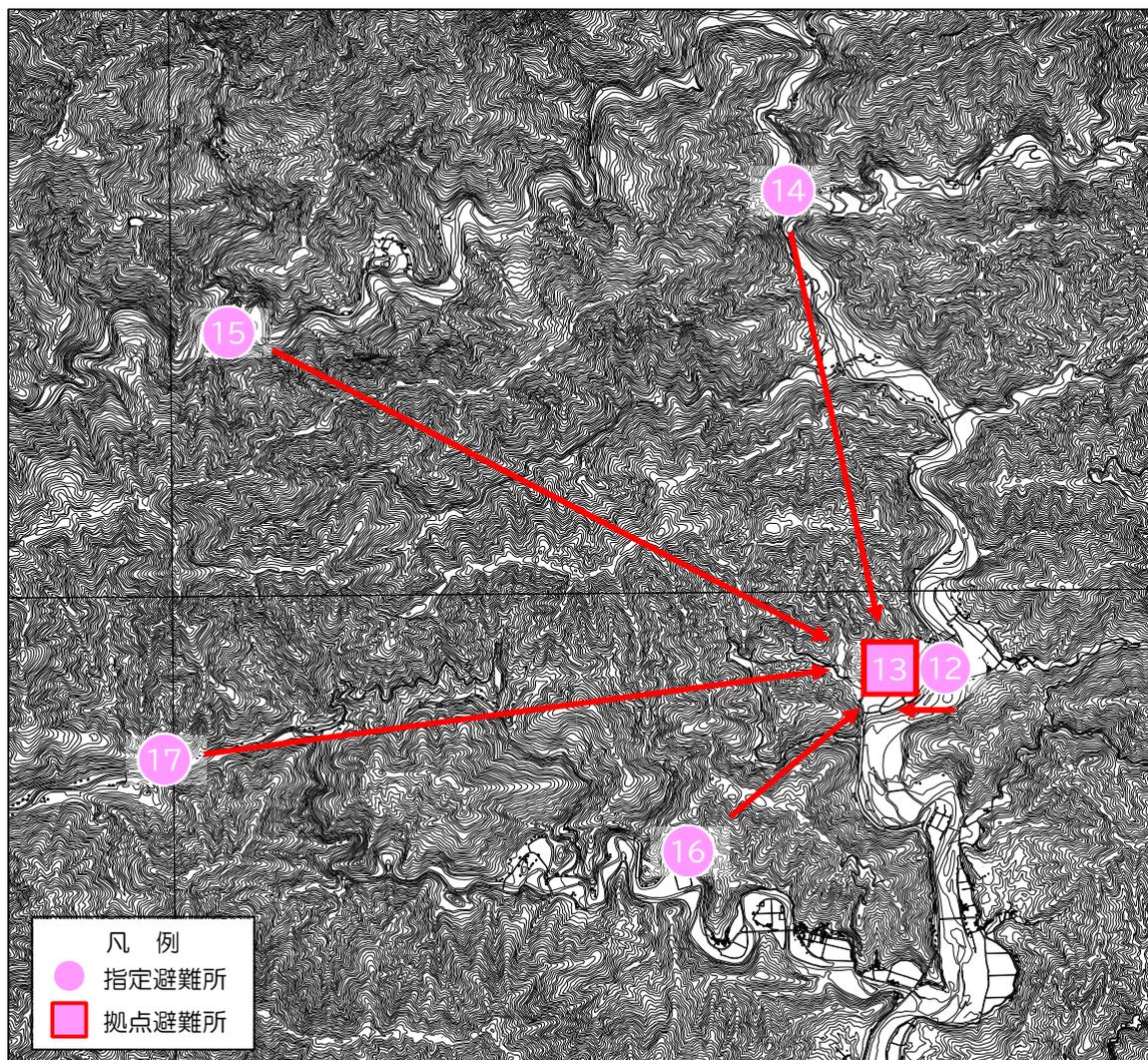
• 穴喰地区（沿岸部）



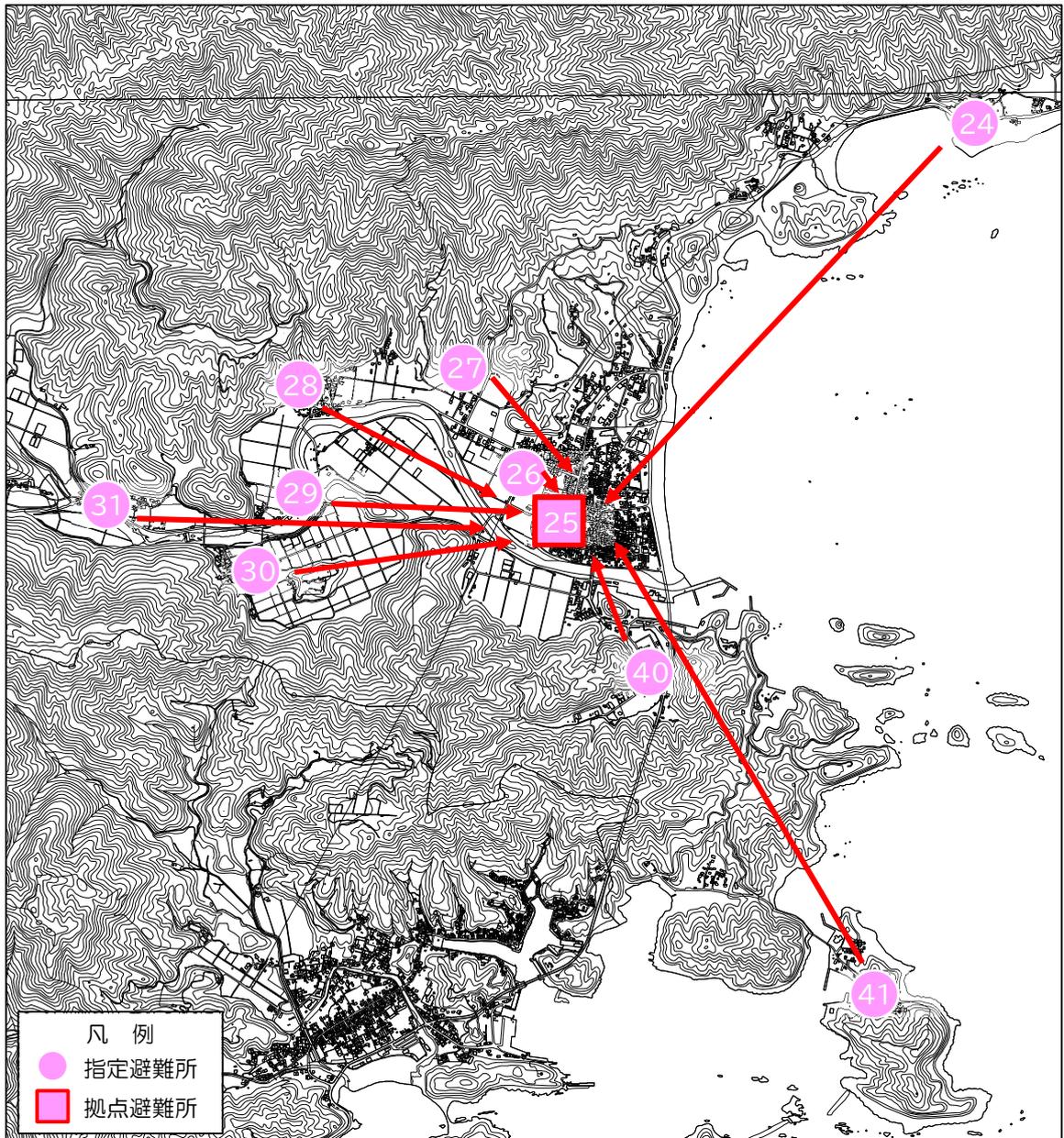
⑥ 大規模な火事災害  
・浅川、川東、海部地区



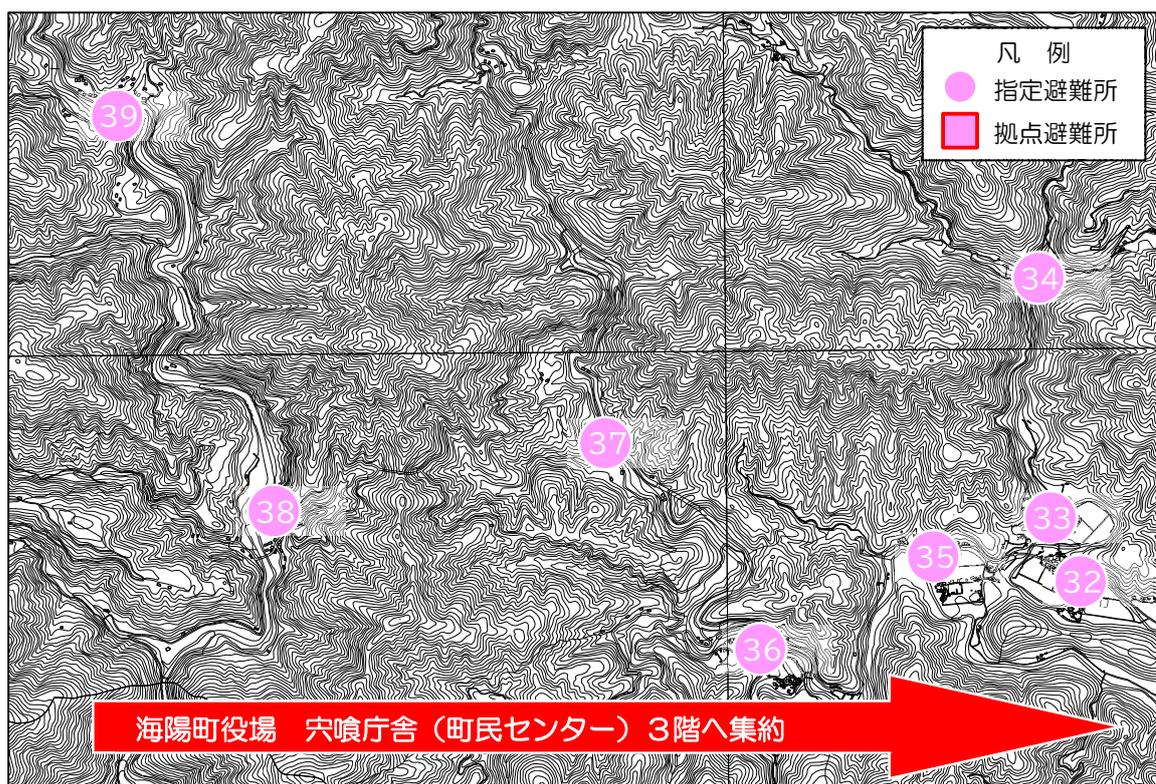
• 川上地区



• 穴喰地区（沿岸部）

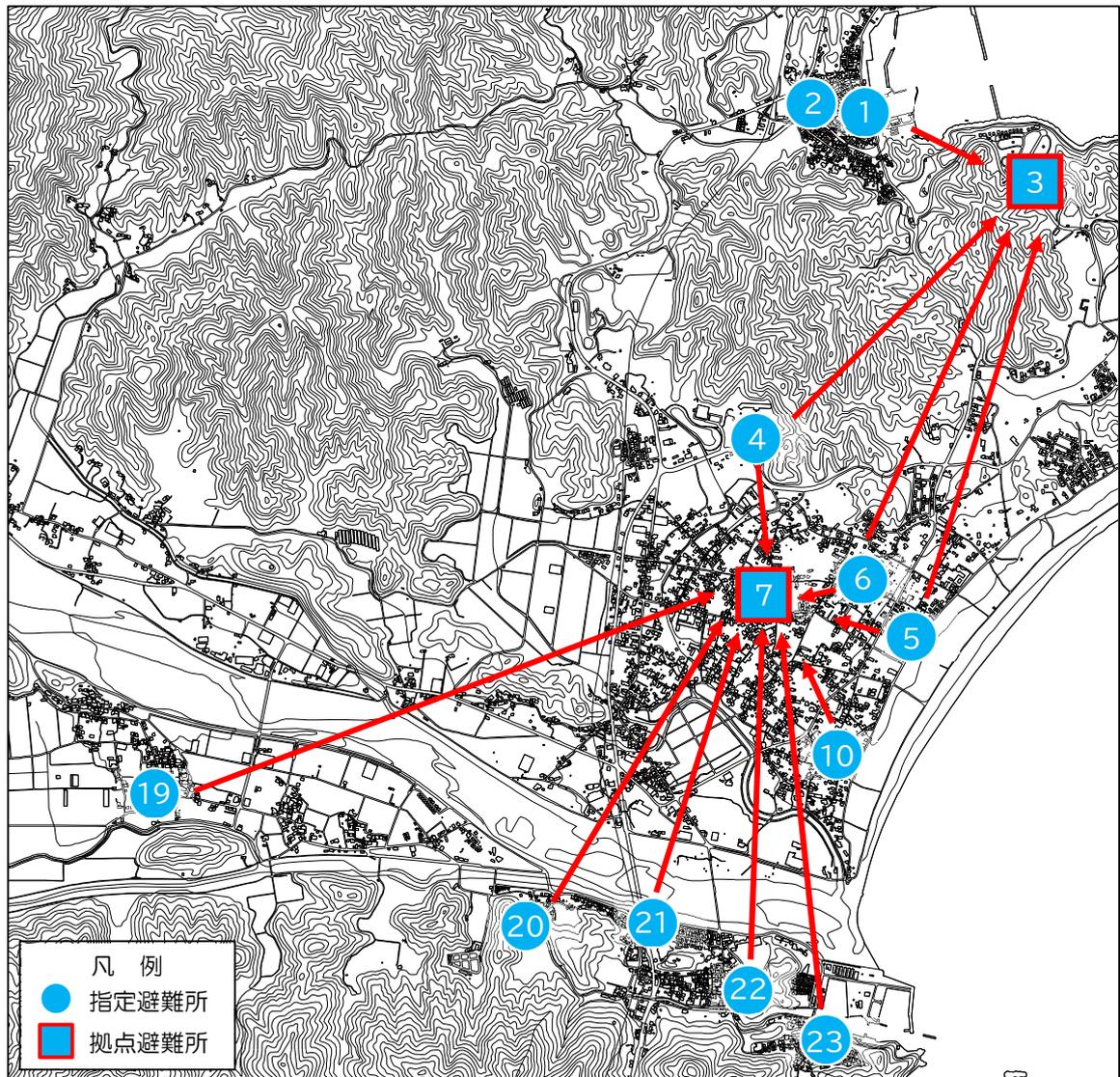


・穴喰地区（山間部）

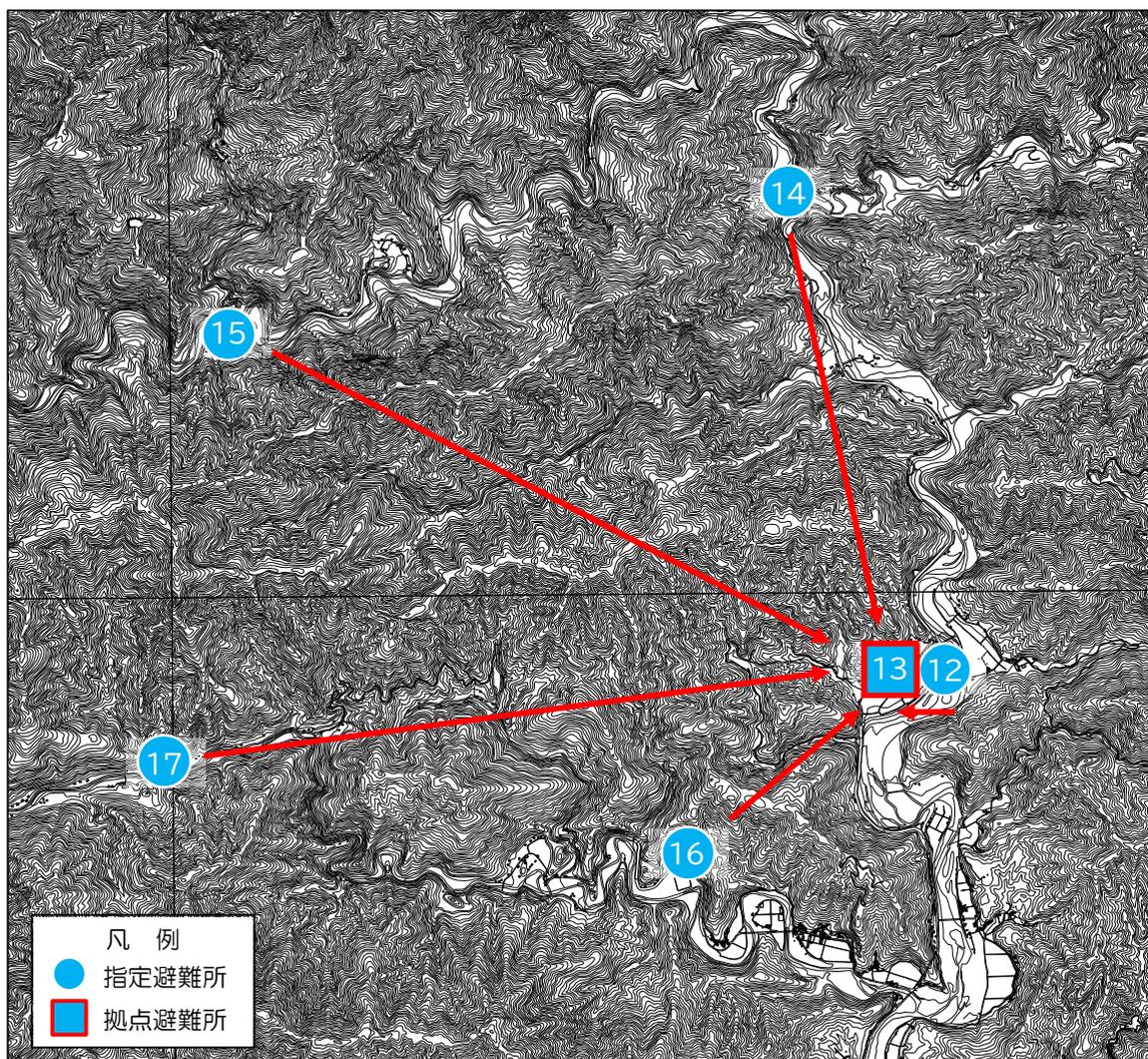


⑦ 内水氾濫

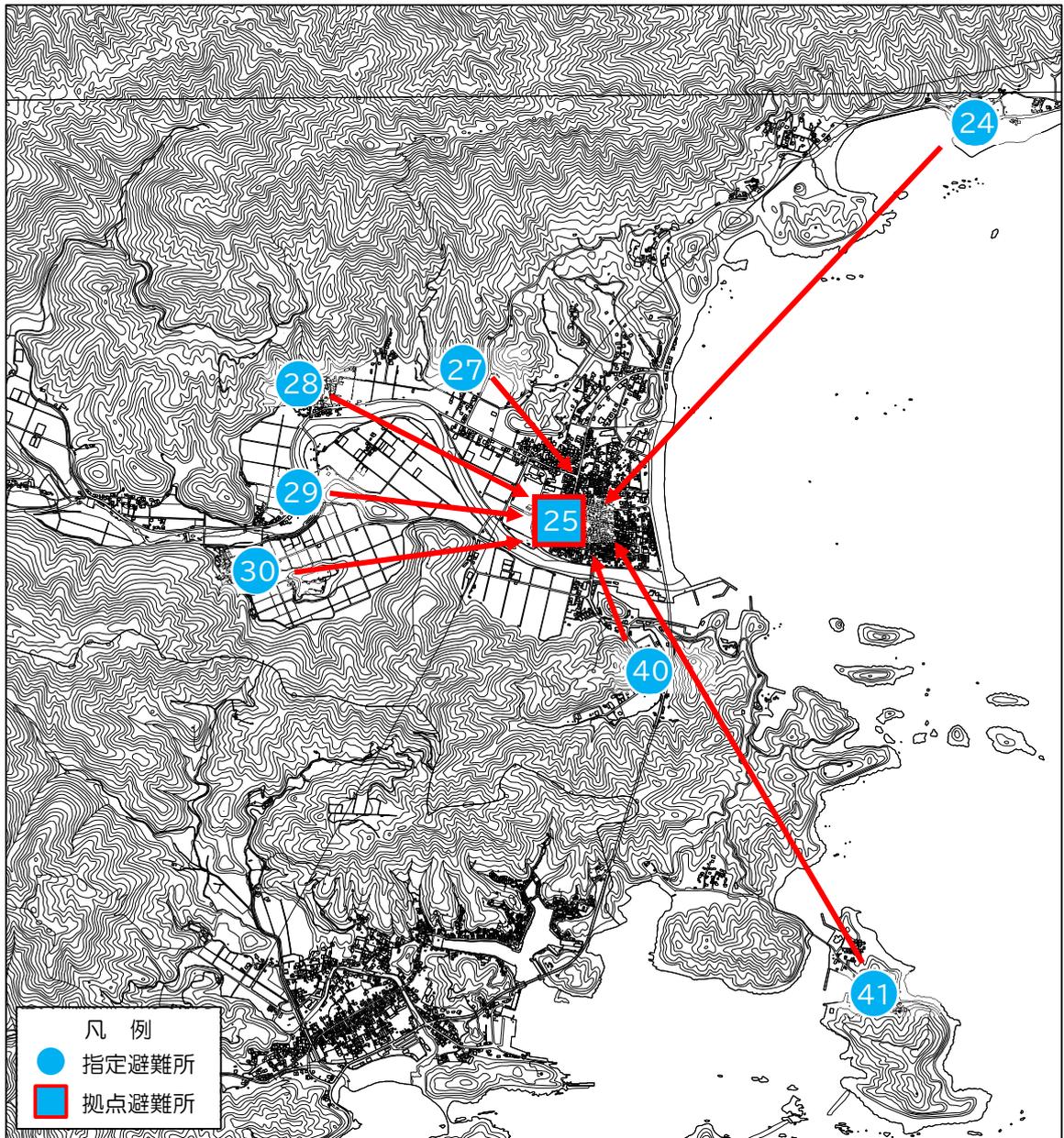
・浅川、川東、海部地区



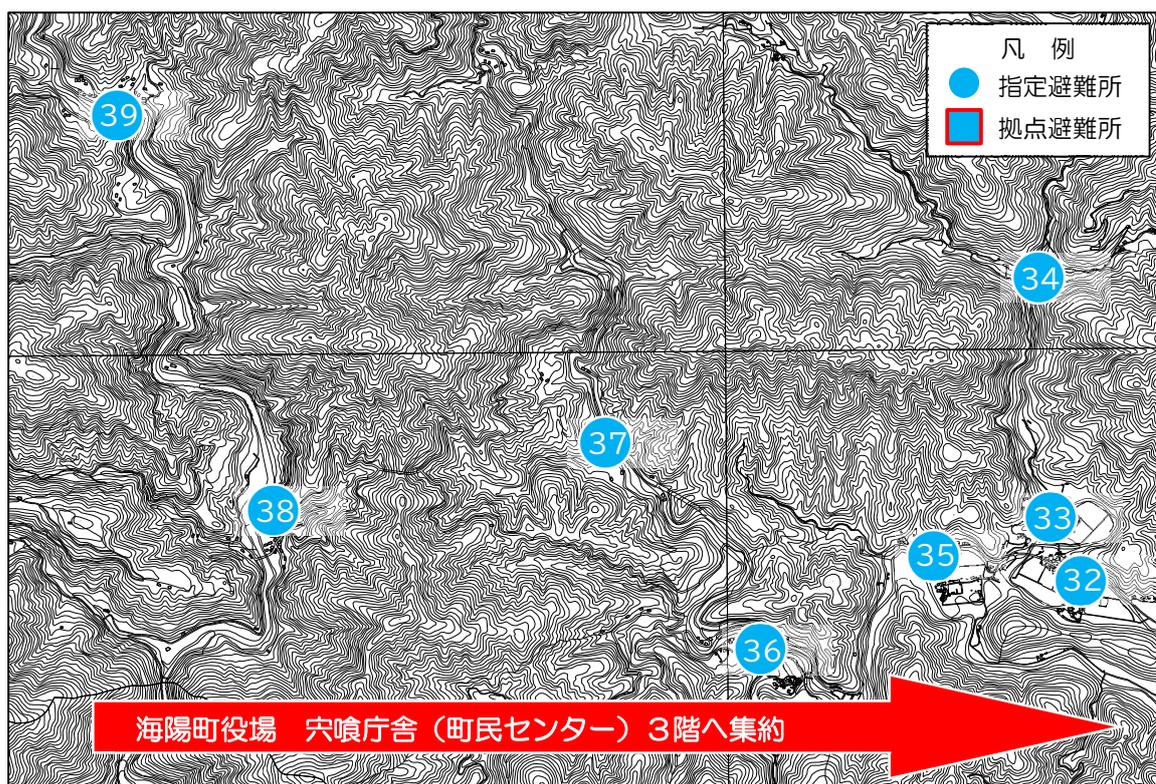
• 川上地区



• 穴喰地区（沿岸部）



• 穴喰地区（山間部）



## 18. 避難促進施設一覧

令和5年3月31日現在

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建物構造	階数	備考
1	海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	2.4	2.9	鉄筋コンクリート	3	
2	宋喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.5	7.0	鉄筋コンクリート	3	
3	宋喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.3	11.2	鉄筋コンクリート	3	
4	宋喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	
5	海陽町宋喰診療所	宋喰浦字松原141-2	76-2028	4.1	11.6	木造	1	
6	テイサービスセンター いきいき	久保字板取12-4	74-6601	3.4	8.5	鉄骨	1	
7	アットホーム元気	久保字板取12-4	76-2249	3.4	8.5	鉄骨	1	
8	アットホーム元気Ⅱ	久保字板取52	76-2249	3.5	8.5	鉄骨	1	
9	グループホーム ほかほか	久保字板取12-1	74-6201	3.4	8.5	鉄骨	1	
10	グループホーム ほかほかⅡ	久保字板取52	74-6201	3.5	8.5	鉄骨	1	
11	グループホーム まぜの里	大里字吉尾110-4	74-3470	3.7	3.1	鉄骨	1	
12	テイサービスセンター まぜの里	大里字吉尾110-4	74-3470	3.7	3.1	鉄骨	1	
13	テイサービスセンター さつき荘	大里字中須84	73-1888	3.9	1.4	鉄筋コンクリート	1	
14	テイサービスセンター わしずみ荘	宋喰浦字宋喰383	76-2717	4.1	10.0	鉄筋コンクリート	1	

# 19. 要配慮者利用施設一覧

令和6年3月現在

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保 の必要性	建築構造	階数	指定福祉 避難所	種 別
1	海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘	大里字松原33-3	73-2626	12.7	-	-	鉄骨	1	○	特別養護老人施設
2	グループホーム まぜの里	大里字吉尾110-4	74-3470	3.7	3.1	○	鉄骨	1	○	グループホーム、デイサービス、 認知症デイサービス
3	デイサービスセンター さつき荘	大里字中須84	73-3769	3.9	1.4	○	鉄筋コンクリート	1		デイサービス
4	地域共同作業所虹	大里字中小路25	74-3476	6.1	-	○	木造	1		地域活動支援センター
5	海南保育所	四方原字広谷18	73-0513	6.3	-	○	鉄骨	1		児童福祉施設
6	海陽幼稚園	四方原字広谷18	73-1401	6.3	-	○	鉄骨	1		幼稚園
7	海南子ども館	大里字飯持56-1	74-3121	4.6	0.6	○	鉄骨	1		放課後子ども教室推進事業の用に供する施設
8	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	5.1	-	○	鉄筋コンクリート	3		小学校
9	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	11.3	-	-	鉄筋コンクリート	3		中学校
10	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	7.3	-	-	鉄筋コンクリート	3		高等学校
11	海南病院	四方原字広谷16-1	73-1355	8.3	-	○	鉄筋コンクリート	2		病院
12	二葉保育園	鞆浦字立岩50-12	73-1530	6.5	0.6	○	鉄筋コンクリート	2		児童福祉施設
13	海部西保育所	芝字岸ノ上1	73-4011	7.7	-	○	木造	1		児童福祉施設
14	奥浦老人福祉センター	奥浦字堤ノ外25-1	70-1387	4.6	0.8	○	鉄筋コンクリート	2		放課後子ども教室推進事業の用に供する施設
15	海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	3.1	2.3	○	鉄筋コンクリート	3		小学校
16	海陽町地域子育て支援センター あのね	奥浦字新町44	74-3112	4.4	2.2	○	鉄骨	4	○	地域子育て支援センター
17	老人保健施設 シャンボ緑風会	久保字板取243-310	76-3888	29.4	-	○	鉄筋コンクリート	4	○	老人保健施設、短期入所療養介護 通所リハビリ、訪問リハビリ
18	グループホーム ほかほか	久保字板取12-1	74-6201	3.4	8.5		鉄骨	1		
		久保字板取52	74-6201	3.5	8.5	○	鉄骨	1	○	グループホーム、デイサービス
19	アットホーム元氣	久保字板取12-4	74-6601	3.4	8.5		鉄骨	1		
		久保字板取12-4	76-2249	3.4	8.5	○	鉄骨	1		サービス付高齢者住宅
		久保字板取52	76-2249	3.5	8.5		鉄骨	1		
20	宍喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	○	鉄筋コンクリート (一部木造)	2		児童福祉施設
21	デイサービスセンター わしずみ荘	宍喰浦字宍喰383	76-2717	4.1	10.0	○	鉄筋コンクリート	1		デイサービス
22	宍喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.6	11.1	○	鉄筋コンクリート	3		小学校
23	宍喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.6	6.8	○	鉄筋コンクリート	3		中学校

## 20. 保育・教育施設一覧

令和6年3月現在

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保の必要性	建築構造	階数	備考
保育所 ・ 幼稚園	1 海陽幼稚園	四方原字広谷18	73-1401	6.3	-	○	鉄骨	1	
	2 海南保育所	四方原字広谷18	73-0513	6.3	-	○	鉄骨	1	
	3 海南子ども館	大里字飯持56-1	74-3121	4.6	0.6	○	鉄骨	1	
	4 二葉保育園	鞆浦字立岩50-12	73-1530	6.5	-	○	鉄筋コンクリート	2	
	5 海部西保育所	芝字岸ノ上1	73-4011	7.7	-	○	木造	1	
	6 奥浦老人福祉センター	奥浦字堤ノ外25-1	70-1387	4.6	0.8	○	鉄筋コンクリート	2	
小学校	7 穴喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	○	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	
	8 海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	5.1	-	○	鉄筋コンクリート	3	
	9 海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	3.1	2.3	○ (上階または他所へ)	鉄筋コンクリート	3	
	10 穴喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.6	11.1	○	鉄筋コンクリート	3	
中学校	11 海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	11.3	-		鉄筋コンクリート	3	
	12 穴喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.6	6.8	○	鉄筋コンクリート	3	
高等学校	海部高等学校	四方原字旭町50	73-0036	7.3	-	-	鉄筋コンクリート	3	

## 21. 医療機関一覧

令和6年3月現在

番号	医療機関名	所在地	電話 (0884)	診療科目	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建築構造	階数	備考
1	海南病院	四方原広谷16-1	73-1355	内科・外科・整形外科・ 脳神経外科	8.3	-	鉄筋コンクリート	2	
2	寿満内科クリニック	四方原字町西16-1	73-3741	内科・循環器科・小児科	5.0	-	鉄骨	1	
3	ヒロタ歯科医院	四方原町西48-1	73-3681	歯科	4.8	-	鉄筋コンクリート	2	
4	いしもとファミリークリニック	大里白水91-17	74-3503	内科・小児科・ アレルギー科	8.2	-	木造	1	
5	大里医院	大里字松原34-47	73-3102	内科・小児科・ 耳鼻咽喉科・放射線科	11.3	-	鉄骨	2	
6	K'sデンタルクリニック	大里字松ノ本16-13	70-1215	歯科	3.8	1.4	鉄骨	1	
7	やまいし歯科医院	奥浦一宇谷1-15	73-1576	歯科・口腔外科	3.0	2.0	鉄筋コンクリート	2	
8	前川歯科医院	久保字松本119-4	76-3858	歯科	3.6	9.6	鉄骨	2	
9	シシクイデンタルクリニック	久保板取62-14	76-1110	歯科・口腔外科	2.8	9.4	鉄骨	2	
10	折野胃腸科内科	宋喰浦字松原58-5	76-2249	内科・胃腸科・小児科	3.7	9.9	鉄筋コンクリート	3	
11	海陽町宋喰診療所	宋喰浦字松原141-2	76-2028	内科・外科	4.1	11.6	鉄骨	1	
12	ささき歯科医院	宋喰浦字正梶188-48	76-3478	歯科	3.1	11.5	鉄骨	2	

## 2.2. 薬剤師会開局会員一覧

令和6年3月現在

番号	名称	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建築構造	階数	備考
1	おおざと薬局	大里字松原34-441	74-3701	11.3	-	鉄骨	1	
2	スマイル調剤薬局さつき店	大里字飯持121-1	74-3233	5.0	-	鉄骨	1	
3	なごみ薬局	大里字白水91-19	74-3118	8.3	-	木造	1	
4	スマイル調剤薬局海南店	四方原字杉谷28-2	74-3870	4.6	-	鉄骨	1	
5	トヨタ薬局	奥浦字新町7	73-0155	5.0	0.8	木造	2	
6	スマイル調剤薬局ししくい店	宍喰浦字松原82-1	74-6015	3.6	9.4	木造	1	
7	スマイル調剤薬局 診療所前店	宍喰浦字松原139-4	74-6031	4.2	11.4	木造	1	

## 23. 救急病院等一覧

### (1) 災害拠点病院

#### ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

#### イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏

### (2) DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※ 圏域：救急医療圏

## (3) 救急告示医療機関

## ア 2次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46-11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町寺山13-2	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中州八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町6-1	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21-1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

イ 救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏

参照：「徳島県地域防災計画資料編」（令和5年1月）

## 24. AED設置箇所（町設置）一覽

令和5年6月5日現在（1/2）

地区名	番号	設置施設名称	所在地	設置場所	電話 (0884)	設置 台数	設置年月	電極パッドの 使用（有効） 期限
浅川	1	浅川漁村センター	浅川字川ヨリ東26-4	屋内	なし	1	2016.6	2023.11
	2	南部防災館	浅川字西福良43	屋内	73-2211	1	2018.1	2025.2
	3	まげのおか管理棟	浅川西福良43	屋内	74-3111	1	2015.3	2024.1
	4	浅川町民体育館	浅川字カミノ41-3	屋内	なし	1	2023.4	2027.5
	5	海南庁舎	大里字上中須128	屋内	73-1234	1	2018.5	2025.11
	6	海南機動分団消防車	大里字上中須（格納庫）	屋内（車内）	なし	1	2019.11	2024.9
川東	7	海南保育所 海陽幼稚園	四方原字広谷18	屋内	73-0513 73-1401	1	2011.8	2025.1
	8	海南荘	大里字松原33-3	屋内	73-2626	1	2018.4	2024.6
	9	アイサービスセンターさつき荘	大里字中須84	屋内	73-3769	1	2021.6	2025.3
	10	海南小学校校舎	四方原字旭町50	屋内	73-0036	1	2016.8	2025.7
	11	海南小学校体育館	四方原字旭町50	屋内	73-0036	1	2013.5	2023.8
	12	海南小学校職員室	四方原字旭町50	屋内	73-0036	1	2011.8	2025.7
	13	海陽中学校校舎	大里字松原34-83	屋内	73-0074	1	2016.8	2025.7
	14	海陽中学校体育館	大里字松原34-83	屋内	73-0074	1	2023.7	2027.7
	15	海南文化館	四方原字杉谷73	屋内	73-3100	1	2019.9	2026.1
	16	海南こども館	大里字飯持56-1	屋内	74-3121	1	2022.5	2024.5
	17	海南病院	四方原字広谷16-1	屋内	73-1355	1	2020.6	2024.9
	18	川上集会所	神野字高尾56-1	屋内	なし	1	2016.6	2023.11
	川上	19	神野町民体育館	神野字高尾54	屋内	なし	1	2023.4
20		海部庁舎	奥浦字新町44	屋内	73-4313	1	2011.12	2025.3
21		海部西保育所	芝字岸ノ上1	屋内	73-4011	1	2018.8	2025.1
22		ファミリースポーツセンター あのね	奥浦字新町44	屋内	74-3112	1	2015.5	2023.6
23		(海部庁舎3階)	小児用1			2015.9	2024.1	
24		遊遊NASA	奥浦字鹿ヶ谷58-3	屋内	73-0300	1	2021.3	2023.1
25		海部小学校校舎	奥浦字堤ノ外44	屋内	73-0201	1	2016.8	2025.7

(2/2)

地区名	番号	設置施設名称	所在地	設置場所	電話 (0884)	設置 台数	設置年月	電極/パッドの 使用(有効) 期限
海部	26	海部小学校体育館	奥浦字堤ノ外44	屋内	73-0201	1	2023.7	2027.7
	27	奥浦町民体育館	奥浦字堤ノ外32	屋内	なし	1	2023.4	2027.5
	28	野江町民体育館	野江字西ノ内19-1	屋内	なし	1	2023.4	2027.5
穴喰	29	海部っ子奥浦老人福祉センター2階	奥浦字堤ノ外25-1	屋内	70-1387	1	2022.5	2024.5
	30	穴喰第6分団消防車(軽)	穴喰浦字穴喰364-1(格納庫)	屋内(車内)	なし	1	2019.8	2024.6
	31	穴喰保育所	久保字久保43	屋内	76-2123	1	2019.2	2023.6
	32	アイサービスセンターわしずみ荘	穴喰浦字穴喰383	屋内	76-2717	1	2018.8	2022.1
	33	穴喰診療所	穴喰浦字松原142-1	屋内	76-2028	1	2012.3	2024.5
	34	マリオンジャム	穴喰浦字竹ヶ島28-45	屋内	76-3100	1	2018.5	2025.11
	35	道の駅穴喰温泉	久保板取219-6	屋内	76-3300	1	2018.5	2025.11
	36	穴喰庁舎(大砂用)	穴喰浦字穴喰364-1	屋内	76-1513	1	2018.5	2025.11
	37	ホテルリビエラししくい	穴喰浦字松原226-1	屋内	76-3300	1	2021.3	2023.1
	38	穴喰庁舎	穴喰浦字穴喰364-1	屋内	76-1513	1	2007.1	2025.3
	39	穴喰小学校校舎	久保字松本88	屋内	76-2009	1	2016.8	2025.7
	40	穴喰小学校体育館	久保字松本88	屋内	76-2009	1	2023.7	2027.7
	41	穴喰中学校校舎	久保字北田5	屋内	76-2048	1	2016.8	2025.7
	42	穴喰中学校体育館	久保字北田5	屋内	76-2048	1	2023.7	2027.7
	43	ドリームスクール鈴ヶ峰 穴喰小学校生活科室	久保字松本88	屋内	なし	1	2022.5	2024.5

## 25. 危険物施設一覧

令和6年2月現在

番号	名 称	施 設 区 分	設 置 場 所	
1	(有)大里石油	給油取扱所	四方原字大道西6-3、6-8	
		屋外タンク貯蔵所	四方原字大道西6-3	
2	海南石油	給油取扱所	大里字上中須138-1	
		移動タンク貯蔵所	大里字尾ノ鼻11-1	
3	二宮石油	給油取扱所	小川字小川16-5	
		一般取扱所(小詰)	小川字小川37-1	※
4	西野建材工業	屋外タンク貯蔵所	大里字松原32-163	
		給油取扱所(自家用)	大里字松原32-163	
5	浅川漁業協同組合	船舶給油取扱所	浅川字入口1-8	
		屋外タンク貯蔵所	浅川字入口1-8	
6	かいふ農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	大里字松ノ本86-1	
		一般取扱所	大里字松ノ本86-1	
		セルフ給油取扱所	大里字松ノ本66-2	
7	B&G海南海洋センター	地下タンク貯蔵所	浅川字西福良43	
8	徳島県(徳島県立南部防災館)	地下タンク貯蔵所	浅川字西福良43	
9	徳島県(善蔵川排水機場)	地下タンク貯蔵所	大里字中須26-7	
10	コーナン商事(株)	一般取扱所	大里字松ノ本44-1	
11	(株)コメリハード&グリーン 海陽店	一般取扱所	四方原字大道西20-1	
12	那佐石油	給油取扱所	鞆浦字那佐1-1、1-2、2-1	
13	オンダン農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	大井字大谷43	
		屋外タンク貯蔵所	大井字西谷1	
		屋外タンク貯蔵所	大井字大谷11	
		地下タンク貯蔵所	大井字西谷5-1	
14	(株)丸本	地下タンク貯蔵所	大井字西谷48	
		一般取扱所	大井字西谷48	
15	(株)マルニカンパニー	給油取扱所	大井字大谷60	
16	(株)漁火(遊遊NASA)	地下タンク貯蔵所	奥浦字鹿ヶ谷5-3	
17	鞆浦漁業協同組合	一般取扱所	鞆浦字山下14-1	
		屋外タンク貯蔵所	鞆浦字山下14-1	
		屋外タンク貯蔵所	鞆浦字山下14-1	
		船舶給油取扱所	鞆浦字山下14-1	
18	三浦商店	屋内貯蔵所(特定)	奥浦字町内66-1	
19	穴喰建設工業(株)(県南石油)	給油取扱所	久保字板取243-227	
		移動タンク貯蔵所	久保字板取243-301	
20	穴喰漁業協同組合	船舶給油取扱所	穴喰浦字正梶1-2地先	
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字正梶1-2地先	
21	(株)ヒワサキ	給油取扱所(船舶)	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、28-10、28-41地先	
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、28-10地先	
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、28-10地先	
22	阿佐海岸鉄道(株)	給油取扱所(鉄道用)	穴喰浦字正梶22-1	
23	(株)漁火(ホテルリビエラししくい)	地下タンク貯蔵所	穴喰浦字松原226-1	
24	海陽町(馳場排水機場)	地下タンク貯蔵所	穴喰浦字中角1-1、1-5、4-1、4-4	

(※) 休止施設

## 26. 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧

令和6年3月現在

番号	名称	所在地	管理者	電話 (0884)	着陸可能な ヘリコプターの 大きさ	備考
1	川上農村広場	神野字柿谷136	海陽町	73-1211	大	
2	南阿波ピクニック公園	浅川字ヒム口谷59	〃	73-1234	中	
3	蛇王運動公園	浅川字西福良23	〃	74-3111	大	
4	奥浦町民グラウンド	奥浦字堤ノ下字堤ノ外32	海陽町教育委員会	73-0507	中	
5	野江町民グラウンド	野江字西ノ内22	〃	〃	〃	
6	漁火の森公園	奥浦字鹿ヶ谷58-7	海陽町	73-1234	〃	
7	穴喰中学校グラウンド	久保字北田5	穴喰中学校長	76-2048	大	
8	海南文化村駐車場	四方原字杉谷73	海陽町教育委員会	73-3100	小	
9	県立海部高等学校 第2グラウンド	四方原字馬谷1	県立海部高等学校長	73-1371	中	
10	松原町民グラウンド	大里字松原34-5	海陽町教育委員会	73-1234	小	

## 27. 町有自動車一覧

令和5年6月現在（1/5）

	車両番号	登録年月日	自動車の種別	用途	車体の形状	車名	乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ	幅	高さ	燃料の種類	使用の本拠の位置	所属	
海南庁舎（共用車）	徳島 480 こ 12	平成27年5月12日	軽自動車	貨物	バン（四駆）	ホンダ アクティ	2	250	1,400	339	147	188	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 480 こ 6940	平成28年6月2日	軽自動車	貨物	キャブオーバー	ダイハツ ハイゼットトラック	2	350	1,250	339	147	178	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 500 め 2353	平成28年7月13日	小型	乗用	ステーションワゴン	ホンダ シャトル	5		1,545	440	169	157	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 300 ほ 1467	令和5年7月31日	普通	乗用	ステーションワゴン	三菱 エクリプスクロス	5		2,185	454	180	168	ガソリン・電気	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 500 つ 3627	平成14年12月4日	小型	乗用	ステーションワゴン	日産 ウイングロード	5		1,445	441	169	147	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 480 そ 6166	令和5年7月24日	軽自動車	貨物	バン	スズキ エブリイ	2	350	1,390	339	147	189	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 300 ほ 1440	令和5年7月31日	普通	乗用	ステーションワゴン	日産 キャラバンワゴン	10		2,520	469	169	199	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 41 あ 5488	令和3年10月7日	軽自動車	貨物	キャブオーバー	スズキ キャリイ	2	350	1,210	339	147	180	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 480 け 4195	平成26年6月30日	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ ハイゼットカーゴ	2	350	1,410	339	147	178	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 300 む 9746	平成27年5月20日	普通	乗用	箱型	トヨタ プリウス	5		1,585	448	174	149	ガソリン	海南庁舎	行革政策課	
	徳島 480 う 3366	平成19年8月27日	軽自動車	貨物	バン	スバル	2	350	1,390	339	147	190	ガソリン	海南庁舎	建設防災課	
	徳島 500 み 7437	平成26年8月20日	小型	乗用	ステーションワゴン	ラッシュ	5		1,475	400	169	170	ガソリン	海南庁舎	建設防災課	
	徳島 480 け 7610	平成27年4月28日	軽自動車	貨物	バン	ダイハツ	2	350	1,350	339	147	189	ガソリン	海南庁舎	産業振興課	
	徳島 400 そ 1172	平成25年6月28日	小型	貨物	キャブオーバー	トヨタ（四駆）	2	750	2,060	427	167	189	ガソリン	海南庁舎	住民環境課	
海南庁舎	徳島 480 う 3311	平成19年8月23日	軽自動車	貨物	バン	スズキ	2	350	1,370	339	147	187	ガソリン	海南庁舎	産業振興課	
	徳島 500 む 9452	平成28年3月3日	小型	乗用	ステーションワゴン	ダイハツ ビーゴ	5		1,475	400	169	169	ガソリン	海南庁舎	産業振興課	
	徳島 480 こ 7894	平成28年7月28日	軽自動車	貨物	ダンブ	ダイハツ ハイゼット	2	1,440	339	339	147	175	ガソリン	旧神野小学校	建設防災課	
	徳島 400 そ 8531	平成30年7月17日	小型	貨物	キャブオーバー	トヨタ（四駆）	2	750	2,060	427	167	189	ガソリン	海南庁舎	建設防災課	
	海南町 0050					スズキ	1						ガソリン	海南庁舎	総務課	
	徳島 300 つ 7508	平成19年3月20日	普通	乗用	ステーションワゴン	三菱 テリカ	8		2,210	473	179	187	ガソリン	海南庁舎	建設防災課	
	徳島 300 ね 4946	平成28年3月25日	電気自動車	乗用	ステーションワゴン	ニッサンe-NV200	7	1,660			456	175	185	電気	海南庁舎	子どもあゆみ保健課
	徳島 580 ね 8026	平成28年4月28日	軽自動車	乗用	箱型	スズキ スベシア	4		1,060	339	147	173	ガソリン	海南庁舎	子どもあゆみ保健課	
	徳島 580 は 8117	平成29年6月26日	軽自動車	乗用	箱形	ダイハツ キャスト	4		1,060	339	147	163	ガソリン	海南庁舎	子どもあゆみ保健課	
	徳島 580 い 5103	平成30年6月20日	軽自動車	乗用	ステーションワゴン	スズキ エブリイ	4		1,210	339	147	189	ガソリン	海南庁舎	子どもあゆみ保健課	
海南庁舎	徳島 580 ま 2889	令和元年7月3日	軽自動車	乗用	ステーションワゴン	ダイハツ アトレー	4		1,270	339	147	187	ガソリン	海南庁舎	子どもあゆみ保健課	
	徳島 480 す 5120	令和元年7月23日	軽自動車	貨物	バン	ホンダ N-VAN	2(4)	350(200)	1,460(1,420)	339	147	196	ガソリン	海南庁舎	子どもあゆみ保健課	

※車両番号「徳島 300 つ 7508」は、広報車として利用可能である。



	車両番号	登録年月日	自動車の種別	用途	車体の形状	車名	乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ	幅	高さ	燃料の種類	使用の本拠の位置	所属
スクールバス	徳島 22 す 818	平成8年1月31日	普通	乗合	キャブオーバー	いすゞ	20		4,300	612	204	264	軽油	海南小学校	教育委員会
	徳島 230 さ 88	平成12年10月24日	普通	乗合	リヤエンジン	日野 レインボー	51		10,665	899	230	288	軽油	海部小学校	教育委員会
	徳島 22 す 958	平成9年7月30日	普通	乗合	キャブオーバー	いすゞ	29		5,055	684	199	262	軽油	海南小学校	教育委員会
	徳島 200 さ 615	平成24年9月10日	普通	乗合	キャブオーバー	日野	26		4,780	625	203	258	軽油	穴喰小学校	教育委員会
	徳島 200 さ 658	平成26年1月20日	普通	乗合	キャブオーバー	日野	26		4,800	625	203	258	軽油	海南小学校	教育委員会
	徳島 200 さ 752	平成29年1月18日	普通	乗合	キャブオーバー	日野	29		5,195	699	203	258	軽油		教育委員会
	徳島 200 さ 823	平成30年11月12日	普通	乗合	キャブオーバー	日産	14		3,140	523	188	228	軽油	旧川上小学校	教育委員会
	徳島 200 さ 431	平成19年11月7日	普通	乗合	キャブオーバー	三菱	29		5,495	699	206	264	軽油		教育委員会
	徳島 200 さ 919	令和4年1月5日	普通	乗合	キャブオーバー	トヨタ	14		3,060	538	188	228	軽油	町営バス(久尾方面)	住民環境課
	徳島 200 さ 591	平成24年1月16日	普通	乗合	キャブオーバー	トヨタ	15		3,035	538	188	228	軽油	町営バス(久尾方面)	住民環境課
通称バス	徳島 200 さ 590	平成24年1月16日	普通	乗合	キャブオーバー	トヨタ	15		3,035	538	188	228	軽油	町営バス(川上方面)	住民環境課
	徳島 200 さ 920	令和4年1月5日	普通	乗合	キャブオーバー	トヨタ	14		3,060	538	188	228	軽油	町営バス(薮川方面)	住民環境課
	徳島 200 さ 751	平成29年1月18日	普通	乗合	キャブオーバー	日野 リエッセ	23		4,865	625	203	258	軽油	町営バス(川上方面)	住民環境課
	徳島 200 さ 792	平成29年12月25日	普通	乗合	キャブオーバー	日野	25		5,045	625	208	263	軽油	町営バス(川上方面)	住民環境課
	徳島 88 さ 9526	平成9年2月21日	普通	特種	消防車	いすゞ	7	1,500	7,085	619	230	248	軽油	本部	建設防災課
	徳島 800 さ 6615	平成22年3月1日	普通	特種	消防車	ニッサン	6	500	3,590	497	169	230	軽油	川東第一	建設防災課
	徳島 800 さ 8944	平成28年12月16日	普通	特種	消防車	トヨタ	10		3,290	509	170	230	軽油	川東第二	建設防災課
	徳島 800 さ 6637	平成22年3月11日	普通	特種	消防車	ニッサン	6	500	3,610	486	169	227	軽油	川東第三	建設防災課
	徳島 800 さ 6584	平成22年2月5日	普通	特種	消防車	ニッサン	6	500	3,620	497	169	227	軽油	浅川第一	建設防災課
	徳島 800 す 1126	令和5年3月16日	普通	特種	消防車	トヨタ	10		2,990	507	171	225	カソリン	浅川第二	建設防災課
消防・防災センター	徳島 800 さ 8369	平成27年3月11日	普通	特種	消防車	トヨタ	10		3,240	506	170	226	軽油	浅川第三	建設防災課
	徳島 800 さ 9973	令和2年1月10日	普通	特種	消防車	トヨタ	10		3,230	508	175	229	軽油	川上第一	建設防災課
	徳島 800 さ 9330	平成30年2月15日	普通	特種	消防車	ニッサン	7		2,115	474	169	226	カソリン	川上第二	建設防災課
	徳島 800 さ 9667	平成31年2月19日	普通	特種	消防車	トヨタ								川上第三(岡本)	建設防災課
	徳島 88 さ 8478	平成7年7月28日	普通	特種	消防車	トヨタ	8		2,230	470	168	216	カソリン	川上第三(村山)	建設防災課
	徳島 880 あ 1572	令和4年3月22日	軽自動車	特種	消防車	ダイハツ	4		1,540	339	147	199	カソリン	川上第四	建設防災課
	徳島 880 あ 764	平成27年3月24日	軽自動車	特種	消防車	ダイハツ	4	-	1,480	339	147	200	カソリン	川上第五	建設防災課

車両番号	登録年月日	自動車の種別	用途	車体の形状	車名	乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ	幅	高さ	燃料の種類	使用の本拠の位置	所属
徳島 800 す 789	令和4年3月23日	普通	特種 消防車		トヨタ	10		3,070	510	171	227	ガソリン	海部第一	建設防災課
徳島 88 さ 9293	平成8年10月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		2,230	468	169	216	ガソリン	海部第一	建設防災課
徳島 88 す 219	平成9年12月24日	普通	特種 消防車		トヨタ	5		3,915	535	188	248	軽油	海部第二(出所)	建設防災課
徳島 880 あ 976	平成28年11月29日	軽自動車	特種 消防車		スズキ	4		1,420	339	147	198	ガソリン	海部第二(海部庁舎)	建設防災課
徳島 800 さ 9668	平成31年2月19日	普通	特種 消防車		トヨタ								海部第三(1班)	建設防災課
徳島 88 さ 9292	平成8年10月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		2,230	468	169	216	ガソリン	海部第三(2班)	建設防災課
徳島 88 さ 9296	平成8年10月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		2,230	468	169	216	ガソリン	海部第四(1班)	建設防災課
徳島 88 さ 9295	平成8年10月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		2,230	468	169	216	ガソリン	海部第四(2班)	建設防災課
徳島 800 す 356	令和3年1月7日	不通	特殊 消防車		トヨタ	10		3,200	510	171	230	軽油	海部第五(1班)	建設防災課
徳島 88 さ 9294	平成8年10月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		2,230	468	169	216	ガソリン	海部第五(2班)	建設防災課
徳島 800. す 1125	令和5年3月16日	普通	特種 消防車		トヨタ	10		2,990	507	171	225	ガソリン	海部第六(1班)	建設防災課
徳島 800 さ 9972	令和2年1月10日	普通	特種 消防車		トヨタ	10		3,230	508	175	229	軽油	海部第六(2班)	建設防災課
徳島 800 さ 6546	平成22年1月8日	普通	特種 消防車		ニッサン	6	500	3,640	497	170	230	軽油	穴喰第一	建設防災課
徳島 800 さ 8594	平成27年10月27日	普通	特種 消防車		いすゞ エルフ	8		4,470	574	188	242	軽油	穴喰第一	建設防災課
徳島 800 さ 9640	平成31年1月25日	普通	特種 消防車		トヨタ	7		3,325	515	185	235	ガソリン	穴喰第二	建設防災課
徳島 800 す 357	令和3年1月7日	不通	特殊 消防車		トヨタ	10		3,200	510	171	230	軽油	穴喰第三	建設防災課
徳島 800 さ 9331	平成30年2月15日	普通	特種 消防車		トヨタ	8		3,200	482	170	229	軽油	穴喰第四	建設防災課
徳島 800 さ 8648	平成27年12月8日	普通	特種 消防車		トヨタ ダイナ	10		3,200	510	170	226	軽油	穴喰第五	建設防災課
徳島 800 さ 9974	令和2年1月10日	普通	特種 消防車		トヨタ	10		3,230	508	175	229	軽油	穴喰第六	建設防災課
徳島 480 せ 5561	令和3年6月15日	軽自動車	貨物 バン		スズキ	2	350	870	339	147	189	ガソリン	防災センター	建設防災課
徳島 880 あ 631	平成25年12月25日	軽自動車	特種 消防車		ダイハツ	4	250	1,430	339	147	194	ガソリン	防災課	建設防災課
徳島 1 < 1169	平成17年3月15日	軽二輪			ヤマハ							ガソリン	海部	建設防災課
徳島 1 < 1170	平成17年3月15日	軽二輪			ヤマハ							ガソリン	海部	建設防災課
徳島 1 < 1171	平成17年3月15日	軽二輪			ヤマハ							ガソリン	穴喰	建設防災課
徳島 800 す 51	令和2年2月25日	普通	特種 消防車		ニッサン	6		3,230	521	177	234	ガソリン	建設防災課	建設防災課
徳島 800 さ 6675	平成22年3月31日	普通	特種 消防車		イスズ	6		3,620	509	234	1,570	軽油	建設防災課	消防庁
徳島 880 あ 654	平成26年2月26日	軽自動車	特種 消防車		ダイハツ	4		1,520	339	147	199	ガソリン	穴喰庁舎(建設防災課)	消防庁

※車両番号「徳島 880 あ 631」及び「徳島 880 あ 654」は、広報車として利用可能である。

	車両番号	登録年月日	自動車の種別	用途	車体の形状	車名	乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ	幅	高さ	燃料の種類	使用の本拠の位置	所属	
防災倉庫	徳島 400 た 4044	令和4年10月27日	小型	貨物	ダンブ	三菱	3	3,000	6,505	469	169	199	軽油	防災倉庫	建設防災課	
	海陽町 あ 184	令和4年4月28日	小型	特種	ミニホイールローダー	コベルコ		675	2,975					防災倉庫	建設防災課	
	海陽町 あ 201	令和5年3月6日	小型	特種	フォークリフト	トヨタ								防災倉庫	建設防災課	
	徳島 880 さ 445	平成11年9月28日	普通	特種	広報車	マツダ	3	-	2,595	452	173	248	軽油	防災館	建設防災課	
	ナンバー無し				油圧ショベル									防災倉庫	建設防災課	
	ナンバー無し				キャリアダンブ	クボタ		990		2,650	950	1,425		防災倉庫	建設防災課	
	さつき荘	徳島 800 さ 5819	平成20年2月4日	普通	特種	車いす移動車	ニッサン キャラバンリフト	10		2,710	499	169	228	ガソリン	さつき荘	社会福祉協議会
	わしずみ荘	徳島 800 さ 7845	平成25年10月28日	普通	特種	身体障害者輸送車	ニッサン	10		2,960	508	169	228	軽油	わしずみ荘	社会福祉協議会
	隣保館	徳島 41 あ 9754	平成23年4月18日	軽自動車	貨物	バン	ミツビシ ミニカ	2	200	1,000	339	147	151	ガソリン	隣保館	隣保館
		徳島 300 て 7394	平成20年9月24日	普通	乗用	ステーションワゴン	トヨタ エスティマ	8		2,140	479	180	173	ガソリン	穴喰診療所	穴喰診療所
病院・診療所	徳島 580 め 5825	令和3年6月25日	軽自動車	乗用	箱型	ダイハツウェイク	4		1,210	339	147	183	ガソリン	海南病院	海南病院	
	徳島 500 ふ 5139	平成23年1月21日	小型	乗用	ステーションワゴン	ニッサン セレナ	8		2,040	468	169	186	ガソリン	海南病院	海南病院	
	徳島 580 す 5391	平成22年6月17日	軽自動車	乗用	箱型	ダイハツ タント	4		1,140	339	147	175	ガソリン	海南病院	海南病院	
	徳島 800 さ 9310	平成30年1月30日	普通	特種	塵芥車	ヒノ	3	2,000	7,905	673	217	272	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 11 そ 3223	平成9年9月26日	普通	貨物	ダンブ	イス エルフ	2	3,000	6,980	612	212	223	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 800 す 760	令和4年2月24日	普通	特種	塵芥車	日野	3	1,750	7,995	675	219	271	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 11 そ 3182	平成9年9月18日	普通	貨物	キャブオーバー	日野 レンジャー	3	2,000	5,335	598	188	294	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 100 す 2957	令和2年2月25日	普通	貨物	ダンブ	日野	3	2,000	5,375	477	180	209	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 45 つ 1477	平成9年9月30日	小型	貨物	ダンブ	マツダ タイタン	3	2,000	4,855	469	169	199	軽油	穴喰庁舎	観光交流課	
	徳島 100 さ 6534	平成19年8月24日	普通	貨物	ダンブ	いすゞ	2	3,000	6,980	620	219	251	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
ゴミ収集車	徳島 800 さ 5672	平成19年9月26日	普通	特種	塵芥車	いすゞ	2	2,800	7,990	646	222	275	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 800 さ 8335	平成27年2月23日	普通	特種	塵芥車	いすゞ	3	2,000	7,995	673	219	272	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 100 す 951	平成28年2月25日	普通	貨物	ダンブ	日野 テュトロ	3	3,350	7,415	622	208	252	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 800 さ 8694	平成28年2月1日	普通	特種	塵芥車	日野	2	2,000	7,975	675	219	274	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 100 す 2453	平成31年1月29日	普通	貨物	ダンブ	日野	3	2,000	5,225	482	180	211	軽油	穴喰正権 (分別収集車庫)	住民環境課	
	徳島 41 か 431	平成16年10月28日	軽自動車	貨物	キャブオーバー	ススキ	2	350	1,220	339	147	179	ガソリン	穴喰庁舎	観光交流課	
	徳島 800 さ 4152	平成16年8月31日	普通	特種	塵芥車	ニッサン	6		2,220	499	169	228	ガソリン	穴喰斎場	住民環境課	
	リビエラ	徳島 800 は 568	平成23年2月15日	普通	特種	ダンブ	日野	2	7,400	12,590	675	225	249	軽油	リビエラしくい	経営戦略課

## 28. 輸送業者（タクシー）一覧

令和6年3月現在

番号	事業者名	所在地	電話 (0884)	建築構造	階数	備考
1	大里タクシー	海陽町大里字松原4-8	73-2900	木造	2	
2	海南観光タクシー	海陽町大里字中須96-1	73-0333	鉄骨	1	
3	とどろきタクシー	海陽町奥浦字新町9-2	73-0054	鉄骨	2	
4	八山介護タクシー	海陽町尾崎字八山16-2	76-2551	木造	2	

## 29. 消防力

### (1) 消防団関係

令和6年1月31日現在

分団名	所在地	消防ポンプ自動車等				消防 種専用 自動車	小型動力 ポンプ	構造	階数	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	津波浸水時の 出動支障の有無
		指令車	ポンプ車	水槽車	運搬車							
海部消防組合消防本部	牟岐町大字川長字新光寺98-1				1	1		鉄筋	2	4.6	4.4	有
海南消防署	大里字松ノ本67-1	1	1			1		鉄筋コンクリート	2	6.1	-	無
海南機動分団・川東第2分団屯所	大里字上中須120-1			1			3	鉄筋コンクリート	2	4.4	0.6	有
川東第1分団屯所	大里字浜崎41-2						1	鉄筋コンクリート	1	7.9	-	無
川東第3分団屯所	吉野字西久保16-2						1	コンクリートブロック	1	11.0	-	無
浅川第1分団屯所	浅川字川ヨリ東26-4						1	鉄筋コンクリート	1	3.4	8.4	有
浅川第2分団屯所	浅川字太田99-8						1	鉄筋コンクリート	2	2.8	9.1	有
浅川第3分団屯所	浅川字樋谷25-1						1	コンクリートブロック	2	14.0	-	無
川上第1分団屯所	神野字猪谷2-1						1	鉄筋コンクリート	2	44.3	-	無
川上第2分団屯所	若松字若松字大野4-3						1	鉄筋コンクリート	2	31.5	-	無
川上第3分団屯所	相川字岡本192-2						1	鉄筋コンクリート	2	33.2	-	無
川上第4分団屯所	相川字東前37-2						1	鉄筋コンクリート	1	65.6	-	無
川上第5分団屯所	小川字小川15-4						1	鉄筋コンクリート	2	70.1	-	無
海部本部分団屯所	奥浦字新町93-2						1	コンクリートブロック	1	162.0	-	無
海部第1分団屯所	奥浦字立岩26-1						2	鉄筋コンクリート	2	3.3	4.2	有
海部第2分団屯所	奥浦字堤外43-1	1						鉄筋コンクリート	2	5.8	-	無
海部第3分団屯所	高園字松木谷127-12						1	鉄筋コンクリート	1	6.5	-	無
海部第4分団屯所	高園字小林58-1						1	鉄筋コンクリート	1	6.5	-	無
海部第5分団屯所	野江字南ノ前28-1						1	木造	1	6.4	-	無
海部第6分団屯所	芝字厩内61-1						1	鉄筋コンクリート	1	9.7	-	無
海部第7分団屯所	富田字五反田39-2						1	木造	1	14.6	-	無
海部第8分団屯所	大井字岡ノ下19-2						1	木造	1	17.6	-	無
海部第9分団屯所	中山字兼ヶ淵21 地先						1	鉄筋コンクリート	1	10.6	-	無
海部第10分団屯所	櫛川字片山21-1						1	鉄筋コンクリート	1	22.0	-	無
穴喰第1分団屯所	穴喰浦字穴喰332-3					1	1	鉄筋コンクリート	2	3.6	11.7	有
穴喰第2分団屯所	久保字久保33-2	1						鉄筋コンクリート	2	3.7	9.7	有
穴喰第3分団屯所	日比原字大野93-3						1	鉄筋コンクリート	1	6.8	5.3	有
穴喰第4分団屯所	穴喰浦字穴喰78-14						1	鉄筋コンクリート	2	2.8	13.8	有
穴喰第5分団屯所	芥附字芥附21-3						1	鉄筋コンクリート	1	17.6	-	無
穴喰第6分団屯所	久保字久保49						2	鉄筋コンクリート	2	3.9	10.0	有

(2) 公設消防水利状況

令和6年1月31日現在			
各設備	消火栓	防火水槽	耐震性貯水槽
海陽町設置数	565	98	13

(3) 水防倉庫、消防倉庫の備蓄資材状況

令和6年1月31日現在

水防倉庫 設置場所	河川名	照明器具										資材																
		鎌	斧	ノコギリ	スコップ	ツルハシ	スキ	ハグチジョシ	カケヤ	袋	袋	袋	置	枚	巻	本	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m	m <sup>3</sup>	袋	
神野字神野前	海部川	1				1	13														5							100
四方原字杉谷	-				15																							300
穴喰浦字三反田	穴喰川				26		3																					100
旧浅川小	-																											800
旧山下津波避難所	-																											200
合計	5	2	1		41	1	16														5						1,200	
																												5
																												1,500

(4) 資機材購入先及び調達先

令和6年1月31日現在

購入先及び調達先				
町 字	組合または商店名		電話	
海陽町	大里	J Aかいふ 本所	(0884)	73-1216
	浅川	浅川漁業協同組合		73-1163
	大里	(有)西沢建材センター		73-1271
	奥浦	高知建材店		73-1667
	穴喰浦	長岡船具店		76-2169
	穴喰浦	穴喰漁業協同組合		76-3101
	穴喰浦	佐川銘木		76-2011
徳島県内	徳島防災(株)		(088)	623-1731
	(株)藤島			663-1516
	(株)中央防災			631-6869

### 30. 自主防災組織一覽

令和6年1月日現在

No	名 称	No	名 称
1	平井地区自主防災会	44	新町地区自主防災会
2	小川地区自主防災会	45	脇ノ宮地区自主防災会
3	神野地区自主防災会	46	那佐地区自主防災会
4	若松地区自主防災会	47	下高園地区自主防災会
5	大内地区自主防災会	48	高園地区自主防災会
6	村山・穴瀬谷地区自主防災会	49	野江地区自主防災会
7	室津・柱野地区自主防災会	50	芝地区自主防災会
8	岡本地区自主防災会	51	中山地区自主防災会
9	中野地区自主防災会	52	櫛川地区自主防災会
10	笹草地区自主防災会	53	吉田地区自主防災会
11	松原地区自主防災会	54	富田地区自主防災会
12	五反田地区自主防災会	55	大井地区自主防災会
13	四方原地区自主防災会	56	姫・熊山地区自主防災会
14	浜崎地区自主防災会	57	角坂地区自主防災会
15	中小路地区自主防災会	58	正梶南地区自主防災会
16	飯持地区自主防災会	59	安養寺地区自主防災会
17	吉野地区自主防災会	60	正梶弁天町B地区自主防災会
18	熟田地区自主防災会	61	正梶北地区自主防災会
19	前田地区自主防災会	62	穴喰浦西中地区自主防災会
20	多良地区自主防災会	63	穴喰浦浜北B地区自主防災会
21	鯖瀬地区自主防災会	64	那佐地区自主防災会
22	伊勢田上地区自主防災会	65	竹ヶ島地区自主防災会
23	伊勢田下地区自主防災会	66	広岡地区自主防災会
24	栗ノ浦地区自主防災会	67	船津地区自主防災会
25	大田地区自主防災会	68	猪鼻小谷西地区自主防災会
26	イナ中地区自主防災会	69	大野地区自主防災会
27	イナ東地区自主防災会	70	穴喰浦西北地区自主防災会
28	イナ西地区自主防災会	71	金目地区自主防災会
29	浦上地区自主防災会	72	正梶団地地区自主防災会
30	浜地区自主防災会	73	久保地区自主防災会
31	東地区自主防災会	74	久尾地区自主防災会
32	西地区自主防災会	75	塩深地区自主防災会
33	東浜地区自主防災会	76	尾崎地区自主防災会
34	東上町地区自主防災会	77	穴喰浦西南地区自主防災会
35	南町地区自主防災会	78	芥附地区自主防災会
36	仲町地区自主防災会	79	日比宇小谷東地区自主防災会
37	高北地区自主防災会	80	馳馬地区自主防災会
38	住吉地区自主防災会	81	那佐西地区自主防災会
39	山下地区自主防災会	82	正梶弁天町A地区自主防災会
40	下町地区自主防災会	83	浜南地区自主防災会
41	上町地区自主防災会	84	浜北A地区自主防災会
42	西横地区自主防災会	85	日比原地区自主防災会
43	大西地区自主防災会		

### 31. 備蓄状況

#### (1) 備蓄倉庫・防災倉庫等一覧

令和6年3月現在(1/2)

	所在地	名称	管理者
海南地区	浅川字中相47-1(御崎神社)	鯖瀬備蓄倉庫	地区管理
	浅川字樋谷(浅川第3分団屯所地)	伊勢田上地区備蓄倉庫	地区管理
	平井字平井	平井地区備蓄倉庫	地区管理
	浅川字高島	高島地区備蓄倉庫	地区管理
	浅川字大田	大田地区備蓄倉庫	地区管理
	浅川字川ヨリ西	川ヨリ西地区備蓄倉庫	地区管理
	浅川字粟ノ浦	粟ノ浦神社備蓄倉庫	地区管理
	浅川字イナ44-1	コミュニティセンター観音庵	海陽町役場 建設防災課
	浅川字入口48	浅川東備蓄倉庫	地区管理
	浅川字西福良	まぜのおか防災倉庫①	海陽町役場 建設防災課
	浅川字西福良	まぜのおか防災倉庫②	海陽町役場 建設防災課
	浅川字西福良	まぜのおか防災倉庫③	海陽町役場 建設防災課
	浅川字西福良	まぜのおか防災倉庫④	海陽町役場 建設防災課
	浅川字西福良	B&G防災倉庫	海陽町役場 建設防災課
	大里字五反田(五反田地区高台)	五反田地区備蓄倉庫	地区管理
	大里字宮ノ後	大里台備蓄倉庫	地区管理
	大里字奥馬谷33	馬谷高台備蓄倉庫	地区管理
	大里字杉谷	四方原備蓄倉庫	地区管理
	大里字片山21-1	愛宕神社備蓄倉庫	地区管理
	吉野字岡山(旧学校跡地)	吉野地区備蓄倉庫	地区管理
多良字片山(西法寺)	西法寺備蓄倉庫	地区管理	
海部地区	鞆浦字南町	愛宕山備蓄倉庫	地区管理
	鞆浦字東町112	法華寺備蓄倉庫	地区管理
	鞆浦字高倉	多善寺備蓄倉庫	地区管理
	奥浦字町内	妙見山備蓄倉庫	地区管理
	奥浦字脇ノ宮	脇ノ宮備蓄倉庫	地区管理
	鞆浦字山下	山下備蓄倉庫	地区管理
	鞆浦字山下	城山山下備蓄倉庫	地区管理
	鞆浦字山下	城山堤ノ外備蓄倉庫	地区管理
	大井字大田地	聖神社倉庫	地区管理

	所在地	名称	管理者
穴喰地区	穴喰浦字那佐251-1	那佐備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字那佐	那佐神社備蓄倉庫	地区管理
	久保字北田	久保北田備蓄倉庫	地区管理
	久保字久保	八幡神社備蓄倉庫	地区管理
	久保字安養寺	安養寺高台備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字穴喰228-1	津波避難タワー備蓄BOX	地区管理
	穴喰浦字三反田98	愛宕神社備蓄倉庫	地区管理
	久保字久保1-1	浄福寺備蓄倉庫	地区管理
	日比原字日比原	日比原東備蓄倉庫	地区管理
	日比原字日比原142	日比原西備蓄倉庫	地区管理
	日比原字馳馬	馳馬備蓄倉庫	地区管理
	広岡字広岡	広岡備蓄倉庫	地区管理
	日比原字大野	大野地区備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字正梶	正梶高台備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字正梶186	弁天山備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字金目	金目備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字竹ヶ島34	竹ヶ島高台備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字竹ヶ島	竹ヶ島高台上町備蓄倉庫	地区管理
	穴喰浦字竹ヶ島	竹ヶ島高台備蓄倉庫(民宿裏)	地区管理
	穴喰浦字竹ヶ島	竹ヶ島神社上備蓄倉庫	地区管理

## (2) 医療用資機材、医薬品等保管場所

令和6年3月現在

所在地	名称	管理者
四方原字広谷16-1	海南病院	海陽町

## (3) 食料・飲料水保管場所

令和6年3月現在

所在地	名称	管理者
大里字上中須128	海陽町役場 海南庁舎	海陽町
奥浦字新町44	海陽町役場 海部庁舎	海陽町
穴喰浦字穴喰364-1	海陽町役場 穴喰庁舎	海陽町
四方原字杉谷73	海南文化村	海陽町
四方原字広谷16-1	海南病院	海陽町
四方原字旭町50	海部高等学校	海陽町
大里字松原34-83	海陽中学校	海陽町
四方原字旭町50	海南小学校	海陽町
奥浦字堤ノ外44	海部小学校	海陽町
久保字北田5	穴喰中学校	海陽町
久保字松本88	穴喰小学校	海陽町



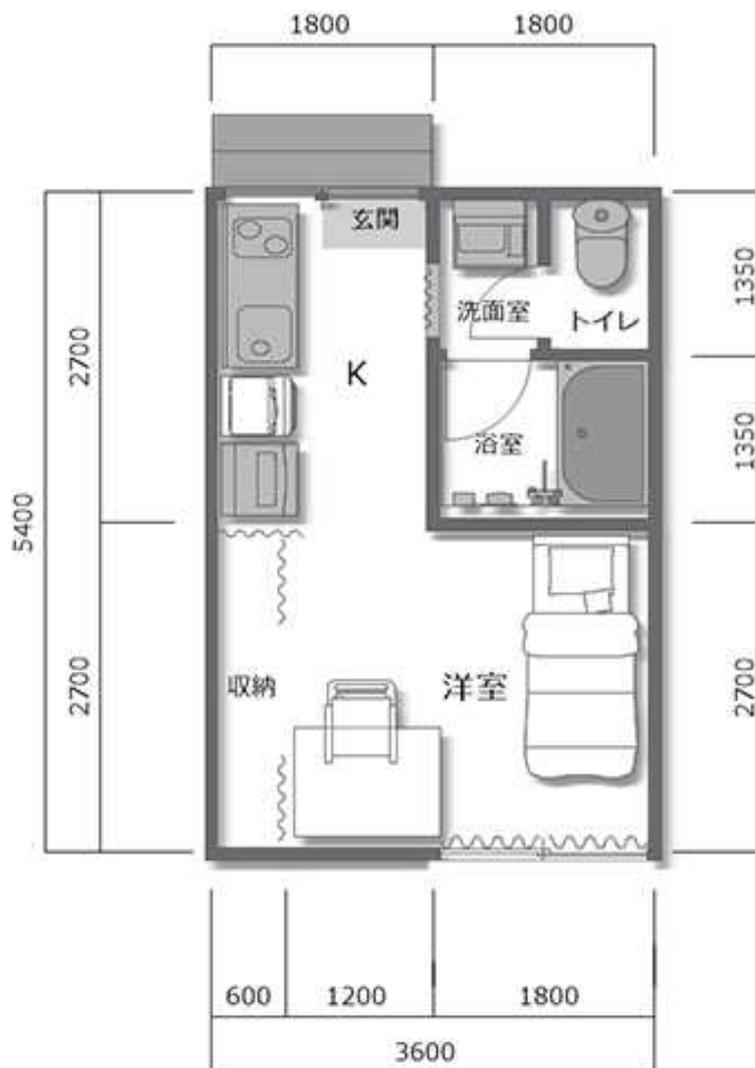
### 33. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）

一般社団法人プレハブ建築協会（徳島県協定先） 応急仮設住宅標準プラン 参考図面

一般社団法人プレハブ建築協会HP

(<https://www.purekyo.or.jp/measures/zumen.html>) より参照

(1) 応急仮設住宅 1K (6坪)



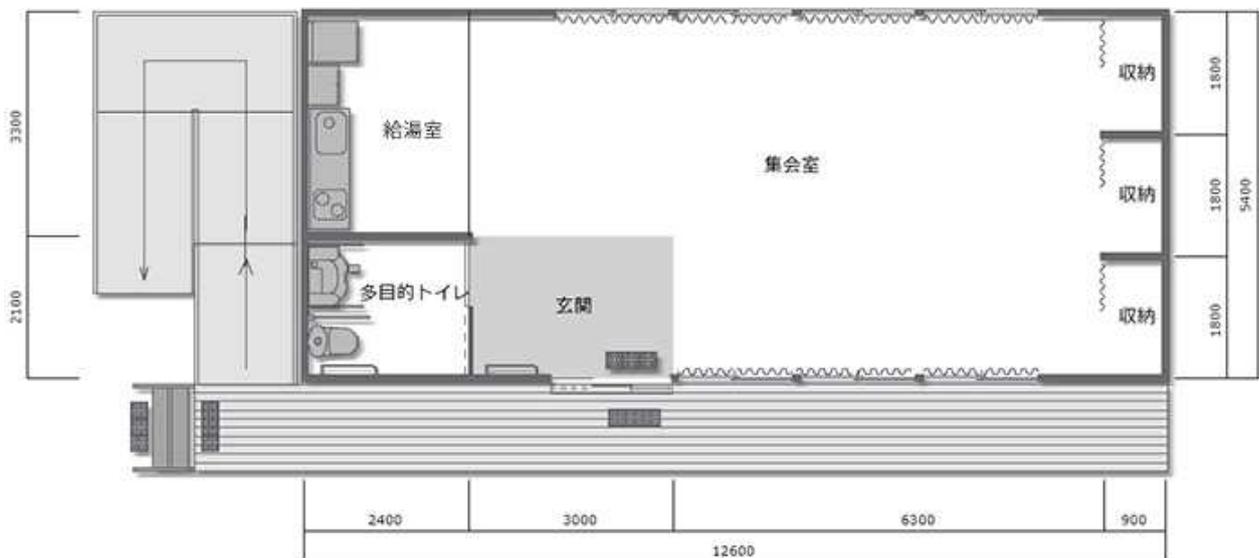
(2) 応急仮設住宅 2K (9坪)



(3) 応急仮設住宅 3K (12 坪)



(4) 応急仮設住宅 集会所 (21 坪)

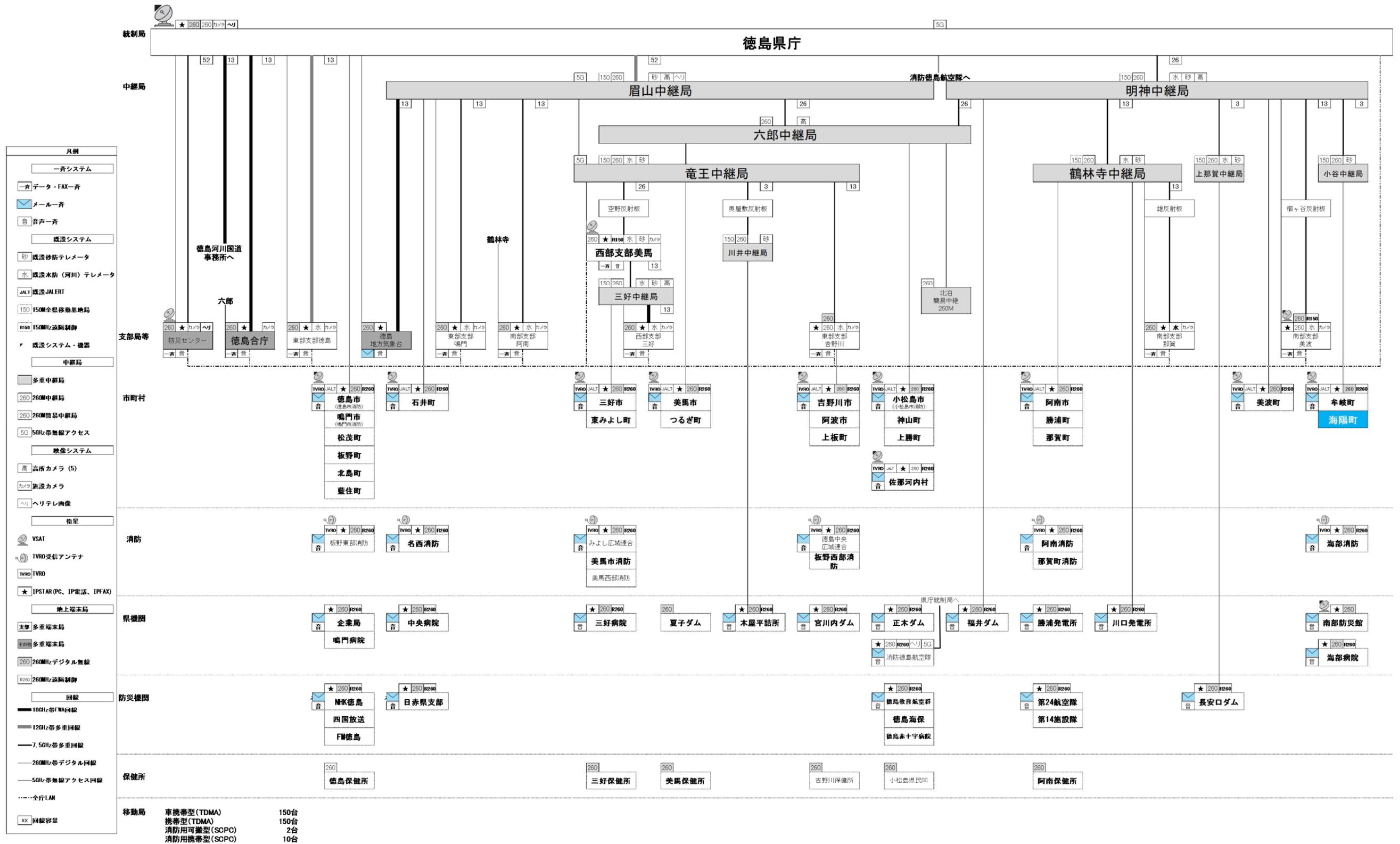


### 34. 海陽町内で作成されている地区防災計画一覧

計画名	作成者	作成時期
久保地区防災計画	久保地区自主防災会	令和5年3月
奥浦新町地区防災計画	新町地区自主防災会	令和5年3月
大西地区防災計画	大西地区自主防災会	令和6年3月
竹ヶ島地区防災計画	竹ヶ島地区自主防災会	令和6年3月



### 36. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図



# 第3部

条例・規則・協定等

### 37. 海陽町介護保険条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 115 号

(海陽町が行う介護保険)

第 1 条 海陽町が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第 2 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 36,600 円

(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 54,900 円

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 54,900 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 65,880 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 73,200 円

(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 87,840 円

(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 95,160 円

(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 109,800 円

(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 124,440 円

2 令和 3 年度から令和 5 年度までの令第 38 条第 1 項第 6 号の第 1 基準所得金額は、令第 38 条第 6 項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。)第 143 条の規定にかかわらず、120 万円とする。

3 令和 3 年度から令和 5 年度までの令第 38 条第 1 項第 7 号の第 2 基準所得金額は、令第 38 条第 7 項の規定に基づく規則第 143 条の 2 の規定にかかわらず、210 万円とする。

4 令和 3 年度から令和 5 年度までの令第 38 条第 1 項第 8 号の第 3 基準所得金額は、令第 38 条第 8 項の規定に基づく規則第 143 条の 3 の規定にかかわらず、320 万円とする。

5 第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の令和 3 年度から令和 5 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 21,960 円とする。

6 第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 2 号に該当する者の令和 3 年度から令和 5 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 36,600 円とする。

7 第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 3 号に該当する者の令和 3 年度から令和 5 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 51,240 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第 3 条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

第 3 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

#### 第4期 1月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は当該第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯の世帯主に対してその納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分担金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
  - 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するために至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。
  - 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料額の通知)

- 第5条 保険料の額が定まったときは、町長は、速やかに、これを第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯の世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

- 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(延滞金)

- 第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付

金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント（納期限の翌日から起算して 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 町長は、特別の理由があると認めるものについては、第 1 項に規定する延滞金を減免することができる。

（保険料の徴収猶予）

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）

第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害

を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(罰則)

第11条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第12条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第13条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第 14 条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

第 15 条 第 11 条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。

2 第 11 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の海南町介護保険条例（平成 12 年海南町条例第 19 号）、海部町介護保険条例（平成 12 年海部町条例第 9 号）又は穴喰町介護保険条例（平成 12 年穴喰町条例第 2 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 17 年度までの分として賦課すべき保険料に係る保険料率の適用及び保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（平成 18 年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。この条例において「平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率の月額額は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号に該当するもの 2,376 円

(2) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 2 号に該当するもの 2,376 円

(3) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 2,988 円

- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 2,700円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 2,700円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 3,276円
- (7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 3,888円

（平成19年度における保険料率の特例）

- 6 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率の月額、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 2,988円
  - (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 2,988円
  - (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 3,276円
  - (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 3,600円
  - (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 3,600円
  - (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 3,888円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 4,176円

(延滞金の割合の特例)

7 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

8 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得した等の理由により、令和5年4月1日以降に普通徴収に係る保険料の納期限が到来するものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症）をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第 22 条の 2 第 1 項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

- 9 前項の場合における第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長はこれにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 21 年度以降の年度分の介護保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 24 年度以降の年度分の介護保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 7 条及び附則第 7 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

- 3 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うも

のとする。

- 4 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 4 月 1 日から行うものとする。
- 5 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 4 月 1 日から行うものとする。
- 6 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 16 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 20 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条第 5 項から第 7 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 13 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 8 項及び第 9 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 17 日条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の海陽町介護保険条例第2条第5項から第7項の規定は、令和2年4月1日から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月15日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の海陽町介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月17日条例第13号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3項及び第4項並びに附則第8項並びに次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第8項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

附 則（令和4年6月21日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## 38. 海陽町国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 202 号

### (目 的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、海陽町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹 事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部 会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (雑 則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 39. 海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 203 号

#### (目 的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組 織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の名を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会 議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### ( 部 )

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準 用)

第7条 第2条から前条までの規定は、海陽町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 40. 海陽町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 17 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、海陽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

### 附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 41. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 96 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下次条から第 10 条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和62年海南町条例第11号)、海部町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和59年海部町条例第7号)又は穴喰町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年穴喰町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年9月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月17日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 42. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年海陽町条例第96号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 62 年海南町規則第 2 号）、海部町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 13 年海部町規則第 4 号）又は穴喰町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 57 年穴喰町規則第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 8 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日	性別	男・女				
傷 病 名				負傷発病 年 月 日	年 月 日					
障害の部位				負傷年月日	年 月 日					
既 往 症		既存 障害		治療年月日	年 月 日					
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	（図で示すことができるものは図解すること）									
関節運動範囲	部 位	種類範囲								
		右								
	左									
	右									
	左									
	右									
左										
上記のとおり診断します。										
年 月 日				局						
				郵便番号			電話番号			
				番			所在地			
				病院又は			所在地			
				診療所の			名称			
				診療担当者			氏 名			
				氏 名						

様式第2号（第6条関係）

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

※受 付 日		※受付番号		※受 付 者		※貸付番号		
被 災 日 時	年 月 日 時			災 害 名				
被 害 の 種 類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被 害 場 所				
返 す 方 法	1 年 賦 2 半年賦			いつまでに返せますか	年 月 日（回）			
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ				男 ・ 女	年 月 日 生（歳）		
	氏 名							
	フリガナ				郵便番号	電 話 番 号		
	現住所					局 番		
	本 籍				勤務先の名			
	職 業				称と所在地			
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年齢	健否	職 業	収 入 (月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円			支出合計	円		
資 産 の 状 況	土 地	(1) 住宅 m <sup>2</sup> (2) 田畑 m <sup>2</sup> (3) 山林 m <sup>2</sup>			住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居		
	建 物	(1) 自 宅 m <sup>2</sup> (2) その他 m <sup>2</sup>			生 活 保 護	年 月 日より受給 (生住教医)		
	負 債	(内容)			(金額) 円			

書 こ し ん だ れ ら す	氏 名		男・女	年 月 日生 ( 歳)		
	現 住 所		本 籍 地			
	職 業	月収 円	申 込 者 との関係		家 族 数	人
	資 産	土 地	(1) 住宅 m <sup>2</sup> (2) 田畑 m <sup>2</sup> (3) 山林 m <sup>2</sup>	勤 務 先	名 称	
建 物		(1) 自 宅 m <sup>2</sup> (2) その他 m <sup>2</sup>	所 在 地		電 話 局 番	
この災害の前1年以内の被災したことの有無及びその状況					(状況) (有 ・ 無)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有 ・ 無)	
資 金 の 使 途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計 円
		に	円	災害援護資金で		円
		に	円	手 持 資 金 で		円
		に	円	その他 ( ) で		
		に	円			円

被害者の状況	被災時の 具体的状況		負傷	全治	箇月		
	住居の被害	(1) 全壊		(2) 半壊			
	被害者の状況	品名	現在購入に 要する費用	被害額	品名	現在購入に 要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中で畳 が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛・机			ふすま		
		本箱・本棚					
		食器・戸棚			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に 要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗濯機					
ミシン							
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚まし時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたいので申し込みます。							
年 月 日							
借入申込者							
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。							
年 月 日							
連帯保証人							
海陽町長 様							

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号  
貸付金額 円  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年賦・半年賦  
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 御持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円  
利 子 年3パーセント  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

Ⓔ

住 所

保証人氏名

Ⓔ

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名

海陽町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所  
氏名  
連帯保証人 住所  
氏名

海陽町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの 条 件	借入金額	円	貸付番 号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期間 等	筒月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認と  
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由  
で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人住所  
氏名  
連帯保証人住所  
氏名

海陽町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内容	回数	期別	元金	利息	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る  
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）  
に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願  
います。

様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸 番 号					
借 受 人 氏 名		貸 付 け を 受 け た 日	年 月 日	貸 付 金 額	円
償 還 方 法	年賦・半年賦	償 還 期 限	年 月 日	償 還 金 額	円
免 除 申 請 額	円（償還未済額の全部で 円）				
免 除 申 請 理 由 及 び 理 由 発 生 年 月 日 又 は 理 由 継 続 期 間					
免 除 申 請 者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所				
	本 籍				
	借 受 人 と の 関 係		職 業		
	勤 務 先 及 び 所 在 地				
借 相 続 人 又 は そ の	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所		借 受 人 と の 続 柄		
	職 業		勤 務 先 及 び 所 在 地		
保 証 人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現 住 所		借 受 人 と の 関 係		
	職 業		勤 務 先 及 び 所 在 地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					
海陽町長 様					

様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号（第17条関係）

氏名等変更届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。			
年 月 日			
借受人（又は同居の親族） 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名			
海陽町長 様			

### 43. 海陽町消防団の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 190 号

(趣 旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定に基づき、次の消防団を設置する

名称	管轄区域
海陽町消防団	海陽町全域

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 44. 海陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 191 号

(通則)

第 1 条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、525 人とする。

(任用)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第 6 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 3 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第 6 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

第 7 条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第 8 条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第 9 条 団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 10 条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 11 条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 96,000 円

副団長 年額 69,000 円

分団長 年額 50,500 円

副分団長 年額 45,500 円

部長 年額 37,000 円

班長 年額 37,000 円

団員 年額 36,500 円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出勤報酬を支給する。

災害の場合 1 日につき 8,000 円

警戒の場合 1 日につき 8,000 円(職務に従事した時間が 4 時間未満の場合は、4,000 円)

訓練の場合 1 日につき 8,000 円(職務に従事した時間が 4 時間未満の場合は、4,000 円)

その他の場合 1 日につき 8,000 円(職務に従事した時間が 4 時間未満の場合は、4,000 円)

(費用弁償)

第 13 条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、海陽町職員の旅費に関する条例（平成 18 年海陽町条例第 47 号）の例による。

(公務災害補償)

第 14 条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

(退職報償金)

第 15 条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の海南町消防団員の定員・任免・給与・服務に関する条例（昭和 40 年海南町条例第 15 号）、海部町消防団条例（昭和 40 年海部町条例第 49 号）又は穴喰町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 40 年穴喰町条例第 22 号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日条例第 18 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 20 日条例第 9 号）抄

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 45. 海陽町消防団組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 90 号

最終改正 平成 27 年 3 月 31 日

規則第 16 号

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (内部組織等)

第 2 条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

### (組 織)

第 3 条 消防団に、団本部（以下「本部」という。）及び分団を置く。

2 分団には、必要に応じて部を置くものとする。

3 消防団の組織は、別表第 1 のとおりとし、必要な設備資材を配置する。

4 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を置き、団員をもってこれに充てる。

### (本 部)

第 4 条 本部に団長、副団長及び本部機動分団並びに本部員を置く。

2 機動分団及び分団の管轄区域は、別表第 2 のとおりとする。

### (団 長)

第 5 条 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮し、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責めに任ずる。

2 副団長、分団長、副分団長、部長及び班長は、団員の中から団員として 2 箇年以上経たものにつき団員が互選したものを団長が任命する。

3 団長は、消防庁の定める規準にのっとり、定期的に消防訓練を行い、団員の品性の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努めなければならない。

4 団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長が定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。

### (団長推薦)

第 6 条 消防団が団長を推薦する場合は、団員総数の 3 分の 2 以上の同意のあることを要する。

2 団長の任期は 4 年とする。ただし、再任することを妨げない

(分 団)

第7条 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 分団長は上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

(文書、簿冊)

第8条 消防団には、次の文書、簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理、水利要覧
- (7) 給与品貸与品台帳
- (8) 消防法規綴
- (9) 雑書綴

(表 彰)

第9条 町長は、分団若しくは班又は団員が、その任務の遂行に当たって、その功労が特に顕著である場合は、これを表彰することができる。

- 2 前項の規定により団員を表彰する場合は、団長が行うことができる。

(表彰の種別)

第10条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

- 2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団又は班に対してこれを授与し、賞状は、消防団員として功労があると認められるものに対しこれを授与するものとする。

(感謝状の贈呈)

第11条 町長は、個人又は団体で次の各号のいずれかに該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防設備強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場等における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防禦
- (5) 救助に関し消防団への協力

(表彰期日)

第12条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成21年6月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第16号）

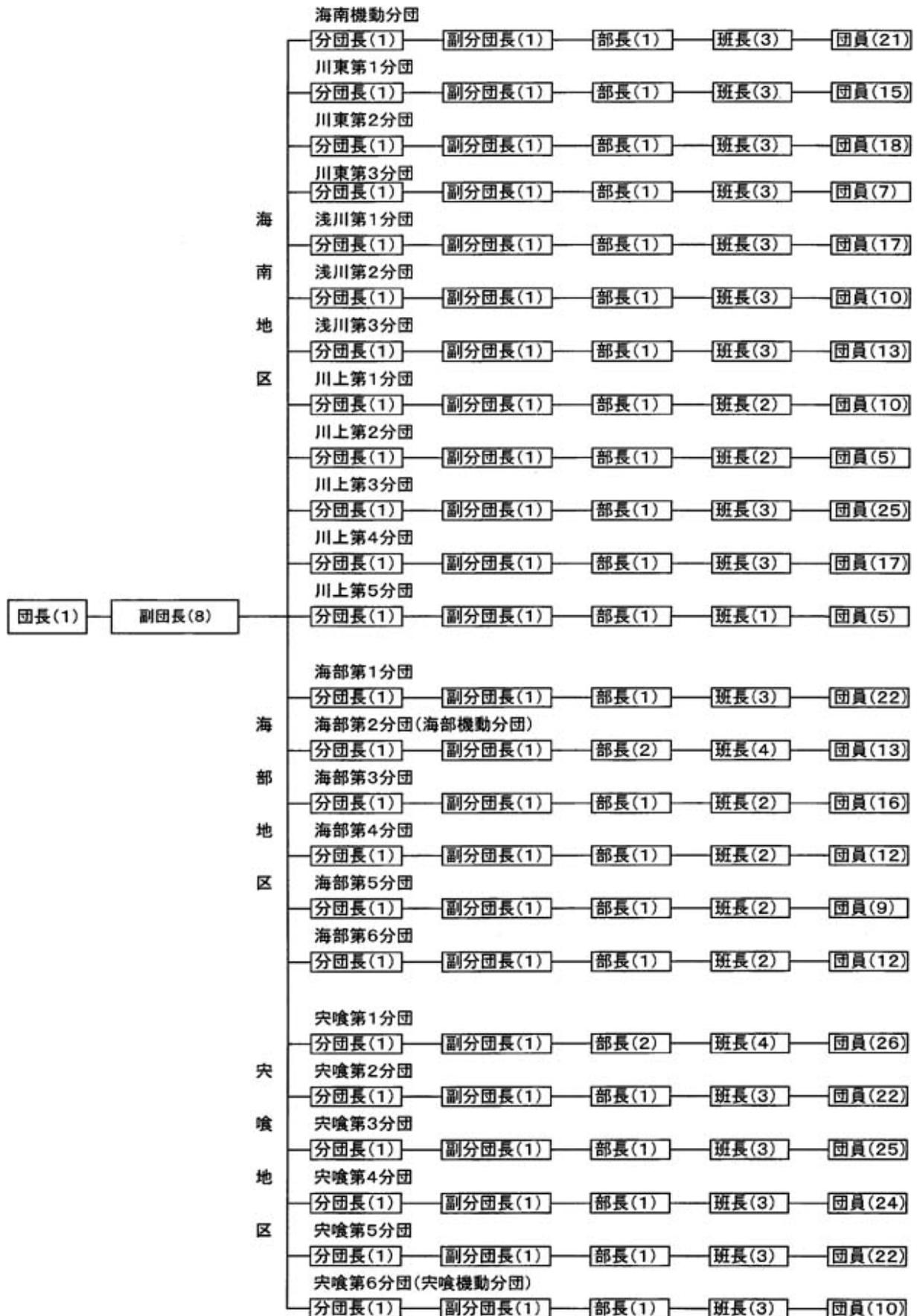
この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

の規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

海陽町消防団組織図



別表第2（第4条関係）

海南地区

海南機動分団	海南地区全域
川東第1分団	五反田・松原・浜崎・中小路地区
川東第2分団	四方原・飯持・前田・多良地区
川東第3分団	吉野・熟田地区
浅川第1分団	浦上・西・東・浜・イナ地区
浅川第2分団	大田・粟ノ浦・鯖瀬地区
浅川第3分団	伊勢田地区
川上第1分団	神野地区
川上第2分団	若松地区
川上第3分団	相川地区
川上第4分団	小川地区
川上第5分団	平井地区

海部地区

海部第1分団	鞆奥地区
海部第2分団	奥浦地区
海部第3分団	高園地区
海部第4分団	野江・芝地区
海部第5分団	吉田・富田・大井地区
海部第6分団	中山・櫛川地区

穴喰地区

穴喰第1分団	西町地区
穴喰第2分団	久保・那佐・安養寺地区
穴喰第3分団	日山地区
穴喰第4分団	浜・竹ヶ島・金目地区
穴喰第5分団	中里地区以西
穴喰第6分団（穴喰機動分団）	穴喰地区全域

## 46. 海陽町防災会議条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 16 号

最終改正 平成 24 年 9 月 19 日

条例第 23 号

### (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、海陽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海陽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 海部消防組合の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、海陽町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 47. 海陽町防災行政無線通信施設の管理に関する規則

平成18年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成18年海陽町条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、電波法令に定めるもののほか、海陽町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）の適正な管理、運用及び保全その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。
- (2) 同報無線 特定の2以上の拡声子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する通信をいう。
- (3) 移動無線 基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間において行う通信をいう。
- (4) 親局 拡声子局に対し、同報無線を行うため、町役場に設置された防災無線をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局と通信するため、町役場に設置された防災無線をいう。
- (6) 役場局 親局及び基地局の総称をいう。
- (7) 拡声子局 親局からの通報を受信し、放送する無線設備をいう。
- (8) 戸別受信機 親局からの通報を受信し、放送する屋内拡声子局をいう。
- (9) 中継局 通信の中継を行う防災無線をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信する防災無線をいう。

(役場局の組織)

第3条 役場局に無線管理者、無線担当者、通信担当者及び通信取扱者を置く。

(無線管理者)

第4条 無線管理者は、建設防災課長の職にある者をもって充てる。

2 無線管理者は、無線局を統括し、その運用を管理する。

(無線担当者)

第5条 無線担当者は、無線管理者が任命する。

2 無線担当者は、無線管理者の命を受け、無線局の無線設備及び法定書類等の管理並びに通信の運用に当たる。

(通信担当者)

第6条 通信担当者は、電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者（以下「無線従事者」という。）のうちから無線管理者が任命する。

2 通信担当者は、無線担当者の命を受け、無線局の無線設備の操作及び無線業務日誌の記録等の業務に従事する。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、職員のうちから無線管理者が任命する。

2 通信取扱者は、通信担当者の管理の下に、法令に基づいた無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第8条 通信は、防災、行政事務及び広報以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔かつ明りょうに行わなければならない。

(乱用の禁止)

第9条 通信は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第10条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 非常又は緊急の場合に行う通信
- (2) 一般通信 平常時に行う普通通信
- (3) 通信訓練 総合訓練及び定期訓練
- (4) その他 防災無線の試験に関する通信

(同報無線の種類)

第12条 同報無線の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一斉放送 親局から全拡声子局に対して行う放送
- (2) 選択放送 親局から複数の拡声子局群を選択して行う放送
- (3) 個別放送 親局から特定の拡声子局に対する放送
- (4) 単独放送 拡声子局からその域内に対する放送

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、緊急通信及び一般通信の順位により行う。

2 同一種類の通信の取扱いは、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。

3 条例第 2 条に規定する業務の円滑な運営を期するため、一般通信については放送番組を編成して行うものとし、その順位及び時間については、無線管理者が定める。

(平常時の運用)

第 14 条 平常時の通信は、次のとおりとする。

- (1) 同報無線 防災無線からの定時放送の回数は、1 日 3 回を原則とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。
- (2) 移動無線 必要に応じ随時行うものとする。

(災害時の事前措置等)

第 15 条 無線管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を無線担当者に講じさせなければならない。

(通信統制)

第 16 条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信を統制及び制限することができる。

(同報無線の申込み)

第 17 条 同報無線を利用しようとする者は、同報無線利用票(様式第 1 号。以下「利用票」という。)に必要事項を記載し、無線管理者に申し込まなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容が第 8 条の規定に違反しないと認めたときは、無線担当者に前項に規定する利用票を回付するものとする。

3 無線担当者は、前項の規定による利用票の回付を受けたときは、利用票に必要事項を記入し、受付処理を行うものとする。

(業務日誌)

第 18 条 通信担当者は、無線業務日誌(様式第 2 号)により、毎日の通信状況等必要事項を記入し、決裁を受けなければならない。

(日誌抄録の提出)

第 19 条 無線管理者は、電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)第 41 条に規定する無線業務日誌抄録(様式第 3 号)を作成させ、四国総合通信局長に提出しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第 20 条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第 51 条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第 4 号)を四国総合通信局長に提出しなければならない。

(備付け業務書類)

第21条 防災無線に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則第2章第7節に定めるところによるものとする。

2 無線管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。

(無線設備管理台帳)

第22条 無線管理者は、無線設備管理台帳(様式第5号)を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。

(戸別受信機の貸与)

第23条 町長は、必要と認める世帯主に対し、戸別受信機を1台貸与する。

2 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、防災無線戸別受信機貸与申請書(様式第6号)により町長の承認を受けなければならない。

(保管証書の提出)

第24条 前条の規定により貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、保管証書(様式第7号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(保管責任)

第25条 使用者は、貸与に係る戸別受信機を善良な管理義務をもって運用し、管理し、及び保管しなければならない。

(戸別受信機の返還)

第26条 条例第9条及び第12条の規定に該当するに至った使用者は、速やかに防災無線戸別受信機返還書(様式第8号)により戸別受信機を町長に返還しなければならない。

(転貸の禁止等)

第27条 使用者は、貸与に係る戸別受信機を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(滅失又は損傷)

第28条 町長は、使用者が貸与品を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与品の滅失又は損傷が使用者の故意又は過失によると認められる場合は、その代品又は実費を弁償させることができる。

(保守の区分)

第29条 無線設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。

2 無線管理者は、無線担当者に、日常点検を行わせなければならない。

- 3 無線管理者は、無線設備の機能を正常に維持するため、年 1 回定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。
- 4 前項に規定する委託業務の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。

(異状発生時の措置)

- 第30条 無線担当者は、無線設備に異状を発見したとき、又は故障等障害が発生したときは、速やかに無線管理者にその状況等を報告しなければならない。
- 2 前項の規定により報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

- 第31条 無線管理者は、無線局に障害記録簿(様式第9号)を備え付け、無線設備の障害の事実、措置等を記録し、及び保管させなければならない。

(その他)

- 第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の穴喰町防災行政無線通信施設管理運用規程(平成 4 年穴喰町規程第 1 号)又は穴喰町防災行政無線個別受信機保守管理規程(平成 4 年穴喰町規程第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 28 日規則第 24 号)

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日規則第 17 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第17条関係）

同報無線利用票

年 月 日

無線管理者	無線担当者	通信担当者	所属長	起案者氏名	
				課	⑩
				係	
件名					
通信日時	年 月 日 時 分				
通信区域	A 一斉 B 選択（地区別） C 個別（地域名 ） D 単独				
通信文					
<p>こちらは、ぼうさいかいようちょうやくばです。</p> <p>以上でぼうさいかいようちょうやくばからのお知らせを終わります。</p>					
1 通信文は簡潔に表現すること。				※ 処理	通信番号
2 ※印欄は記入しないこと。					担当者

様式第2号（第18条関係）

無線業務日誌				無線管理者	無線担当者
年 月 日 曜 天気			通信担当者		
局名	親 局				
	基地局				
通信回数	同報無線		移動無線		
	時 報	回	送信	回	
	定時放送	回	受信	回	
	その他の放送	回			
	計	回	計	回	
通信状況	同報無線		移動無線		
機器の状況	親 局	中継局	移動局		
その他 非常通信					

四国総合通信局長 様

免許人 住所  
氏名

無線業務日誌抄録

次のとおり、電波法施行規則第41条の規定により提出します。

呼出名称					防災無線の種別	親局・基地局		
無線従業者の 資格別員数	資格		員数		異動			
			計 人					
毎月の延べ 通信回数	同報通信系				移動通信系			
	月	回数	月	回数	月	回数	月	回数
	1月		7月		1月		7月	
	2月		8月		2月		8月	
	3月		9月		3月		9月	
	4月		10月		4月		10月	
	5月		11月		5月		11月	
	6月		12月		6月		12月	
	合計		回		合計		回	
機器の故障の 事実及びこれに 対する措置概要	同報無線系				移動無線系			
空電、混信及び 受信感度の減退 等不良の通信 状態の概要								
その他								

様式第4号（第20条関係）

番 号  
年 月 日

四国総合通信局長 様

免許人 住所  
氏名

無線従事者選（解）任届

次のとおり、無線従事者を選（解）任したので、電波法第51条の規定により届けます。

選任又は解任の別			
同上年月日			
資 格			
免許証の番号			
無線従事者の免許の年月日			
(ふりがな) 氏 名			
無線設備の操作に関する業務 経歴の概要			
従事する防災無線の免許番号、 呼出符号又は呼出名称及び無 線設備の設置場所			





様式第6号（第23条関係）

年 月 日

海陽町長 様

申請者 住所 海陽町 番地  
氏名

防災無線戸別受信機貸与申請書

防災行政無線送受信機の貸与を受けたいので、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、貸与を承認くださるよう申請いたします。

様式第7号（第24条関係）

保管証書

品名	製造者名	製造番号	製造年月	備考

上記の物件を確かに受領しました。

年 月 日

住所  
氏名  
電話番号

海陽町長 様

様式第8号（第26条関係）

年 月 日

海陽町長 様

住所 海陽町 番地  
氏名

防災無線戸別受信機返還書

この度戸別受信機の設置の必要に供しなくなったので、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、戸別受信機を添えて返還いたします。

1 設置していた場所

海陽町 番地  
世帯主  
(又は名称) \_\_\_\_\_

2 戸別受信機の型式番号等

型式 型  
製造番号  
附帯設備

3 その他

様式第9号（第31条関係）

障害記録簿		無線管理 者	無線担当 者	通信担当 者
障害発生	年 月 日 天候			
障害機器名				
障害の状況				
原因				
処置状況				
記事	発見者	究明者	処置者	

## 48. 徳島県排出油等防除協議会会則

### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

#### (1) 排出油等の防除計画の策定

- イ 情報の共有化
- ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

#### (2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

#### (3) 排出油等の防除活動の連携の推進

#### (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

#### (5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

#### (6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

#### (7) その他排出油等の防除に必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。

4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長へ提出する。ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ①設備及び資機材の整備並びに保有状況
- ②情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間時の連絡先)
- ③その他必要な事項

- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会(以下「隣接協議会」という。)にも配付する。

(訓練)

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるることができるものとする。

（経費）

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

（会計）

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

## 49. 徳島県排出油等防除協議会運営要領

### 1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

### 2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

### 3 資料の提出について（第7条関連）

(1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。

(2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。

(3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

### 4 訓練について（第8条関連）

(1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。

(2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。

(3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

### 5 情報提供について（第9条関係）

(1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。

(2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

### 6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

(1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

#### ① 情報の収集及び伝達

イ 事故に関すること

ロ 付近海域及び地域に関すること

ハ 原因者の措置等に関すること

ニ その他排出油等防除活動に必要なこと

- ② 警戒区域の安全
  - イ 警戒区域の設定
  - ロ 火気使用の制限
  - ハ 航行の制限、管制、立入禁止
  - ニ 移動命令、避難命令
- ③ 広報活動
  - イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
  - ロ 報道機関への広報
- ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
  - オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送
- ⑤ 排出油等防除作業
  - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
  - ロ オイルフェンス等の展張作業
  - ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
  - ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
  - ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
- ⑥ 廃棄物等の処理
  - イ 使用済み吸着材等の処理
  - ロ 回収油等の処理
- ⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出勤人員及び船艇名、出勤予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出勤勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。なお、会長は、通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

## 7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

(1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2) 構成は、原則として出勤機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

(3) 総合調整本部では、次の業務を行う。

- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
- ② 排出油等防除活動計画に関する調整
- ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
- ④ 会員以外の機関等との調整

- ⑤ 広報に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

#### 8 経費の求償について（第15条関連）

(1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

(2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

#### 9 会計について（第19条関連）

(1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。

(2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

## 50. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

- 1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。
  - 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
  - // 徳島地区協議会
  - // 小松島地区協議会
  - // 阿南地区協議会
  - // 海部地区協議会
  
- 2 各地区の区域は、次のとおりとする。
  - (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会  
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
  - (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会  
徳島市消防局の活動区域とする。
  - (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会  
小松島市消防本部の活動区域とする。
  - (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会  
阿南市消防本部の活動区域とする。
  - (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会  
海部消防組合消防本部の活動区域とする。
  
- 3 地区協議会は、次の業務を行う。
  - (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
  - (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
  - (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
  - (4) 排出油等防除の実施
  - (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
  - (6) その他排出油等防除に必要な事項
  
- 4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。
  
- 5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。
  
- 6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

## 5 1. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画

### 1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、各地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

### 2 組織及び指揮

#### (1) 組織の編成

##### イ 組織

各地区協議会に、図1（\*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

##### ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

#### (2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

### 3 連絡系統等

#### 情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット（iファックス）による一斉同時通報により行なうものとする。なお、必要に応じ、この通報に併せて出勤可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（\*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

#### 4 排出油等防除活動要領

##### (1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
- d. 当該船舶又は施設の破損状況等
- e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長

ヘ 事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

##### (2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

①総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（\*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

②報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（\*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

### ①拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。  
なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

### ②排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあつては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあつては人海戦術等により、次の手法をもつて行なう。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

### ③その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

## 5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙2-2記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。







## 54. 指定各機関

### 1. 指定行政機関

(災害対策基本法第2条第3号)(平成12年12月15日総理府告示第62号)

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

### 2. 指定地方行政機関

(災害対策基本法第2条第4号)(平成27年4月1日内閣府告示第52号)

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

### 3. 指定公共機関

(災害対策基本法第2条第5号)(令和2年4月1日付内閣府告示第28号)

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、大阪瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、シクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド

株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社 JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

#### 4. 指定地方公共機関

(災害対策基本法第 2 条第 6 号)(平成 30 年 6 月 12 日徳島県告示第 418 号)

四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人徳島県建設業協会

## 55. 海陽町災害見舞金等支給条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 97 号

最終改正 平成 26 年 9 月 17 日

条例第 13 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、暴風雨、豪雨、地震、津波その他異常な自然現象又は火事（自己放火による火災は除く。）若しくは爆発等により、災害を受けた住民に対して、見舞金を支給することを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 前条の見舞金の支給範囲は、被災家屋の居住者とする。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によるその発動があったときは、この限りでない。

### (見舞金の種類及び金額)

第 3 条 見舞金の種類及びその金額は、次のとおりとする。ただし、家屋の所有権を有しない借家等については、第 1 号及び第 2 号の適用については、2 分の 1 の額とする。

- (1) 全壊（全焼、流失倒状） 1 世帯について 50,000 円
- (2) 半壊（半焼） 1 世帯について 25,000 円
- (3) 全壊（全焼、流失倒状） 居住者 1 人について 10,000 円
- (4) 半壊（半焼） 居住者 1 人について 5,000 円
- (5) 床上浸水 1 世帯について 15,000 円

### (死亡者に対する弔慰金)

第 4 条 第 1 条に規定する災害により死亡した者については、第 2 条の規定にかかわらず次の弔慰金を支給する。

死亡者 1 人について 50,000 円

### (災害程度の認定)

第 5 条 見舞金及び弔慰金の支給基準となる災害の程度、規模等は、町長の定めるところによる。

### (届 出)

第 6 条 見舞金又は弔慰金の支給を受けようとする者は、災害による被害の状況を町長に届け出なければならない。

### (災害見舞金又は弔慰金の返還)

第 7 条 町長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金又は弔慰金の支給を受けたものが

ある場合は、その者が受けた災害見舞金又は弔慰金の全部又は一部を返還させることができる。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害見舞金等支給条例（昭和40年海南町条例第17号）、海部町小規模災害見舞金等支給規程（平成13年海部町規程第1号）又は穴喰町小規模災害に対する町長見舞金贈呈要綱（昭和54年穴喰町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年9月17日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

## 56. 海陽町災害見舞金等支給条例施行規則

平成 26 年 9 月 17 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海陽町災害見舞金等支給条例（平成 18 年海陽町条例第 97 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条で定める支給範囲)

第 1 条の 2 条例第 2 条で定める支給範囲は、次に掲げる支給範囲とする。

- (1) 被災家屋 災害の発生当時、常時居住のため使用している建物
- (2) 居住者 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者

(災害見舞金等の給付手続)

第 2 条 条例第 3 条に規定する災害見舞金等の給付を受けようとする者は、被災した日から起算して 13 ヶ月を経過する日までに、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 災害認定届書（別記様式）
- (2) 町が発行する罹災証明書、若しくは、官公署の発行する災害による被害に係る証明書

(災害程度の認定)

第 3 条 条例第 5 条に規定する災害の程度、規模等は、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び浸水等による住宅被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日付府政防第 842 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）の定めるところによる。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式(第2条関係)

災 害 認 定 届 書

このたび、次のように災害を受けましたので、海陽町災害見舞金等支給条例施行規則の規定により災害見舞金(弔慰金)を支給願いたいので、申請いたします。

年 月 日

海陽町長 様

住 所  
氏 名

災 害 年 月 日												
災 害 名												
災 害 の 程 度												
死 亡 の 原 因												
災 害 の 場 所												
被 災 者 又 は 死 亡 者 の 氏 名 等	氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日								
被 災 の 状 況												
認 定 事 項												
振 込 先 口 座	金融機関名			支店名				預金種別				
	銀行 金庫 組合			支店 支所 出張所				1 普通 2 当座 3 その他				
	口座番号 (7桁)											
	口 座 名義人	カナ										
	漢字											

## 57. 海陽町水防協議会設置条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 18 号

### (設 置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、海陽町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (会長及び委員)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、水防管理者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任命、委嘱は、水防法第 33 条第 4 項の定めるところにより会長が任命、委嘱する。

6 委員の定数は、15 人以内とする。

### (委員の代理)

第 3 条 関係行政機関の委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、当該行政機関又は団体の指名した者にその職務を代理させることができる。

### (委員の任期)

第 4 条 関係行政機関の委員又は関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 会長において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は罷免することができる。

### (会 議)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事及び書記)

第 6 条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

## 58. 海陽町総合災害補償規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 6 号

最終改正 平成 22 年 4 月 13 日

訓令第 3 号

(趣 旨)

第1条 この訓令は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、町が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第2条 町は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会奉仕活動、社会福祉活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この訓令に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない。

3 本訓令において「参加中」とは、次の各号の要件を満たす、行事等の所定の集合・解散場所と被災者の通常の経路往復中を含む。

(1) 行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、町が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者

(2) 所定の集合・解散場所は、町の備える資料により確定しているもの

(補償金額と補償基準)

第3条 町は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については、入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第4条 町は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意
  - (2) この訓令に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。
  - (3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
  - (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
  - (5) 被災者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし補償すべき障害を治療する場合は、この限りでない。
  - (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りでない。
  - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
  - (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
  - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
  - (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
  - (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
  - (12) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故
- 2 前項のほか、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

（この訓令の適用除外）

第5条 この訓令は、次に該当する者には適用しない。

- (1) 町の業務に従事中の町の使用人（町が町の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で、高等学校、高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）の学生・生徒により、又は官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

（準用規定）

第6条 この訓令にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約及び災害補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」、「施設災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の穴喰町総合災害補償規程（平成 3 年穴喰町規則第 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年 4 月 13 日訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

区分	給付額			
死亡給付金	500万円			
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円			
医療補償給付金	入院日数 1日以上 5日まで	20,000円	通院日数 1日以上 5日まで	5,000円
	入院日数 6日以上15日まで	60,000円	通院日数 6日以上15日まで	20,000円
	入院日数16日以上30日まで	120,000円	通院日数16日以上30日まで	60,000円
	入院日数31日以上60日まで	180,000円	通院日数31日以上60日まで	90,000円
	入院日数61日以上90日まで	240,000円	通院日数61日以上	120,000円
	入院日数91日以上	300,000円		

## 59. 海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 19 号

### (設 置)

第 1 条 海陽町における災害に関する情報の伝達及び収集を迅速かつ正確に行うとともに、平常時における一般行政通信業務を円滑に行い、住民の福祉増進に資することを目的として、海陽町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

### (業 務)

第 2 条 防災無線による通信の業務は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に定める範囲内で、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) 行政事務の連絡
- (5) その他町長が必要と認める事項の周知、伝達

### (業務区域)

第 3 条 防災無線により通信を行う区域は、町の全域とする。

### (親局及び拡声子局の設置)

第 4 条 親局は、町役場敷地内に置き、拡声子局は、広報事項等が伝達し得る範囲において設置するものとする。

2 拡声子局は、屋外拡声局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局（以下「戸別受信機」という。）は、町内に住居を有する者の世帯及び町長が指定する場所を単位として設置する。

### (中継局の設置)

第 5 条 通信業務の効率化を図るため、中継局を町長が指定する場所に設置する。

### (基地局及び陸上移動局の設置)

第 6 条 災害等緊急事項について町役場に設置する基地局と現場の相互交信を行うとともに平常時は、行政事務の効率化を図るため、陸上移動局を設置して町長が必要と認める場所に配置するものとする。

### (戸別受信機の貸与)

第 7 条 戸別受信機は、第 4 条設置場所の所有者又は管理者の申請に基づき、貸与する。

2 前項の規定に基づき貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、速やかに規則で定める保管証書を町長に提出しなければならない。

3 貸与する戸別受信機の数は一世帯又は町長が指定する場所にそれぞれ1台とし、その使用料は無償とする。ただし、戸別受信機の維持管理に要する費用は使用者の負担とする。

(戸別受信機の管理)

第8条 使用者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは、直ちにその旨を町長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 戸別受信機の補修は、町長の指定する者以外の者が行うことができない。

(戸別受信機の返還)

第9条 使用者が海陽町に住所を有しなくなったとき、又は町長がその指定の必要を認めなくなったときは、速やかに規則の定めるところにより返還しなければならない。

(移譲等の禁止)

第10条 使用者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(戸別受信機の損害弁償)

第11条 使用者は故意又は重大な過失によって戸別受信機を紛失又は損傷したときは、町長が定める損害額を弁償しなければならない。ただし、町長が損害額を弁償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(承認の取消し)

第12条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、貸与の承認を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 送信及び受信を妨害したとき。

(3) 設備を故意に損壊したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が貸与の承認を取り消す必要があると認めるとき。

(台帳の整備)

第13条 町長は、戸別受信機の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかななければならない。

(委 任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町岡本山移動通信用施設設置に関する条例（平成 11 年海南町条例第 13 号）又は防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年海部町条例第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 60. 海陽町防災対策施設の設置及び管理に関する条例

平成 24 年 9 月 19 日

条例第 22 号

### (設 置)

第 1 条 地震・津波の早期検知と地震予測モデルの高度化を図り、防災・減災対策の推進に寄与するとともに、住民等に対し防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを目的として防災対策施設を設置する。

### (名称及び位置)

第 2 条 防災対策施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海陽町防災対策施設	海陽町浅川字西福良 43 番地

### (業 務)

第 3 条 海陽町防災対策施設（以下「防災対策施設」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 地震・津波観測監視システムの設置
- (2) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及
- (3) その他、防災対策施設の設置の目的を達成するために必要な事業

### (委 任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

## 61. 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年 5月30日 消防救第61号  
改正 平成 4年 3月23日 消防救第39号  
改正 平成 5年 3月26日 消防救第36号  
改正 平成 5年 5月14日 消防救第66号  
改正 平成 6年 4月 1日 消防救第45号  
改正 平成 7年 6月12日 消防救第83号  
改正 平成 8年 6月28日 消防救第127号  
改正 平成 8年11月 7日 消防救第244号  
改正 平成 9年 3月19日 消防救第67号  
改正 平成10年 3月31日 消防救第47号  
改正 平成11年 3月26日 消防救第68号  
改正 平成12年 7月26日 消防救第202号  
改正 平成12年12月25日 消防救第316号  
改正 平成21年 3月23日 消防応第97号  
改正 令和 2年 7月17日 消防広第190号

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地各市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地各市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場  
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

### 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘察し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

### 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
  - ① 応援側市町村
  - ② 要請者・要請日時
  - ③ 災害の発生日時・場所・概要

#### ④ 必要な応援の概要

- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

##### ① 必要とする応援の具体的内容

##### ② 応援活動に必要な資機材等

##### ③ 離発着可能な場所及び給油体制

##### ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

##### ⑤ 離発着場における資機材の準備状況

##### ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

##### ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名

##### ⑧ 気象の状況

##### ⑨ ヘリの誘導方法

##### ⑩ 要請側消防本部の連絡先

##### ⑪ その他必要な事項

#### 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府

県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

## 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

## 10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

## 11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

## 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

## 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

## 14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

## 15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
  - ② 特別救助隊等の隊員数
  - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定め

る届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

#### 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

#### 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

## 62. 公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会徳島県支部（以下「県支部」という。）の会員が非常災害により水道施設に被害を受けた場合、罹災会員が速やかに給水能力を回復できるようにするため、県支部内各会員の相互応援について必要な事項を定める。

### (水道災害救援本部)

第2条 非常災害による災害の状況に応じ、相互応援事務を迅速かつ適切に処理するため、県支部に水道災害救援本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、県支部長をもって充て、副本部長は県支部幹事より互選し本部長を補佐するものとする。
- 4 本部員は、本部長が会員から任命するものとする。
- 5 本部長は、罹災会員の水道災害の救援事務を統括し、本部員は本部長の命により、罹災会員の責任者と協議し罹災現地の水道災害救援の指揮にあたるものとする。

### (相互応援計画)

第3条 本部長は、会員と協議し、災害時における相互応援計画を定めるものとする。

- 2 相互応援計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 災害時における罹災会員への応援態勢
  - (2) 各会員における応援隊の組織及び責任者氏名
  - (3) 各会員において備蓄すべき資材の種類及び数値の基準
  - (4) 各会員における動員数及び提供可能な機械・器具及び車輛の種類及び数量
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、相互応援に関する必要な事項

### (応援隊の派遣要請)

第4条 罹災会員の水道災害対策責任者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、有効な通信手段により本部長に派遣要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び状況
- (2) 必要とする応援の内容  
職種別人数・機械・器具・車輛の種類及び数量・資材の種類及び数量
- (3) 応援隊及び機械器具等の受入れ場所
- (4) その他必要な事項

### (応援隊の派遣)

第5条 本部長は、前条の規定による罹災会員からの要請を受けたときは、直ちに被害の状況、地域等を考慮したうえ、相互応援計画に基づき応援隊を編成し、会員に応援隊の派遣を支持するものとする。

- 2 前項の規定により、応援隊派遣の指示を受けた会員は、速やかに応援態勢を組織し、現地に応援隊を派遣し、罹災会員に全面的に協力するものとする。
- 3 前項の規定により応援隊を派遣するときは、罹災会員及び本部長に、その出発時刻、出勤人員、責任者氏名及び到着予定時刻等を通知するものとする。
- 4 応援隊を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類食糧その他日用品のほか野外で宿営できるよう天幕、寝袋、携行電灯、携帯電話、カメラなどを携行させる。
- 5 応援会員は、都市名及び災害復旧応援である旨を記載した旗若しくは幟等を適当な方法で明示し、応援隊員には会員名入りの腕章を着用させる。

(費用の負担)

第6条 応急給水の応援に要する費用は、応援会員が負担する。ただし、災害救助法の適用を受けた場合には、罹災会員が応援会員に費用弁償をする。

- 2 応急復旧の応援に要する費用は、罹災会員が負担するものとするが一時的には、応援会員が負担し、後日、罹災会員が派遣会員に費用弁償をする。

(会員以外の都市への応援)

第7条 会員以外の都市から応援要請を受けたときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は、本部長が会員と協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱（平成7年9月4日）は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。

公益社団法人日本水道協会徳島県支部

徳島市水道局	三好市水道課	つるぎ町水道課
阿南市水道部	藍住町水道課	美波町水道課
小松島市水道部	石井町水道課	東みよし町環境課
鳴門市企業局水道事業課	板野町水道課	松茂町水道課
吉野川市水道部	海陽町上下水道課	牟岐町水道課
美馬市水道部	上板町水道課	
阿波市水道課	北島町水道課	

### 63. 海陽町救助・捜索に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、海陽町海難事故及び山岳事故等における救助捜索に関し必要な事項を定めるものとする。

(出動要請)

第2条 町長は、救助捜索の依頼があったときは、消防団長等関係機関に出動を要請することができる。

(救助・捜索)

第3条 救助捜索は、現場の状況に応じ可能な範囲で行うものとする。ただし、海難事故の救助捜索は、原則として1日とする。

2 捜索期間の延長については、被災者側の要請がある場合及び周囲の状況からして必要がある場合には延長することができる。ただし原則として7日以内とする。

(関係機関との連絡調整)

第4条 救助捜索活動にあたっては、必要に応じ小松島海上保安部美波分室、牟岐警察署等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(経費負担)

第5条 救助捜索活動に要する経費は、次の経費を除くほか依頼者の負担とする。

(1) 緊急救助措置に要する経費

(2) 救助捜索の開始から3日目(救助捜索の対象となる者が町外の者の場合は1日目)までの救助捜索活動に要する経費

(3) 特に町長が必要と認めた経費

(災害補償)

第6条 救助捜索活動に従事した消防団員及び一般協力者にかかる災害補償については、消防組織法第15条の7及び災害対策基本法第84条第1項の規定に基づき支給する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

個人の経費負担(4日目以降)

1. 消防団員の日当は、原則一人6,000円とする。
2. 捜索に必要な重機・船舶等その他の経費は原則個人で支払うものとする。
3. 町外の者の経費は、その都度話し合いにより決定する。

## 64. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。  
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波襲来時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

別表1

## 台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。</li> <li>(2) 港内仮置の木材を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。</li> <li>(3) 入港予定船舶（避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。）は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。</li> </ul>
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。</li> <li>(2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。</li> <li>(3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。</li> </ul>
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船 (□：船舶対応、○：乗組員等の人命対応を示す。)		航行船		
			大型船、中型船 (漁船を含む)	危険物積載船 (荷役・作業船含む)	大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	□荷役中止	□荷役中止	機関使用	大型船、中型船 (漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)
		有り	○陸上避難又は船内避難	○陸上避難又は船内避難	機関使用	港外避難	港外避難又は着岸のうえ陸上避難
津波警戒体制	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	□荷役中止	□荷役中止	機関使用	港外避難準備	港外避難
		有り	○陸上避難又は船内避難	○陸上避難又は船内避難	機関使用	港外避難	港外避難又は着岸のうえ陸上避難
備考	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	無し	□荷役中止	□荷役中止	港外避難準備	港外避難準備 (場合によっては港外避難)	陸揚げ固縛又は係留強化又は係留強化
		有り	○陸上避難又は船内避難	○陸上避難又は船内避難	港外避難準備 (場合によっては港外避難)	港外避難	陸揚げ固縛又は係留強化又は係留強化

【津波来襲までの時間的余裕】

無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が無い場合  
 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が有る場合

【□：船舶対応】

港外避難  
 係留強化  
 陸揚げ固縛  
 機関使用

【○：乗組員等の人命対応】

陸上避難  
 船内避難

小型船

※

上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域 (港) の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

【津波来襲までの時間的余裕】

無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が無い場合  
 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間 (船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで) が有る場合

【□：船舶対応】

港外の水深が深く、十分な海域、沖合いに避難する。  
 増しちやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。  
 プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。  
 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【○：乗組員等の人命対応】

船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所へ避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。  
 船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶 (造船所での陸揚げは含まない) をいう。

別表3

## 災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法	
注意喚起	Fネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。	
警戒体制	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
避難勧告	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
解除	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	注意喚起を除く	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
		ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

- ※ ・連絡手段が「Fネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、Fネット、それ以外の日時又はFネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。  
 ・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。  
 徳島海上保安部ホームページアドレス  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>

別表4

## 避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先：徳島小松島港長  1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

## 65. 防災に関する協定一覧

	協定書の名称	協定の内容	協定の相手方	締結年月日
1	災害時相互支援協定	応急対策の相互支援	牟岐町	平成8年9月1日
2	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	徳島県消防防災ヘリコプターの応援対応	徳島県	平成10年4月1日
3	徳島県市町村消防相互応援協定	消防の相互応援	県内市町村、消防組合、行政組合	平成10年4月1日
4	海部郡市町村消防相互応援協定	消防の相互応援	郡内市町村、消防組合	平成10年8月1日
5	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	医療救護活動	社団法人 海部郡医師会	平成16年11月1日
6	南海地震発生時の医療救護に関する協定	南海地震発生時に東洋町が実施する医療救護活動への協力	東洋町	平成17年7月14日
7	公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱	速やかに給水能力を回復するための相互応援	公益社団法人日本水道協会徳島県支部	平成18年4月1日
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害の発生又はおそれの場合、地域貢献型自動販売機内在庫の無償提供及びフォロー態勢を整える	四国コカコーラボトリング（株）	平成18年8月11日
9	東洋町・海陽町災害時応援協定	消防の相互応援	東洋町	平成20年9月1日
10	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時における要援護者の受入れ	海陽町	平成23年7月1日
11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要援護者への避難支援について福祉避難所の設置運営	社会福祉法人 緑風会	平成23年7月1日
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害時要援護者への避難支援について福祉避難所の設置運営	海部郡特別養護老人ホーム事務組合	平成23年7月1日
13	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	迅速かつ円滑な情報交換及び支援	国土交通省 四国地方整備局	平成23年10月26日
14	災害時における応急対策活動に関する協定書	大規模災害時において町の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力支援。	財団法人四国電気保安協会	平成23年12月1日
15	災害時における救援物資提供に関する協定書	町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害の発生又はおそれの場合、災害対応型自動販売機内在庫の無償提供	徳島ペプシコーラ販売（株）	平成24年4月10日
16	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	情報提供及び資材、機材、技術者等の出動支援	社団法人徳島県建設業協会海部支部	平成24年7月1日
17	災害時における施設の利用及び物資の供給に関する協定書	災害発生時の施設の利用及び調達可能な物資の供給	（株）丸本	平成24年7月5日
18	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	情報提供及び資材、機材、技術者等の出動支援	有限会社 壮成建設	平成24年8月1日
19	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書	災害時の住民に対する相談業務の支援等	徳島県士業ネットワーク推進協議会、徳島弁護士会、徳島県社会保険労務士会、四国税理士会徳島県支部連合会、日本九人会計士協会四国会徳島県支部、一社）徳島県中小企業診断士会、公社）徳島県不動産鑑定士協会、徳島県司法書士会、徳島県土地家屋調査士会	平成24年8月27日
20	海部郡消防相互応援協定	消防の相互応援	美波町、牟岐町	平成25年2月1日
21	災害時の協力に関する協定書	大規模な停電等が発生した場合電力設備の迅速かつ円滑な復旧	四国電力（株）徳島支店	平成25年3月22日
22	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	災害時、町有施設の電気設備の応急復旧	徳島南部電気工業協同組合	平成25年4月1日
23	徳島県及び市町村の災害相互応援協定	被災した市町村のみでは十分な対策が講じられない場合県内市町村が迅速かつ円滑な応援を実施する	徳島県及び県内市町村	平成25年4月5日
24	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	ブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式による円滑かつ迅速な応援	鳥取県岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	平成25年6月6日
25	一般廃棄物処理にかかる災害相互応援に関する協定書	災害発生時における一般廃棄物処理等の相互協力	海部郡衛生事務処理組合	平成25年7月1日
26	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、相互間において協力する	那賀町、海部郡衛生処理組合	平成25年7月1日
27	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	災害時に被災者等に対しておこなう応急生活物資の供給	一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会	平成25年9月20日
28	災害時の配置薬等活用に関する協定書	災害時の配置薬等の活用	徳島県医薬品配置協議会	平成26年10月14日
29	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報活用に関する協定書	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報活用	国土交通省 四国地方整備局	平成27年2月26日
30	災害発生時における海陽町と海陽町内郵便局の協力に関する協定	郵便ネットワークを活用した広報活動 郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援助対策 他	海陽町内郵便局 日本郵便（株） 阿南郵便局	平成27年6月15日
31	災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定	被災した地域に移動店舗車両による金融サービスの提供	（株）阿波銀行	平成28年3月18日
32	災害時備蓄医薬品の保管管理に関する覚書	災害時の医療救護活動に必要な医薬品の備蓄	徳島県保健福祉部	平成28年12月1日

	協定書の名称	協定の内容	協定の相手方	締結年月日
33	災害時避難者用テントの貸与に関する覚書	災害時における避難者用テントセットの貸与	徳島県南部総合県民局	平成29年2月15日
34	徳島県保有の災害用備蓄物資の保管等に関する覚書	大規模災害時に道路が寸断され、物資の流通網が途絶された場合の備蓄物資の提供	徳島県	平成29年4月3日
35	災害時における物資供給に関する協定書	物資の迅速かつ円滑な供給	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成29年4月25日
36	連携協力に関する協定書	医師、看護師等派遣による医療公衆衛生等の分野活動 ほか	岡山県岡山市 特定非営利活動法人アムダ	平成29年5月30日
37	災害時における救護物資提供に関する協定書	災害時に病院敷地内に設置している災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水の無償提供	徳島ペプシコーラ販売株式会社	平成29年6月13日
38	漁船による緊急輸送活動に関する協定書	漁船による緊急輸送活動	穴喰漁業協同組合	平成29年9月8日
39	災害時における協力態勢に関する覚書	海陽地域気象観測所の観測が継続できない場合、臨時の観測施設により気象観測が継続できるための協力態勢整備	徳島地方気象台	平成29年12月1日
40	災害時における避難所としての施設利用に関する協定書	徳島県立海部高等学校の避難所としての施設利用	徳島県立海部高等学校	平成30年10月22日
41	南阿波定住自立圏に関する水道施設災害相互応援協定書	定住自立圏形成協定の締結により形成された圏域全体の将来像や協定に基づき連帯と協力を行うことにより圏域全体の活性化を図る。	阿南市・那賀町・美波町牟岐町	平成31年4月1日
42	自動販売機設置協定書	災害対応型自動販売機の設置	コココーラボトラーズジャパン株式会社	令和元年6月18日
43	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	情報提供及び資材、機材、技術者等の出動支援	有限会社 海部川建設	令和元年9月18日
44	公告付防災標識看板に関する協定書	電柱に設置する公告付き防災標識看板の設置による避難所までの距離等の情報提供	(株) アクセル、(株) 井内	令和元年10月10日
45	徳島県緊急安心センター事業（＃7119）に関する覚書	緊急者の適正利用、救急医療機関の適正受信及び県民の安心の確保を目的とした覚書	徳島県	令和元年11月15日
46	災害時の事業継続・相互運営支援等に関する協定書	災害時における相互職員の派遣	海陽町社会福祉協議会	令和2年10月1日
47	災害時における道の駅穴喰温泉施設の相互利用に関する協定	道の駅災害時の対応について	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫	令和2年12月25日
48	災害時における道の駅穴喰温泉施設の相互利用に関する協定	避難施設や防災期間の活動拠点としての使用	国土交通省四国地方整備局	令和2年12月25日
49	災害時の応急対策業務についての協定書	災害発生又は発生する恐れがある場合において、避難者等への給食等に関する協定（合同訓練の協力を含む）	シダックス大新東ヒューマンサービス	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日 （指定管理期間）
50	災害にかかわる情報発信等に関する協定書	災害時海陽町民に対し必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させる	ヤフー株式会社	令和3年4月2日
51	海部郡3町と徳島トヨペットグループとの包括連携協定書	地域の一層の活性化並びに住民サービスの向上を図る	美波町、牟岐町、徳島トヨペット（株）	令和3年11月29日
52	災害時における復旧支援協力に関する協定書	復旧支援協力に関して基本的な事項を定め災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行う。（下水、農集、漁集）	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和4年3月1日
53	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	災害により発生した廃棄物の撤去や処理等に関する協定	一般社団法人 徳島県産業資源循環協会	令和4年3月18日
54	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	災害の発生により、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務を協会が実施する	一般社団法人 徳島県産業資源循環協会	令和4年3月18日
55	「防災拠点の設置及び災害時相互支援態勢の構築」事業の実施についての協定書	相互支援体制構築及び連携の促進、物的及び人的支援の実施 ほか	ブルーシー・アンド・グリーンランド財団	令和5年1月17日
56	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	災害時のボランティア活動等	特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト	令和5年3月15日
57	大塚製薬株式会社との包括連携協定書	双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、健康増進及び町民サービスの向上を図る	大塚製薬株式会社 徳島支店	令和5年4月25日
58	樋門・陸閘等開閉操作にかかる協定書	高潮・高波及び津波災害時における背後地を防護し、災害に対する防災・減災をはかるため、対象施設や実施すべき開閉操作等について定めるもの	徳島県南部総合県民局長	令和5年6月1日
59	大規模災害時における協力連携に関する協定	災害復旧活動施設等の確保と使用に関する協定	西日本電信電話（株）徳島支店長、 （株）NTTドコモ四国支社ネットワーク部長	令和5年6月27日

# 第4部

## 様式

## 66. 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書

(宛先) 海陽町長 宛		令和 年 月 日						
<b>罹災証明書・被災届出証明書交付申請書</b>								
下記のとおり被害を受けましたので、証明書の交付を申請します。								
申請者 (罹災者)	住所  Tel ( ) -							
	(現在の連絡先) 同上 ・ Tel ( ) -							
	(フリガナ)							
	氏名							
窓口に来た方 ※申請者と同じ場合は記入不要です。	住所  Tel ( ) -							
	(フリガナ)	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他 (委任状必要)						
	氏名							
罹災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
罹 災 物 件	<input type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: ) )							
	<input type="checkbox"/> 非住家 ( <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )							
	<input type="checkbox"/> 車両 (メーカー: 車名: 標識番号: )							
罹 災 場 所	(アパート等の名称)							
罹災の原因	令和 年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 台風 ( )号 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
被害の状況	※出来るだけ詳しくご記入ください。							
使用目的								
<b>被災届出証明書</b>								
上記のとおり、被災の届出があったことを証明します。								
令和 年 月 日								
海陽町長								
※町の説明を受けてから記入してください。								
【自己判定方式にて交付する場合】								
<input type="checkbox"/> 「準半壊に至らない (一部損壊)」という調査結果に同意します。								
自己判定方式の場合、持参いただいた写真で被害認定を行うため、実地調査を行いません。								
本人確認 : 免許証 マイナンバーカード その他 ( )								

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

<b>委 任 状</b>	
年 月 日	
代理人の住所 _____	
代理人の氏名 _____	
私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書・被災届出証明書の交付申請に関する権限を委任します。	
委任者 (罹災者)	住所 _____
	氏名 _____ 印

<罹災証明書について>

- ・本町で発生した災害により被害を受けた「住家」について「被害の程度」を証明するものです。
- ・被害状況箇所のわかる写真の添付をお願いします。
- ・写真で判定できない場合は、現地確認を行います。ご協力をお願いします。

<被災届出証明書について>

- ・本町で発生した災害により住家以外の不動産又は動産（家財や自動車など）被害を生じた旨の届出がなされた事実を証明するものです。
- ※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・被災届出証明書は、被害の程度（全壊・半壊等の被害）を証明するものではありません。
- ・添付書類として「写真」等の添付をお願いします。

<被害の状況欄について>

※被害の事実だけを箇条書きに記入してください。

例：風で瓦が飛んだ。1階の床上まで浸水した。北側の壁に亀裂が発生。車が水没した。

※人名（個人名又は個人（法人）を特定する内容）は記入しないでください。

※被害の事実以外のことは、証明できません。

## 67. 自衛隊派遣要請文書様式

令和 年 月 日  
第 号

徳島県知事 殿

徳島県海部郡海陽町長

### 災 害 派 遣 に 関 す る 要 請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊派遣を要請して下さるようお願いいたします。

#### 1. 災害の状況及び派遣要請を希望する事由

#### 2. 派遣を希望する期間

令和 年 月 日 時 分から  
任務終了まで

#### 3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

#### 4. その他参考となるべき事項

## 68. 自衛隊撤収要請文書様式

令和 年 月 日  
第 号

徳島県知事 殿

徳島県海部郡海陽町長

災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 に つ い て

令和 年 月 日付け第 号で要請を依頼した、災害派遣部隊については要請目的を達成したので、部隊の撤収を下記により要請して下さい。

記

撤収日時 令和 年 月 日 時 分

## 69. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物		2 林野		3 車両		4 船舶		5 航空機		6 その他	
出火場所												
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )				(鎮庄日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分 )					
火元の業態 ・用途					事業所名 (代表者氏名)							
出火箇所					出火原因							
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由							
	負傷者	重症	人									
		中等症	人									
		軽症	人									
建物の概要	構造		} 計棟		建築面積		m <sup>2</sup>					
	階層				延べ面積		m <sup>2</sup>					
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計棟	焼損面積	建物焼損床面積		m <sup>2</sup>				
		半焼	棟			建物焼損表面積		m <sup>2</sup>				
		部分焼	棟			林野焼損面積		a				
		ぼや	棟									
り災世帯数	世帯				気象状況							
消防活動状況	消防本部(署)				台		人					
	消防団				台		人					
	その他(消防防災ヘリコプター等)				台・機		人					
救急・救助活動状況												
災害対策本部等の設置状況												
その他参考事項												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<記入要領>

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

## 70. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災    2 爆発    3 漏えい    4 その他 (    )					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時) ( 月 日 時 分 )	発見日時		月 日 時 分			
	鎮火日時 (処理完了)		( 月 日 時 分 )			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 5 毒劇物	2 指定可燃物 6 RI等	3 高圧ガス 7 その他 (    )	4 可燃性ガス	物質名	
施設の区分	1 危険物施設    2 高圧混在施設    3 高圧ガス施設    4 その他 (    )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢)    人		負傷者等    人 (    )			
			重    症    人 (    )			
			中    等    症    人 (    )			
			軽    症    人 (    )			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部 (署)	台 人		
			消防団	台 人		
			消防防災ヘリコプター	機 人		
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
		その他	人			
災害対策本部等 の設置状況	警戒区域の設定    月 日 時 分 使用停止命令    月 日 時 分					
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## <記入要領>

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

71. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	覚知方法	
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人( 人)		
	計 人	重症 人( 人)	中等症 人( 人)	軽症 人( 人)
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<記入要領>

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）  
不審物（爆発物）の有無  
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

## 72. 火災・災害等即報要領に基づく様式 第4号様式

<その1 (災害概況即報)>

	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
消防庁受信者氏名	市町村 (消防本部名)	
災害名	(第 報)	報告者名

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





## <記入要領>

### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙 を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 7.4. 災害報告記入要領

### 1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上で治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。

### 2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが枚数破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、全壊・半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び、土砂竹木の堆積により一時的に居住することが出来ないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

(1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水がかったものとする。

(3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「崖くずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方メートルを超えられるものは報告するものとする。

(12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(13) 「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(14) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(15) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(16) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(17) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(18) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け、通常的生活

を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(20)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林業被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 75. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式

### 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分		受信者		
1 要請機関名	(電話)		受信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援				
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他( )				
4 発生場所及び発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 離着陸場 : (発生時刻) 年 月 日 時 分頃				
5 現地の気象条件	天候	風向	風速 m/s	気温 ℃	
	視界 m	気象警報等( )		警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職・氏名				
7 現場との連絡手段	無線種別( 統制波 主運用波 その他 ) 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)				
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。				
9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名	年齢等	歳 男・女	
		氏名	年齢等	歳 男・女	
	症 状				
	着陸現場の目標	出動先	所在地及び目標		
		搬送先	所在地及び目標		
	同乗者の氏名	医師	関係者		
		看護師			
	病院への搬送方法	救急車の手配	病院の手配		
受入病院	所在地	連絡先			
	名称		(電話)		
	搬送先の消防本部の担当者職・氏名	職・氏名	消防本部(局) 課	(電話)	
10 必要資機材					
11 他航空機への要請状況	無	要請機関名	要請機数	(機)	
12 その他必要事項					

※ 以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別( 統制波 主運用波 その他 ) 現場指揮本部(車)・呼出名(コールサイン)			
2 到着予定時刻	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分			
3 活動予定時間	時間 分			
4 燃料の確保	手配必要・手配不要	燃料の量	リットル(ドラム缶 本)	
5 その他必要事項				

76. 消防防災ヘリコプター運行管理者への災害等状況報告書様式

第 号  
令和 年 月 日

運航管理者  
徳島県消防防災航空隊事務所長 殿

徳島県海部郡海陽町長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時		年	月	日 ( )	時	分
発生場所						
災害等の概要						
対応状況	経緯					
	出動機関及び人員					
	出動車両及び機材					
被害の概要	(死傷者、救助人員等)					
その他参考となる事項						

## 77. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式

### 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請（第 報）	
送信時間	令和 年 月 日 時 分		

（消防庁長官又は都道府県知事） 殿

（被災地の市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	令和 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	



80. 緊急通行車両確認証明書（様式3）

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 81. 避難情報の放送依頼様式（放送に係る申し合わせ）

日本放送協会徳島放送局  
 四国放送株式会社  
 株式会社エフエム徳島 様  
 株式会社エフエムびざん  
 徳島県危機管理環境部  
 （徳島県南部総合県民局）

海陽町長 \_\_\_\_\_

住民への避難情報（第 号）の周知について（依頼）

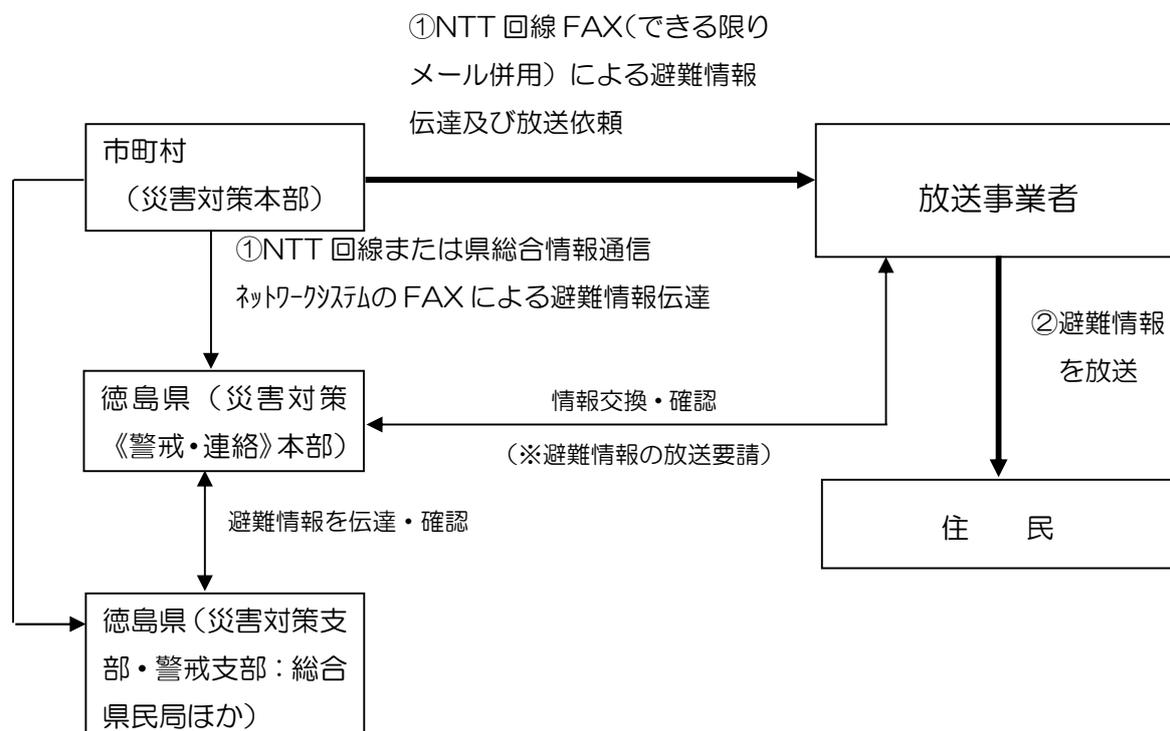
当町において避難情報を発令しました（することとしました）ので、貴社（局）より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報の種類 ※注1	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			<input type="checkbox"/> 避難指示 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 緊急安全確保 ( <input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電 話 番 号			
発令・解除日時	令和 年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他( )		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区 世帯 人	( )	
	地区 世帯 人	( )	
	地区 世帯 人	( )	
備 考 (発令理由など)			

※注1 該当する項目の「」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。  
 緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

## 放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。  
また、同時に、徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。
  - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
  - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。  
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。  
※市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成  
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

## 82. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙

( ) 川 ( )  
 水防警報第 ( ) 号

令和 年 月 日 時 分

徳島県南部総合県民局

1 待 機	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分現在 ( ) mに達し、なお増水する見込みです。 ( ) から ( ) までの水防団の待機を要します。
2 準 備	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分現在 ( ) mに達し、なお増水する見込みです。 ( ) から ( ) までの水防団の準備を要します。
3 出 動	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分現在 ( ) mに達し、 氾濫注意水位（警戒水位）を ( ) mを超えており なお上昇のおそれがあるので、( ) から ( ) までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分現在 ( ) mになり、引き続き減少する見込みです。 ( ) から ( ) までの水防警報を解除します。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

### 83. 徳島県管理河川水防情報発表受報用紙

( ) 川 ( )  
水防情報第 ( ) 号

令和 年 月 日 時 分

徳島県南部総合県民局

No.	本 文
1	( ) 日 ( ) 時現在の雨量は、 ( ) { ( / mm) }、( ) { ( / mm) } ( ) { ( / mm) }、( ) { ( / mm) } です。
2	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分現在 ( ) mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分に ( ) 水位を超えました。
6	( ) 地点の水位は、( ) 日 ( ) 時 ( ) 分最高水位 ( ) mに達しました。
7	( ) 地点の最高水位は、( ) 日 ( ) 時頃に起こると予想され ( ) mに達する見込みです。
8	( ) 地点の、( ) 時間後の水位は、( ) mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	氾濫注意水位（警戒水位）を相当に上回る恐れがあります。
12	氾濫注意水位（警戒水位）を( ) 日 ( ) 時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	( ) 地点の、( ) に( ) が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	( )

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

## 84. 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙

（ ）川（ ）  
水防警報（津波）第（ ）号

令和 年 月 日 時 分

徳島県南部総合県民局

津波に関する情報に十分注意してください。

1 待 機	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔 ）では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔 ）から〔 ）までの 水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2 出 動	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔 ）では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔 ）から〔 ）までの 水防団の出動を要します。</p> <p>なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。</p>
3 解 除	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に〔 ）に発表されていた （大津波警報・津波警報）は、（ ）日（ ）時（ ）分に解除され ました。</p> <p>被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 〔 ）から〔 ）までの水防団の出動を要します。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 〔 ）から〔 ）までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

## 85. 徳島県管理河川氾濫警戒情報等発表受報用紙

(            ) 川	(上昇中・下降中) 氾濫警戒情報 氾濫危険情報
------------------	-------------------------------

令和      年      月      日  
徳島      島  
南部総合県民局 (            )

### 【主文】

(            ) 川は、(            ) 時 (            ) 分に、(            ) 観測所で、

### ○上昇中

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】避難判断水位 (            ) mに達しました。

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】氾濫危険水位

(            ) 観測所では、(            ) 時 (            ) 分～(            ) 時 (            ) 分の1時間に、約 (            ) m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

### ○下降中

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】避難判断水位 (            ) mを下回りました。

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】氾濫危険水位

(            ) 観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。

《参考》(            ) 川 (            ) 観測所 (            )  
(対象区域は (            ) 地区～(            ) 地区)

レベル4 氾濫危険水位 (            ) m

レベル3 避難判断水位 (            ) m

レベル2 氾濫注意水位 (            ) m

レベル1 水防団待機水位 (            ) m

問い合わせ先  
徳島県南部総合県民局 (            )  
TEL :            —            —

## 86. 徳島県水位周知海岸氾濫警戒情報等発表受報用紙

( ) 沿岸	(上昇中・下降中) 高潮氾濫発生情報
--------	-----------------------

令和 年 月 日  
徳 島 県  
南部総合県民局 ( )

### 【主文】

( ) 沿岸、( ) 時 ( ) 分に、( ) 観測所で、

### ○上昇中

【警戒レベル5相当情報〔高潮〕】高潮特別警戒水位 ( ) mに達しました。

堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとって下さい。

( ) 観測所では、( ) 時 ( ) 分～( ) 時 ( ) 分の1時間に、  
約 ( ) m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

### ○下降中

【警戒レベル5相当情報〔高潮〕】高潮特別警戒水位 ( ) mを下回りました。

( ) 観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。

《参考》( ) 沿岸 ( ) 観測所  
(対象区域は ( ) ～ ( ) )  
レベル5 高潮氾濫危険水位 ( ) m

問い合わせ先  
徳島県南部総合県民局 ( )  
TEL : — —

87. 避難行動個別計画書様式

避難行動個別計画書

1. 対象者基本情報 (あなたのことについて御記入ください。)				
フリガナ	氏名	住所		
氏名		海陽町		
生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日	性別	男・女
電話番号	自宅			
	携帯			
避難支援を必要とする事由	※ 障害、要介護、難病 等の等級、区分など			
避難時に配慮しなくてはならない事項	* あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れて下さい。			
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)		
	<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい		
	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない		
	<input type="checkbox"/> その他( )			
同居家族等	あり・なし * どちらかを○で囲んでください。			
世帯の状況 (現況の同居者)	氏名	続柄	氏名	続柄
緊急時の連絡先①	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	連絡先	自宅		
携帯等				
緊急時の連絡先②	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	連絡先	自宅		
携帯等				
【特記事項】				

2. 避難場所等情報 ※ 位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
家族で決めている避難場所	自宅から避難場所までの経路
避難時に携行する医薬品	
避難先での留意事項	

3. 避難行動支援者情報 * 状況により、「声かけ」「通報」などを含む * (あなたの支援者となることに同意を得られた方について御記入ください。)		
緊急時 避難行動支援者  (地震や津波など 時間的に猶予のない 状況での支援者)	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	連絡先	自宅
携帯等		
避難行動支援者  (台風や水害等、災害の 可能性が予想され、時間 的に猶予のある状況での 支援者)	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	連絡先	自宅
携帯等		

令和 年 月 日

上記避難行動要支援者の情報について、避難支援等関係者に提供することに同意します。

本人 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
 代理人署名 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
 続柄等 \_\_\_\_\_

## 88. ボランティア活動様式集

### 【様式編】

- (様式1) ニーズ受付票
- (様式2) 活動紹介票
- (様式3) ボランティア受付票 (個人用) [表・裏]
- (様式4) ボランティア受付票 (団体用)
- (様式5) ボランティア活動者名簿
- (様式6) 活動資機材貸出票
- (様式7) ボランティア送迎一覧表
- (様式8) ボランティア活動報告書
- (様式9) ボランティア活動証明書
- (様式10) 災害救援支援物資・見舞品・受付票
- (様式11) 備品管理台帳
- (様式12) 活動物品提供票
- (様式13) 活動日報
- (様式14) 苦情受付票
- (様式15) マスコミ対応記録書
- (様式16) マスコミ発表シート
- (様式17) 班長引継書
- (様式18) 災害アセスメントシート
- (様式19) 事故報告書
- (様式20) ボランティア活動証明書発行申請書

### 【資料編】

- ニーズ受付票【記載例】…………… (資料編1)
- ボランティア受付票 (個人用) [表・裏]【記載例】 (資料編2)
- 災害ボランティアセンター設置のお知らせ…………… (資料編3)
- ボランティア募集チラシ…………… (資料編4)
- ボランティア依頼募集チラシ…………… (資料編5)
- ボランティアのみなさんへ…………… (資料編6)
- 活動上の注意事項…………… (資料編7)
- 活動上のお願い (リーダーの方へ) …………… (資料編8)
- 災害ボランティア用名札 (登録証)
- お礼状

## ニーズ受付票

ニーズ受付 NO	受付日時	受付者名前
	月 日 ( 曜日) 時 分	

※ここに記載する個人情報 は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

ボランティアを必要とする人の名前	名前 性別 (男・女) 年齢 ( 歳)	依頼者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 自治会長 <input type="checkbox"/> 大家 <input type="checkbox"/> その他 ( )
家族構成	ひとり暮らし・高齢者世帯・障害者世帯・その他 ( )		
活動場所	住所 海陽町 TEL ( ) — — 携帯 — —		
連絡先	<input type="checkbox"/> : 活動場所と同じ <input type="checkbox"/> : 避難所 (施設名) ・電話 ( ) <input type="checkbox"/> : 親戚の家 (住所) ・電話 ( ) <input type="checkbox"/> : その他 (住所) ・電話 ( )		
依頼内容			
活動資材関係	ボランティア側が持参する物  活動場所にある物		
依頼希望人数	男性 人 ・ 女性 人 →合計 人		
依頼希望日時・期間	<b>依頼希望日時 :</b> 月 日 曜日 : ~ : 依頼希望期間 : <input type="checkbox"/> : 1 回のみ <input type="checkbox"/> : 連日 ( 日間) <input type="checkbox"/> : 期間指定 ( ) <input type="checkbox"/> : その他 ( )		
特記事項			

※必ずお伝えすること。

- 活動当日に、立ち会いができること。
- トイレの使用をお願いする。
- ボランティアの車を駐車させてもらうこと。
- ボランティア活動は無償。心付け・ご飯は不要

海陽町被災者支援ボランティアセンター

## 活動紹介票

どちらかにマルを		ニーズ受付 NO	作業日時		受付者氏名
新規	継続		月	日 ( 曜日 )	時

依頼者名			
活動内容	住 所：海陽町 TEL： 携 帯：  【 具体的な活動内容 】  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
人 数	合計	人 (男	人、女 人)
必要資材	<input type="checkbox"/> バケツ ( ) <input type="checkbox"/> 雑巾 ( ) <input type="checkbox"/> 一輪車 ( ) <input type="checkbox"/> デッキブラシ ( ) <input type="checkbox"/> 軍手 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> ほうき ( ) <input type="checkbox"/> スコップ ( ) <input type="checkbox"/> 土嚢袋 ( ) <input type="checkbox"/> たわし ( ) <input type="checkbox"/> ゴム手袋 ( )	<input type="checkbox"/> ちりとり ( ) <input type="checkbox"/> ジョレン ( ) <input type="checkbox"/> モップ ( ) <input type="checkbox"/> ボール ( )
特記事項			

※連絡先：海陽町被災者支援ボランティアセンター

① 090-5146-5371

② 080-6383-4795

## ボランティア受付票（個人用）

受付日	年 月 日 ( )	受付 NO	
-----	-----------	-------	--

- このセンターで受付をしたことがある人は、太枠内だけをご記入ください。
- ここに記載する個人情報はボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受け付け → 初めて ・ <u>2</u> 回以上			
フリガナ		性別	男 ・ 女
名 前		生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 ( ) 才
住 所	〒		
TEL		携帯電話	
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください		
活動予定期間	本日のみ ・ 年 月 日 ~ 年 月 日		
ボランティア 活動保険	加入済 ・ 未加入		
健康チェック	良 好 ・ 心 配 な こ と	その他の病気 有 ( ) ・ 無	
	治ってないケガ 有 ( ) ・ 無		
血液型	血液型 □:A □:B □:O □:AB//Rh□:+プラス □:-マイナス		
備 考			

## 資格・特技等について

資格免許	<input type="checkbox"/> :運転免許（ <input type="checkbox"/> :普通 <input type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二 ） <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士（ 級） <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他（ ）
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳（ 語） <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :その他（ ）

※これより下には何も記入しないでください。

受付No.		保険処理		受付担当	
備考					

海陽町被災者支援ボランティアセンター

## ボランティア受付票（団体用）

受付日	年 月 日（ ）	受付 NO	
-----	----------	-------	--

太枠内のみご記入ください。

このセンターで受付 → 初めて ・ _____回目								
フリガナ					担当者名			
団体名								
団体所在地	〒							
TEL					携帯電話			
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください							
活動希望期間	本日のみ ・ 年 月 日 ~ 年 月 日							
来所方法 到着予定日	バス（ ）台・自動車（ ）台・その他（ ） 到着予定日： 年 月 日							
ボランティア活動保険	加入済（ ）人 ・ 未加入（ ）人							
活動者名簿 (別紙名簿でも可) ※ボランティア活動保険未加入者はNOに「O」をしてください。	No.	名前	年齢	性別	No.	名前	年齢	性別
	1				11			
	2				12			
	3				13			
	4				14			
	5				15			
	6				16			
	7				17			
	8				18			
	9				19			
10				20				

ここに記載する個人情報はボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

備考	
----	--

# ボランティア活動者名簿

年 月 日

ニーズ受付NO	
訪問先	

リーダー氏名

リーダー携帯番号

メンバー氏名

NO	氏名	NO	氏名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

様式 6

二一ズNo.

## 活動資機材貸出票

資機材名	数	資機材名	数

※貸し出した活動資機材は、お忘れのないように、活動資機材担当スタッフに返却してください。

**海陽町被災者支援ボランティアセンター**

ボランティア送迎一覧表

ニーズ受付 NO	地区	依頼人氏名	依頼人電話番号	作業内容	派遣人数	リーダー 氏名	リーダー 携帯電話	地元案内人	迎え確認
—				( )内・ 外					：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：
—									：



## ボランティア活動証明書

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

海陽町災害ボランティアセンター  
センター長 塩塚成年 印

上記のものは、海陽町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアとして次のとおり活動したことを証明します。

1 災害名	令和 年 ○○○災害
2 活動地域・場所	
3 活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 活動内容	

## 災害救援支援物資・見舞品・受付票

日付	令和 年 月 日 ( )		
寄贈者名			
住所	〒 ー		
電話番号			
寄贈物品	項目	具体的内容	数量
受付者			
備考			



## 活動物品提供票

(寄付・借用兼用)

日 時	年 月 日 ( ) :				
提供者 お名前	<input type="checkbox"/> :企業 <input type="checkbox"/> :団体 <input type="checkbox"/> :個人 <input type="checkbox"/> :その他 企業・団体名 (代表者) お名前				
連絡先	〒				
	電話	ファックス			
	携帯				
提供品区分	<input type="checkbox"/> :寄付 <input type="checkbox"/> :借用 ( <input type="checkbox"/> :無料 <input type="checkbox"/> :有料 )				
提供品	品名	規格	数量	確認	管理台帳No.
	1)				
	2)				
	3)				
	4)				
	5)				
寄付品条件	<input type="checkbox"/> :条件なし <input type="checkbox"/> :有り ( )				
借用品条件	借用期間 ( 月 日 ~ 月 日 : ) 使用料等				
備 考				受入担当	
返却確認	返却 月 日 :			返却担当	
	※返却先担当者サインをいただくこと				

(注) 1 借用品についてはコピーを返却期日順に重ねて管理すること。

2 返却日には、借用品と共にこの用紙を持参し確認願うこと。

海陽町被災者支援ボランティアセンター

## 活動報告書（兼県社協報告）

## 海陽町災害ボランティアセンター活動日報

日時	年 月 日 ( )	活動時間	: ~ :
★本日のニーズ受付状況★			
新規ニーズ ( ) 件		継続ニーズ ( ) 件	
★ボランティアの受付状況★			
個人受付人数 ( ) 人	団体受付数 ( ) 団体 →人数 ( ) 人	(団体の内訳)	
★本日のニーズ対応・ボランティア派遣状況★			
作業完了 ( ) 件	継続 ( ) 件	未対応 ( ) 件	その他 ( ) 件
ボランティア派遣人数 ( ) 人	(主な活動内容)  (課題)		
★本日のセンター全体の動き（概略）★			
★明日へむけた状況整理★			
ニーズ対応予定数（ボランティア派遣数） ( ) 件		ボランティア受付数（予想） ( ) 人 ( ) 団体	
(重点活動)			
(特記事項)			

# 苦情受付票

受付日：令和 年 月 日

氏名	
住所	
連絡先	自宅 携帯
内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

受付者氏名	
対応内容 結果	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
特記事項	
対応完了年月日	令和 年 月 日

海陽町被災者支援ボランティアセンター

## マスコミ対応記録書

年 月 日

海陽町災害ボランティアセンター  
(立会者氏名)

年 月 日 時 の取材結果は下記のとおりです。

記

- 1 取材した社名
- 2 記者名
- 3 取材内容
- 4 報道予定日時
- 5 配布した資料の内容

# マスコミ発表シート

年 月 日

海陽町災害ボランティアセンター  
(立会者氏名)

年 月 日 時 の発表は下記のとおりです。

記

1 件名

2 いつ

3 どこで

4 だれが

5 何を

6 何故

7 どのように

## 班 長 引 継 書

次の担当者に円滑に引継ぎが行えるようにできるかぎり具体的に記入下さい。

担当班	総務班・ボランティア受付班・ニーズ受付班・マッチング班・資機材班		
活動年月日	年 月 日	報告者氏名	
1日の流れ			
困ったこと  改善策			
意 見  感 想			

災害アセスメントシート

実施日時	年 月 日 ( )		担当
方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他 ( )		優先度 <input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低
利用者	氏名		住所
	電話		携帯
	現在いる場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	最もつながりやすい連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
本人等の自覚する被害状況	本人 <input type="checkbox"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位 ( ) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )  <input type="checkbox"/> 心理面の变化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )  <input type="checkbox"/> 体調面の变化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容 ( ) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )	家族(継続 ) <input type="checkbox"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位 ( ) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )  <input type="checkbox"/> 心理面の变化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )  <input type="checkbox"/> 体調面の变化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容 ( ) ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 ( へ )	家屋状況・周辺 <input type="checkbox"/> 家屋の破損 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> なし  <input type="checkbox"/> ライフラインの状態 電気 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK ガス <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 水道 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 復旧のめど ( )  <input type="checkbox"/> 自宅周辺の状況

避難状況	<input type="checkbox"/> 安全な場所にいる <input type="checkbox"/> 避難したい(必要性あり) ⇒ <input type="checkbox"/> 自力可能 ⇒避難場所 ( ) ⇒何時まで <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ( ) 日程度 ⇒ <input type="checkbox"/> 自力不可能 ⇒ <input type="checkbox"/> あり ⇒ <input type="checkbox"/> なし ⇒必要な対応 ( ) <input type="checkbox"/> 避難したくない(必要性あり) ⇒理由 ( ) ⇒対応 ( )
------	--

年 月 日 ( )

担当者 (フルネーム)

困っていること	<input type="checkbox"/> 食事づくり <input type="checkbox"/> 掃除・洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 薬の管理 <input type="checkbox"/> 病院のことが不安 <input type="checkbox"/> 話し相手 (相談相手) がいない <input type="checkbox"/> 書類の記入 <input type="checkbox"/> 住居のこと <input type="checkbox"/> 今後の生活 <input type="checkbox"/> その他 ( )
今後の予定 ※希望	<input type="checkbox"/> このままの状態で過ごしたい <input type="checkbox"/> その他 内容 ( )
本人の 状況	変化 <span style="float: right;">今 回 の 状 況</span>
	身体面 からだ 食事・服薬・整容・排泄・意思伝達・他の状況
	精神面 こころ 心理面・規則正しい生活サイクル・寂しさ・不安 他の状況
	行動面 うごき 転倒経験・買い物動作・調理の動作・着衣の動作 他の状況
	社会面 かかわり 友人関係・書類金銭管理・近隣関係・情報収集 他の状況
特記事項 ※担当者の所感	
対応欄	状況の変化に応じて、対応した場合に具体的に記入してください
関係機関への連絡	<input type="checkbox"/> 連絡不必要 <input type="checkbox"/> 連絡必要 ⇒ 誰に ( ) ⇒ 内容 ( )

# 事故報告票

受付日：令和 年 月 日

事故日	令和 年 月 日 ( ) :	
事故のあった場所		
事故の状況		
被害の状況		
被害者	氏名	
	連絡先	住所 電話番号
加害者	氏名	
	連絡先	住所 電話番号

受付者氏名	
対応内容と結果	
特記事項	

対応完了年月日	令和 年 月 日
---------	----------

## ボランティア活動証明書発行申請書

令和 年 月 日

海陽町災害ボランティアセンター長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、海陽町災害ボランティアセンターで災害ボランティア活動に参加しましたので、ボランティア活動証明書の発行をお願いいたします。

1 災害名	令和 年 災害
2 活動地域・場所	
3 活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 活動内容	



## ボランティア受付票（個人用）【記載例】

受付日	〇〇年 〇月 〇日（ 〇 ）	受付NO	〇〇〇
-----	----------------	------	-----

- 1 このセンターで受付をしたことがある人は、太枠内だけをご記入ください。
- 2 ここに記載する個人情報はボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受け付け → <u>初めて</u> ・ <u>2</u> 回以上			
フリガナ	トクシマ タロウ	性別	<u>男</u> ・ 女
名 前	徳島 太郎	生年月日	大正 <u>昭和</u> 52年 8月 8日 平成 ( 〇〇 ) 才
住 所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇町〇〇〇 〇〇—〇〇		
TEL	〇〇〇—〇〇〇〇	携帯電話	090—〇〇〇〇—〇〇〇〇
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください 特になし		
活動予定期間	<u>本日のみ</u> ・ 年 月 日 ~ 年 月 日		
ボランティア 活動保険	加入済 ・ <u>未加入</u>		
健康チェック	<u>良好</u> ・ 心配なこと	その他の病気 有 ( ) ・ 無	
	治ってないケガ 有 ( ) ・ <u>無</u>		
血液型	血液型 ■:A □:B □:O □:AB//Rh ■:+プラス □:-マイナス		
備 考			

## 資格・特技等について

資格免許	<input checked="" type="checkbox"/> :運転免許（ <input type="checkbox"/> :普通 <input checked="" type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二 ） <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士（ 級） <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他（ ）
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input checked="" type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳（ 語） <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :その他（ ）

※これより下には何も記入しないでください。

受付 NO		保険処理		受付担当	
備考					

海陽町災害ボランティアセンター設置のお知らせ  
 ～家の清掃や片付け、生活の困りごとに  
 ボランティアがお手伝いします～

このたびの〇〇災害によって、被害を受けられた住民の皆さまには心よりお見舞い申しあげます。

みなさまの生活と海陽町全体の復興に向け、このたび「海陽町災害ボランティアセンター」を設置しました。

ご自宅の清掃や片付け、生活の困りごとなど、お気軽にご相談ください。

また、ご近所に支援が必要な人、困っている人がおられましたらご連絡ください。

★ボランティアの依頼方法★

電話かファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。  
 (ファックスまたは、E-mailで申込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。)

◆受付時間

電話／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

ファックス・E-mail／24時間受付

※ご要望にお応えできない場合もありますのでご了承ください。

お願い

・住民のみなさまで、片付けや炊き出し応援、子どもの遊び相手などお手伝いいただける人は、ぜひボランティアとして力を貸してください。

海陽町災害ボランティアセンター

[住所] 〒775-0000

海陽町〇〇〇〇〇〇〇-〇〇

[電話番号] 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

[ファックス番号] 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

[メールアドレス] E-mail 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

# ボランティアを募集します！

海陽町災害ボランティアセンターでは、  
ボランティアを募集しています。  
被災者のみなさんが、あなたの応援を待っています！

## ☆活動の内容☆

民家の清掃、片付け、避難所での炊き出し、話し相手、子どもの遊び相手、引っ越しなどなど  
住民の皆さまからいただいた「お願いしたい声」に応える活動です。

## ☆ボランティアに来てくださる皆さんへ☆

- 出かける前に、必ず電話でボランティアの募集状況を確認してください。
- 食事や飲み物は持参してください。
- 無報酬です。交通費も自己負担です。
- 汚れてもよい服装で参加してください。
- ボランティアセンターで受付し、必ずボランティア活動保険に加入してください。
- 派遣の要請の状況により、活動がない場合もあります。
- 危険な作業や、ボランティアセンターで引き受けないと言われた作業は、断りましょう。
- 自分だけで判断せずに、グループで相談しましょう。
- 判断できない時は、ボランティアセンターの指示を求めてください。
- 活動時間は概ね〇〇：〇〇～〇〇：〇〇です。

## ☆問い合わせ先☆

まずは次の連絡先へご連絡ください。

海陽町災害ボランティアセンター
受付時間／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
住所／〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇市（町村）〇〇〇〇〇〇〇—〇〇
電話番号／問い合わせ：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア希望：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア依頼：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

# 家の清掃や片付け、生活の困りごとに ボランティアがお手伝いします！！

## ☆こんなお手伝いをします！☆

民家の清掃、片付け、避難所での炊き出し、話し相手、子どもの遊び相手、引っ越しなど住民の皆さまからいただいた「お願いしたい声」に応えるお手伝いをします。

## ☆派遣を希望される人へ☆

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。なんでもできるわけではないということと、次の点をご了承ください。

- ◎専門的技術を要することや危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合もあります。
- ◎ボランティアの参集の都合で、すぐにご要望にお応えできない場合もあります。
- ◎ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。

## ☆依頼方法☆

- ◆電話はファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。  
(ファックスまたは、E-mailで申し込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。)
- ◆受付時間  
電話／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇  
ファックス・E-mail／24時間受付

## ☆お問い合わせ☆

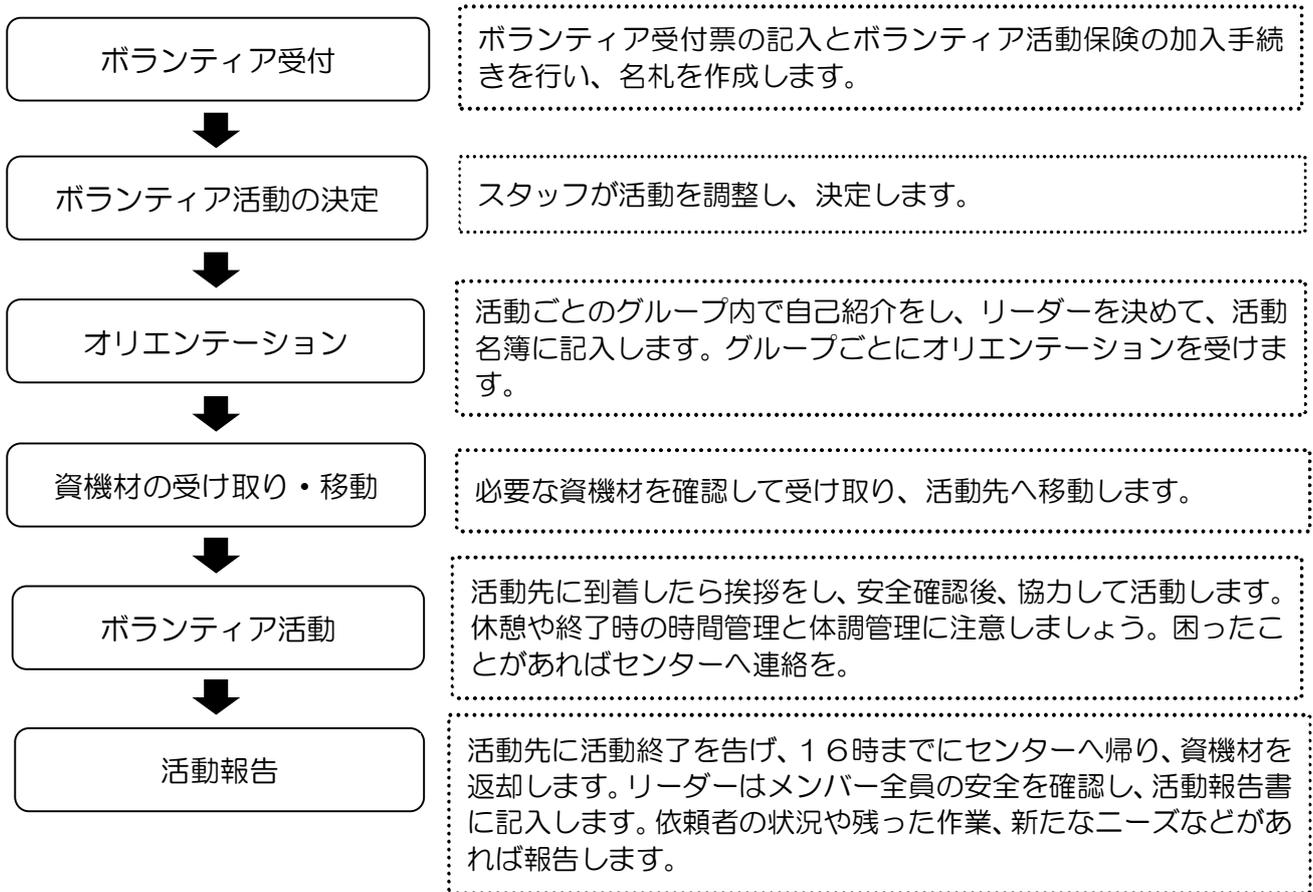
海陽町災害ボランティアセンター
受付時間／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
住所／〒〇〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇市（町村）〇〇〇〇〇〇〇—〇〇
電話番号／問い合わせ：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア希望：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア依頼：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

## ボランティアの皆さんへ

被災者の生活復旧のために、駆けつけていただきありがとうございます。良い活動になりますよう、オリエンテーションまでに一読ください。今日はよろしくお祈いします。

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンターは、被災者に寄り添い、その生活復旧を支援する機関です。復旧の主役は、地域住民（被災者）ですので、ボランティアの皆さんにも被災者の気持ちを大切に活動をお願いします。また、障害のある方や一人暮らし高齢者等、特に支援が必要な方を優先した支援に取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ■ ボランティア活動の流れ ■



### ■ ボランティアの心得 ■

- \* 出かける前の準備をしっかり…情報収集、体調管理、食事や就寝場所の確保、交通費の確保など。
- \* 被災者の立場に立った活動を…あいさつや言葉遣い、約束を守るなど、基本的なことを大切に。
- \* 自分で考えて…周囲の様子をよく見て、自分ができるところをやる。
- \* ルールを守って…勝手な判断はせず、グループで相談する。困ったらボランティアセンターに相談を。
- \* 断る勇気を持つ…危険なことやできないことは、できないとはっきりと。
- \* 地域住民の自立を支援…被災者に協力して一緒に復旧を目指す。

資料編 8

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンター

TEL (0884)73-1980 73-3727

## 活動上の注意事項

### ○現地では

現地に着いたら・・・

- \* 「海陽町被災者支援ボランティアセンターから来ました」と伝えてください。
- \* 作業内容を依頼者に再確認してください。
- \* トイレの利用をお願いしてください。
- \* 室内の場合は、靴を脱ぐかどうかを確認してください。

### ○活動（作業）

作業中には・・・

- \* 休憩をとりましょう。
- \* 安全には十分に注意してください。
- \* 活動上知り得た個人情報およびプライバシーは他者漏らさないでください。
- \* 危険な作業やできないことは断ってください（後でセンターに報告）。
- \* 捨てる前に依頼者に確認しましょう。
- \* 傷病者発生時には速やかに、ボランティアセンターに連絡してください。  
緊急の場合は、救護を（救急車の要請など）を優先させてください。
- \* 熱中症の予防には、こまめな休憩と水分補給をしっかりとってください。
- \* 判断に困ったらリーダーに相談し、ボランティアセンターに連絡してください。

### ○作業終了

終了したら（時間がきたら）・・・

- \* 作業は、15時までに終わらせてボランティアセンターにお戻り下さい。  
（依頼内容が終わらない場合でも、16時までに本部へお戻り下さい。）
- \* 作業終了を依頼者に確認してもらいます。
- \* 活動の継続希望を依頼者に確認します。希望があったらセンターに報告します。
- \* 持っていった資機材を忘れずに持ち帰ってください。

### ○センター帰着

センターに帰ったら・・・

- \* センターに入る前に、長靴の泥を落とし、手洗い・うがいをします。
- \* 持っていった資機材を洗浄して返却してください。
- \* 報告書を書いて、提出してください。（提出の際に、活動内容を簡単にお聞きいたします）

お疲れさまでした！気をつけてお帰り下さい。

\*途中で帰宅の必要が出た場合などは、必ずボランティアセンターに連絡してください。

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンター  
TEL (0884) 73-1980 73-3727

## 活動上のお願い（リーダーの方へ）

### ●出発前の準備について

#### 1. 出発前にお渡しする書類等

お渡しする書類には、個人情報が含まれていますので取り扱いにご注意ください。

①活動紹介票（様式2）

②ボランティア活動者名簿（一部は本部で保管）（様式5）

記入し、④オリエンテーション担当にお渡しください。

③活動資機材貸出票（様式6）

④現地までの地図

2. 災害ボランティアセンターの車両で現地まで向かわれる場合は、車種とナンバーを覚えておいてください。

3. 送迎時間の変更等、災害ボランティアセンターから連絡をさせていただくことがありますので、活動中でも携帯電話に出られるようにご準備ください。

### ●活動終了後について

#### 1. ボランティアセンターに返却いただく書類等

①、②は、活動報告書と一緒に⑦活動報告担当にご提出ください。

①活動紹介票（様式2）

②ボランティア活動者名簿（様式5）

③活動資機材貸出票（様式6）

※貸し出した資機材は、貸出票と照合し元の場所に返却してください。

#### 2. 提出いただく書類

①ボランティア活動報告書（様式8）をご記入いただき活動報告担当へご報告ください。

その際、やり残した活動、依頼主の様子（食事・睡眠等、日常生活で支援が必要ではないか。等）できるだけ、具体的にご記入ください。

海陽町災害ボランティアセンター TEL0884-73-1980

# 災害ボランティア用名札（登録証）

海陽町社会福祉協議会

災害ボランティアセンター

ボランティア 受付番号 000000



問合せ先 000-0000-0000